



三井住友海上きらめき生命

MSIG

Disclosure 2009

最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、
より多くのお客さまと、より深い信頼を築きます。
そして、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献します。

きらめきネクスト10



もっともっと ずっとずっと きらめいて

お客さまに最適な商品・サービスの提供
お客さまに信頼される販売態勢の強化
「業務プロセスのイノベーション」を実現



グループ保有市場におけるクロスセル推進
新たな成長領域における生保市場拡大
「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社」を実現

一人ひとり一つひとつを大切に。



本社ビル

会社概要 2009年3月31日現在

社名	三井住友海上きらめき生命保険株式会社
英文名称	Mitsui Sumitomo Kirameki Life Insurance Company,Limited
設立	1996年(平成8年)8月8日
資本金	355億円
従業員数	907名
本社所在地	東京都千代田区神田錦町3丁目11番1号
URL	http://www.ms-kirameki.com

*本冊子は保険業法第111条に基づいて作成した資料です。

目次

経営理念・経営方針

トップメッセージ	2
三井住友海上グループの概要	4
きらめきネクスト10(中期経営計画)	12

代表的な経営指標

お客さまの数	14
保有契約高	14
保有契約年換算保険料	15
基礎利益と経常利益	15
実質当期純利益	16
資本金	16
総資産	16
有価証券残高	16
貸付金残高	16
責任準備金残高	17
当社の格付け	17
逆ざやの状況	17
ソルベンシー・マージン比率	18
2008年度末エンベディッド・バリューについて	18
直近5事業年度の推移	21

当社の取り組み

コーポレートガバナンス体制	22
内部統制システムに関する方針	23
コンプライアンス(法令等遵守)の体制	24
リスク管理の取り組み	25
保険金支払体制とお支払い状況	28
お客さまへの情報提供	31
お客さま満足度向上に向けた取り組み	35
社会貢献活動	42
個人情報の取り扱い	44
当社の勧誘方針	45
利益相反管理に関する方針	46
生命保険契約者保護機構	47

商品・サービス

新商品・サービス	50
販売商品	52
代理店教育・研修	56
FC社員について	57

会社データ

目次	59
会社 DATA	60

主な保険用語の説明	117
-----------	-----

経営理念・経営方針

代表的な経営指標

当社の取り組み

商品・サービス

会社データ



トップメッセージ

日頃より三井住友海上きらめき生命をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2008年度の決算の概況や最近の事業活動についてご紹介する、ディスクロージャー誌「三井住友海上きらめき生命の現状」を作成いたしました。

当社についてのご理解の一助としてご高覧いただければ幸いです。

2008年度を振り返って

2008年度の日本経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融危機の世界的な拡がりにより、個人消費や企業収益などに深刻な影響を受けました。生命保険業界におきましても、保有契約高の減少傾向が続くとともに、運用環境の急変により保有資産価値を脅かしかねない状況にあり、事業運営は一層厳しさを増しています。

こうした経営環境の中でも当社は、主力商品である収入保障保険や新医療保険がお客さまの好評を博し、2008年度の新契約高(個人保険+個人年金保険)が、前年度に比べ9.8%増加し、1兆6,539億円となりました。また、新契約件数(個人保険+個人年金保険)も、前年度より20.6%増加しました。これらにより2008年度末の保有契約高(個人保険+個人年金保険)は前年度対比で4.8%増加し、9兆308億円となりました。

2008年6月には保有契約件数が100万件の大台を突破し、総資産も1兆円を超えるなど、順調に業容を拡大しています。生命保険会社の企業価値を表す指標の一つであるエンベディッド・バリュー(EV)も1,886億円となり、前年度末より7.6%、133億円増加しました。これもひとえに皆さまの温かいご支援の賜物と心より厚く御礼申し上げます。

また、2008年7月には、持株会社である三井住友海上グループホールディングスの直接傘下の会社となり、当社は新たなステージに立ちました。これを機にさらなる飛躍をめざして2009年度の事業活動に取り組んでまいります。

2009年度の取り組み

三井住友海上グループ中期経営計画「ニューチャレンジ10」を踏まえ、当社は2007年4月に、「最適な保障を、質の高い販売活動を通じて提供し、より多くのお客さまと、より深い信頼を築き、きらめき生命の成長を実現し、グループの発展に貢献する」ことを経営目標とする、中期経営計画「きらめきネクスト10(テン)」を策定し、取り組みを進めてまいりました。

「きらめきネクスト10」の経営目標実現に向けて、2009年度も引き続き「お客さまに最適な商品・サービスの提供」「お客さまに信頼される販売態勢の強化」「業務プロセスのイノベーションを実現」を柱に「お客さま基点」の業務運営を行ってまいります。

お客さまに最適な商品・サービスの提供

2006年11月に発売しました「新医療保険」は、特長の一つである「先進医療保障」がご好評をいただいております。2008年度も多くのお客さまにご契約いただきました。また、最新の医療情報をご案内するために全国で継続的に開催している健康・医療に関するオープンセミナー、「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」も多くの方にご聴講いただきました。

さらに、三井住友海上グループの商品ブランドである「GK ～安心のゴールキーパーでありたい」を、当社の商品にも展開しています。

保険法の施行に向けた適切な対応を行うとともに、今年度もお客さまに最適な商品・サービスをご提供できるよう、さらに取り組みを進めてまいります。

お客さまに信頼される販売態勢の強化

お客さまに信頼される販売態勢を構築する取り組みの一環として、2009年4月より、当社の営業拠点を全国に30ヵ所新設し、販売態勢を大幅に強化しています。

これにより、お客さま対応力の一層の向上を図るとともに、コンプライアンス推進態勢をさらに強化しました。三井住友海上グループにおける経営目標の実現と当社の持続的な発展を視野に入れ、皆さまに選ばれ続ける企業をめざしてまいります。

業務プロセスのイノベーションを実現

2008年度は、保険料のクレジットカード払いの導入や、ホームページ上での新医療保険のご請求案内の充実、保険金・給付金のお支払いに関する社内態勢の大幅強化など、お客さまの利便性向上や信頼性向上に向けた各種業務プロセスの見直し・改善を行ってまいりました。

今年度も引き続き「お客さま基点運動」を展開し、お客さまをはじめ、代理店、社員の声を活かし、さまざまな業務の改善につなげてまいります。

当社はこれからも、お客さまの立場に立って、一人ひとり一つひとつを大切に、お客さま基点に徹した業務を行い、お客さまと社会からゆるぎない信頼を得られるよう努めてまいります。

引き続きご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2009年7月

取締役社長

佐々木 静

三井住友海上グループの概要

三井住友海上グループホールディングスについて

三井住友海上グループは、2008年4月、三井住友海上グループホールディングス株式会社を設立し、持株会社体制に移行しました。2008年7月には、三井住友海上火災保険株式会社、三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社のグループ国内保険会社を傘下に置きました。

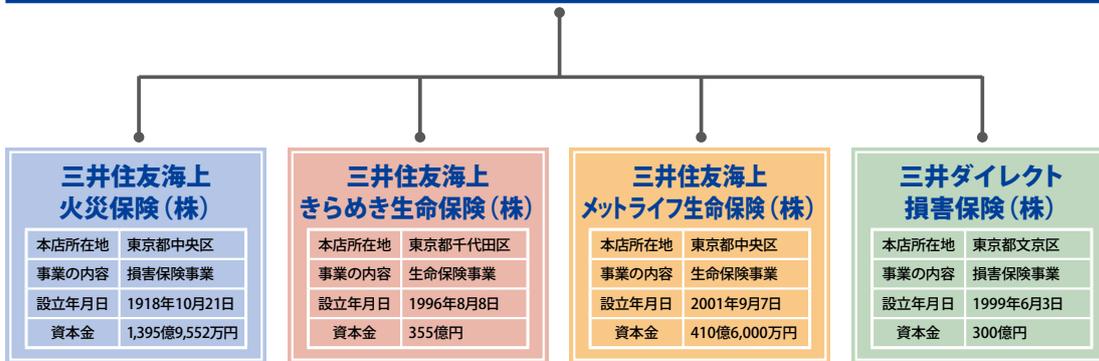
三井住友海上グループホールディングスは、グループ全体の戦略立案、経営資源配分、グループ会社の監視・監督等、グループ全体の統括を行っています。またグループ国内保険会社は、それぞれの事業領域における業務の執行に専念しています。

なお、2009年度から、新たに執行役員制度を導入し、執行役員による「業務執行機能」と取締役による「経営の意思決定・監督機能」を分離しました。

このグループ経営体制のもとで、持株会社を中心に経営管理の高度化、グループシナジーの追求、意思決定の迅速化による機動的な市場対応、多様な事業体制・人事制度を通じた人材の育成等の取り組みを進め、グループの総合力を最大限発揮していきます。

2009年4月1日現在

三井住友海上グループホールディングス株式会社（上場持株会社）



世界トップ水準の保険金融グループを目指して

2009年1月23日、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社および三井住友海上グループは、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提に、新たな保険金融グループの形成を目指して経営統合および業務提携に関する協議を進めることについて合意しました。スピード感を持って飛躍的に事業基盤および経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上を目指します。



三井住友海上グループの事業展開

三井住友海上グループは、国内損害保険事業を中心に、生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連事業など、国内外で幅広い事業展開を行っています。総合的なグループ力を活かして、生活やビジネスのあらゆる場面でお客さまをサポートするとともに、お客さま一人ひとりのニーズに応じた商品・サービスを提供しています。

国内損害保険事業

グループを代表する中核事業であり、業務プロセス全体のイノベーションを実現し、常に先を進む品質を競争力として事業を推進しています。

海外事業

成長著しいアジア各国を中心に、41か国・318拠点の海外ネットワークを展開しています。50年以上の国際業務の経験を活かし、世界で起こる多様なリスクに対応する商品・サービスを提供しています。



生命保険事業

損害保険チャネルによる生命保険販売を中核とする三井住友海上きらめき生命と、銀行チャネルを中心として個人年金保険を専門に展開する三井住友海上メットライフ生命の2社を軸として、グループの生命保険事業を推進しています。

金融サービス事業

401k事業、ART事業、金融保証事業、ベンチャー・キャピタル事業等、金融に関する多様な事業を展開し、お客さまにプロフェッショナルなソリューションを提供しています。

リスク関連事業

リスクマネジメント事業、介護事業等、お客さまの抱えるリスクに対して、各種サービスを提供しています。

三井住友海上グループのCSR経営

CSR経営の考え方

三井住友海上グループは、CSR経営を「企業品質を向上させること」ととらえています。商品・サービスはもちろんのこと、社員や代理店の業務運営などあらゆる品質の向上を図り、それを信頼、成長につなげていく好循環を実現することで、

お客さまをはじめとするさまざまなステークホルダーに対する責任を果たしていきます。

企業品質を競争力とし、成長を実現していくことをグループの基本的な戦略としています。

取り組み概要

お客さまから必要とされる企業グループであり続けるために、次の項目をCSR経営の土台とし、グループ全体で進めています。

1. お客さまとの接点における品質向上
 - ①商品・サービスの品質向上
 - ②品質向上を支える社員がハツラツと働くために

お客さまのもっとも重要な接点である保険商品を販売する場面、保険金をお支払いする場面で、お客さまに正しくご理解、ご納得いただけるよう、仕事の仕組みや体制の改革と人財育成を進めています。

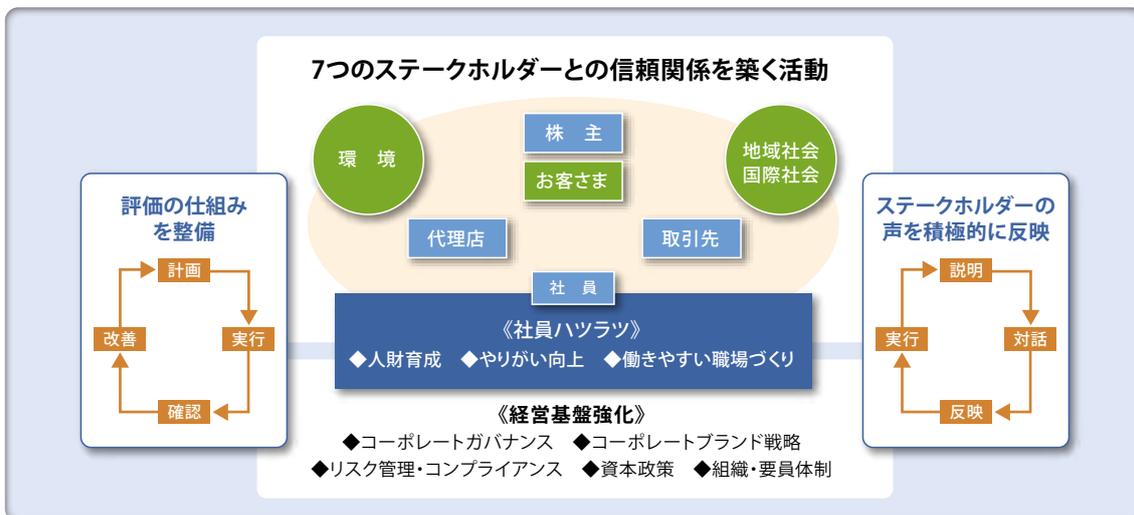
2. 豊かで持続的な社会づくりに向けて
 - ①地球環境の保護
 - ②地域社会・国際社会への貢献

保険・金融サービス事業者として、自然災害などによる被害に備えるためのソリューションを社会に提供するだけでなく、商品やサービスを通じてお客さまや取引先などの環境配慮行動を促し、環境問題が深刻化するのをくい止める役割を果たす責任があると考えています。

また、社会のさまざまな課題を解決するため、地域・国際社会の一員として貢献することは、企業の当然の責務と考えています。

会社が主体となり事業を通じた取り組みを進めるとともに、社員全体の活動の支援にも注力しています。

【三井住友海上グループのCSR経営】



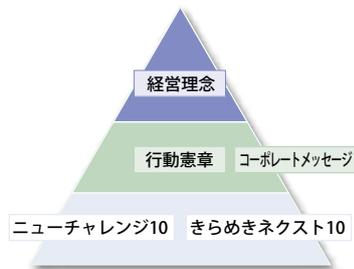
グループ経営理念とグループ行動憲章

三井住友海上グループでは、グループの究極の使命を明文化した「三井住友海上グループ経営理念」と、その実現に向けたグループ全社員の行動原則である「三井住友海上グループ行動憲章」を定め、すべての事業活動の核としています。

三井住友海上グループ経営理念

保険・金融サービス事業を通じて

- 世界に安心と安全を届け 豊かな社会づくりに貢献します
- 最高の商品とサービスを提供し お客さまの満足を実現します
- 持続的な業績向上を目指し 株主の信頼と期待に応えます



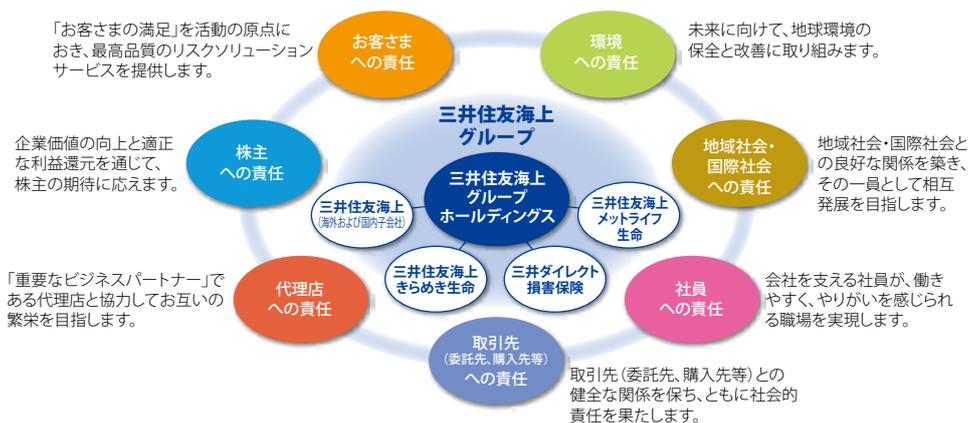
三井住友海上グループ行動憲章

わたしたち三井住友海上グループは、保険・金融サービス事業の公共性を原点として、

- 社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心がけて、広く情報の開示を行い、

社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

上記に続き、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）に対して果たすべき責任をそれぞれ定めています。また、最後に社員一人ひとりが心がけていくべきことを「わたしたちの行動」としてまとめています。（8ページに全文を掲載しています。）



コーポレートメッセージ

行動憲章の精神をわかりやすく表現した「コーポレートメッセージ」を作成し、日常の仕事の中で社員一人ひとりが、行動憲章の実践に努めています。

わたしたちは 一人ひとり一つひとつを大切にします。
 ありがとうがあふれるように。

品質向上に最優先で取り組む、グループ全社員の思いをこめて表現したものです。

三井住友海上グループ行動憲章

わたしたち三井住友海上グループは、保険・金融サービス事業の公共性を原点として、

- ・社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、
- ・公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- ・常に十分なコミュニケーションを心がけて、広く情報の開示を行い、

社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

わたしたち三井住友海上グループは、企業の社会的責任として、次の七つの責任を果たします。

お客さまへの責任

「お客さまの満足」を活動の原点におき、最高品質のリスクソリューションサービスを提供します。

1. 一人ひとりが会社の代表であるとの自覚を持ち、お客さまに感謝の念をもって接します。公正かつ透明な競争を行い、全てのお客さまに公平に接します。
2. お客さまニーズの正しい把握と最適な商品・サービスの提供に努めます。保険契約の内容や重要事項について、正確で分かりやすい説明を行います。
3. 事故が発生したときは、被害者を含む全ての関係者への配慮を忘れることなく、適正、迅速かつ丁寧な損害サポートを行います。
4. 業務上入手したお客さま情報は、厳重に管理し、許された目的、用途以外には使用しません。
5. 万一、お客さまにご迷惑がかかる事態が発生したときは、真摯かつ迅速に対応して早期解決を図ると共に、そこから得られた経験を再発防止に活用します。

株主への責任

企業価値の向上と適正な利益還元を通じて、株主の期待に応えます。

1. 透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じて、持続的な業績の向上を目指します。
2. 国内外において積極的なIR活動(株主・投資家へ投資判断に必要な情報を適時、公平に提供すること)を展開し、株主・投資家との対話に努めます。
3. インサイダー取引(重要な未公開情報を知りながら株券等の取引を行うこと)の疑いのある行為には一切関与しません。

代理店への責任

「重要なビジネスパートナー」である代理店と協力してお互いの繁栄を目指します。

1. コンプライアンスの徹底、説明責任の適切な履行とお客さま情報の管理に細心の注意を払いつつ、「お客さまの満足」の絶えまない向上に向けて、協力して取り組みます。
2. 円滑なコミュニケーションを保ち、一緒に考え、行動します。
3. 公正かつ健全な関係を維持し、お互いの自主自立と共存共栄を目指します。

取引先(委託先、購入先等)への責任

取引先(委託先、購入先等)との健全な関係を保ち、共に社会的責任を果たします。

1. 取引先(委託先、購入先等)に対しては、常に誠意をもって対応します。
2. 取引上の地位を利用して不公正な取引を求めるとは行いません。
3. 取引先(委託先、購入先等)が社会的責任を果たすよう協力・支援すると共に、それに向けた相手の努力を評価します。

社員への責任

会社を支える社員が、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現します。

1. 社員の人権、個性、チャレンジ精神を尊重し、公平、公正な人事を行います。社員の能力開発を重視し、自己実現の機会を提供します。
2. 自由に意見が言える風通しの良い職場、安全、清潔で業務上災害のない職場を提供します。社員と家族のゆとりある生活の実現に向けて取り組みます。
3. 差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの発生防止に努めます。万一、問題が発生したときは、迅速に調査し、被害者の救済と再発防止に向けた措置を講じます。

地域社会・国際社会への責任

地域社会・国際社会との良好な関係を築き、その一員として相互発展を目指します。

1. それぞれの国・地域の文化、慣習、歴史を尊重します。相互理解の促進によって友好関係を築き、各国・各地域の発展に貢献します。
2. 各種ボランティア活動やその他の社会貢献活動を積極的に推進します。
3. 学術研究、教育、文化芸術、スポーツ振興等の活動を継続的に支援します。

環境への責任

未来に向けて、地球環境の保全と改善に取り組みます。

1. 地球環境問題に寄与する商品・サービスの開発・提供に努めます。
2. 省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴う環境負荷の軽減に努めます。
3. 三井住友海上グループ環境方針に沿って、継続的な取り組みを推進します。

わたしたちの行動

わたしたちは、三井住友海上グループの一員として、次のとおり行動します。

1. 行動の基本

持続的な発展のためには、公平、公正な事業運営が不可欠であることを認識し、あらゆる局面において、倫理的に正しい行為を優先します。
人種、国籍、性別、年齢、職業、地位、信条、障がいの有無等による差別は行いません。
情報開示を大切にして、前記七つの責任を果たし、社会から信頼される関係づくりに努めます。

2. 日常活動において心がけること

自らの良心に恥ずべき行為は行いません。
相手が満足しない場合には、まず自分に問題がないかを考えます。
目標に日付を入れ、スピーディーに行動します。
ゆとり創造に向けて、自分の時間を管理し、相手の時間への配慮も忘れません。
改革、革新を求める姿勢を大切にし、新たな課題に挑戦します。
良いところを学ぶ気風を大切にし、次の世代を担う社員を大事に育てます。

3. コミュニケーションの重視

笑顔を忘れず、心のかもった挨拶、応対を行います。
簡潔、明快で分かりやすい言葉・文章を使用します。
会社方針を全員で理解し、情報を共有します。
マイナス情報は優先的に報告します。
チームワークを大切にし、会社や部門の目標達成に向けて全員参加で取り組みます。

4. コンプライアンスの徹底

関連するすべての法令、ルールを遵守します。
法令、ルールに違反する行為、非倫理的な行為を見つけたときは、勇気をもって指摘し、協力して、そのような行為を是正します。
会社の利益を害する取引や個人的な利益を目的とした取引は行いません。
反社会的勢力・団体には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。

5. 迷ったときの判断基準

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。
法令、ルールに違反していないか。
非倫理的ではないか。
十分な情報に基づき、相当の注意を払った上での判断か。
すべての関係者の立場を十分考慮した上での判断か。
家族に、友人に、胸を張って説明できるか。
三井住友海上グループの信頼・ブランドを損なわないか。
三井住友海上グループの持続的な発展への障がいとならないか。

ニューチャレンジ10

—企業品質を競争力として永続的に発展する 世界トップ水準の保険・金融グループを目指して—

中期経営計画「ニューチャレンジ10」は、三井住友海上グループが2010年までに目指す姿と、それを実現するための戦略、グループ全社員が大切にしていこう価値観をまとめたものです。

グループ基本戦略

お客さま基点に立った“品質”の向上、“信頼”“成長”を通じ、CSR経営を実現

- ①商品・サービスの品質向上に最優先で取り組むことによって、信頼を確保
 - ②より多くのお客さまからの、より深い信頼を通じて、事業の成長を実現
 - ③事業の成長によって拡大した経営資源をさらなる品質向上に向けた活動に投入
- ①～③の好循環によって絶え間ない品質向上を継続



「お客さま基点」

公平・公正かつ透明な活動により、お客さまにご満足いただくことに最大の価値をおくこと。

「品質向上」

お客さまとのあらゆる接点において、まず当たり前のことを確実に「当然品質」を実現し、次にお客さまの期待を上回る「感動品質」を追求するためのPDCAサイクルによる主体的な取り組み。
C（確認）においては、お客さまの声等の外部評価と自己評価を実施。

「CSR経営」

品質向上、信頼、成長の好循環を実現していくことにより、7つのステークホルダー（注）に対する責任を適切に果たしていく事業活動（＝企業品質の向上）。

（注）お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域・国際社会、環境

品質向上戦略

一人ひとりが成長し、一つひとつの品質を向上

●社員、代理店の成長

- ・自ら学び、自ら考え行動
- ・プロフェッショナルとして、自信と誇りを持って目標にチャレンジ
- ・コミュニケーション（相互理解）を通じたチームワークを重視

●ステークホルダーの声を幅広く反映

- ・お客さまの声を大切にし、常に業務を改善
- ・各種業務を常に第三者の目により検証
- ・地域・国際社会への貢献、地球環境の保全・改善を積極的に実行

●業務プロセス・インフラの向上

- ・お客さまへ質の高いサービスを提供する業務プロセス
- ・利用者にわかりやすく使いやすいシステム
- ・業務を正確かつ適切に行うための事務・システム

グループ事業戦略

グループ総合力を発揮し、お客さまに最大の価値を提供

■ 生命保険事業

- ・グループ生保2社の収益拡大。
- ・三井住友海上きらめき生命はクロスセルを軸に、営業体制強化と販売チャネル多様化により成長基盤を構築。
- ・三井住友海上メットライフ生命は個人年金市場における競争力を一層強化。
- ・海外生保事業の拡大（アジア等）。

■ 海外事業

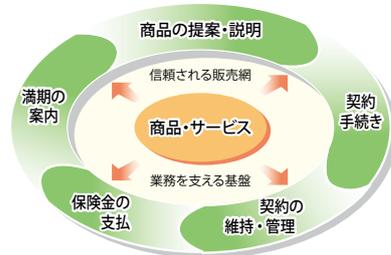
- ・アジア・欧州・米州の3極態勢確立と本社によるガバナンス強化。
- ・アジアでの圧倒的な事業基盤の確立。
- ・選択と集中による戦略地域・分野への投資。

■ 国内損害保険事業

- ・各業務プロセスにおける品質を飛躍的に向上させ、これを競争力として事業を推進。

商 品	お客さまにとってわかりやすい商品・サービスの提供
販 売	お客さまに信頼される販売網の構築と成長分野への積極的な取り組み
損害サービス	保険金支払い態勢を一層強化し、確実・親身に対応
事務・システム	業務プロセスを支える基盤の整備
資産運用	運用力の向上と適正なリスク管理

〈業務プロセス〉



■ 金融サービス事業

- ・金融サービス商品の開発力と販売力の強化。

■ リスク関連事業

- ・保険事業の競争力向上とグループ収益の拡大に貢献する事業の発掘・展開。

『グループ企業価値の拡大に向けた経営基盤強化』

コーポレートガバナンス、コーポレートブランド、リスク管理・コンプライアンス
資本政策、組織・要員体制

グループコア利益の推移



2010年度以降の戦略と経営目標は、新しい環境を踏まえ3社経営協議後に発表します。

注) グループコア利益＝連結当期純利益－株式キャピタル損益(売却損益等)－クレジットデリバティブ評価損益－その他特殊要因
－生保子会社連結利益＋三井住友海上きらめき生命保険(株)の標準責任準備金積増前利益
＋三井住友海上メットライフ生命保険(株)の米国会計基準(US GAAP)に基づく持分利益等<すべて税引後>

きらめきネクスト 10 ～もっともっと ずっとずっと きらめいて～

グループ保有市場におけるクロスセル推進

■クロスセルの徹底・強化と『新クロスセル[※]』の推進

- 損保代理店の生保販売力強化による併売率の大幅引き上げ
- 新クロスセルの展開によるMSIG保有マーケットの開拓

※『新クロスセル』

MSIGの損害保険のお客さまに対して、FC（直販）提携・代理店間提携や通販手法の活用を通じて生命保険を販売すること
 （クロスセルは、損保代理店が自らの損害保険のお客さまに生命保険を販売すること）

2010年度末

お客さまの数

保有契約高

保有契約年換算保険料

お客さまに最適な商品・サービスの提供

■お客さまのニーズを満たす、魅力的でわかりやすい商品・サービスを提供

- 個人向け…「回払・死亡保障」商品を基軸に「医療保障」商品も重点的に提案
- 法人向け…保障ニーズに応じた提案を推進

最適な保障を、質の高い
 より多くのお客さまと、
 そして、きらめき生命の成長を実現し、

企業品質

「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社」を実現

- コーポレートガバナンスを強化し、コンプライアンス・リスク管理に最優先で取り組みます
- 自ら学び、自ら考え行動し、コミュニケーション（相互理解）を通じチームワークを大切にします
- 障がい者スポーツ支援・ボランティア活動等を通じて社会に貢献するとともに、地球環境に対する責任を果たします

■商品の提案・説明

- お客さまへの適切な商品提案・説明
 - ・説明責任を果たせる代理店教育の充実
- お客さまにわかりやすい販売ツール
 - ・見やすく、理解しやすい販売ツールの開発
 - ・使いやすい販売支援システムの開発

■保険金等の支払い

- 正確・適切・迅速な保険金等支払いのための態勢整備
- お客さま窓口の拡充・強化により、丁寧なお客さまとのコミュニケーション実現

2007年度にスタートした中期経営計画「きらめきネクスト10」は、きらめき生命が2010年までに目指す姿と、それを実現するための戦略、全社員が大切にしていける価値観をまとめたものです。

数値目標

130万人

11兆円

2,000億円

新たな成長領域における生保市場拡大

■新たな成長チャネルへの積極的な取り組みにより生保市場を拡大

- 研修体制・相对活動の強みを活かし金融窓販分野における業界トップ水準の実績確保
- 大型生保プロ・税理士チャネルの新設と稼働の推進
- 代理店との提携を軸にしたFC(直販)事業の推進

販売活動を通じて提供し
より深い信頼を築きます
グループの発展に貢献します

お客さまに信頼される販売態勢の強化

■お客さまの意向を適切に確認し、最適な保障を丁寧に説明する販売活動を推進

- 高品質な販売網の構築
 - ・説明責任が果たせコンサルティングが実践できる代理店の新設・育成
- 新生保推進体制の構築・拡充
 - ・お客さま対応力の強化
 - ・コンプライアンス推進体制の一層の強化
 - ・MSIGにおける生損保の販売力の最大化
- 販売教育・研修の拡充
 - ・社員研修や募集人単位の販売教育・研修の充実

の 向 上

「業務プロセスのイノベーション」を実現

お客さまの声を大切にし、
常に業務を改善
(お客さま基点運動の推進)
業務プロセスを支える
システム基盤の整備

■契約手続き

- お客さまの利便性やサービスのより一層の向上
 - ・保険料決済手段の多様化、契約締結から証券発行までの迅速な対応
- 公平・公正な引受環境の構築
 - ・「正しい告知」の推進
 - ・医務診査手法の拡充・整備

■契約の維持・管理

- お客さまダイレクト対応によるサービス向上と業務効率化
 - ・コールセンターの態勢強化、お客さま対応スキルの向上
- ご契約後のお客さまへのアプローチ機会拡充

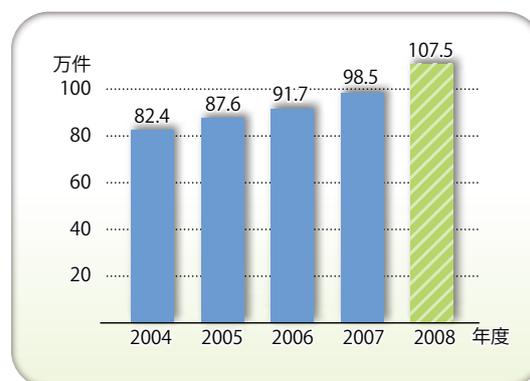
代表的な経営指標について、2008年度の状況は以下のとおりです。

お客様の数(保有契約件数)

お客様の数 **107.5** 万件(個人保険・個人年金保険)

当社の2008年度末の保有契約件数(個人保険・個人年金保険)は、2007年度末の98.5万件から9.1%増加し、107.5万件になりました。

【お客様の数の推移】



保有契約高

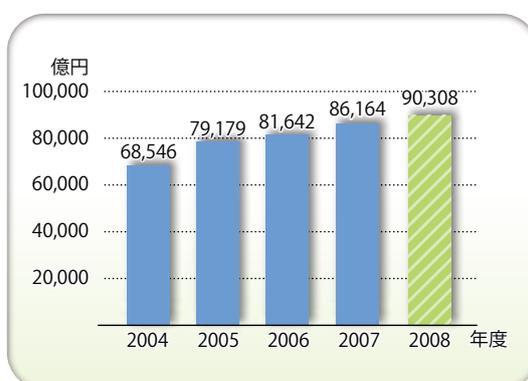
保有契約高 **9 308** 兆 億円(個人保険・個人年金保険)

「保有契約高」とは、個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総計額であり、生命保険会社の規模を表す指標の一つです。(たとえば個人保険では、死亡時の支払金額等の総計額を表します。)

当社の2008年度末の保有契約高(個人保険・個人年金保険)は、2007年度末の8兆6,164億円に比べ、4.8%増加し、9兆308億円となりました。

団体保険を含む保有契約高は、11兆6,221億円となりました。

【保有契約高の推移】

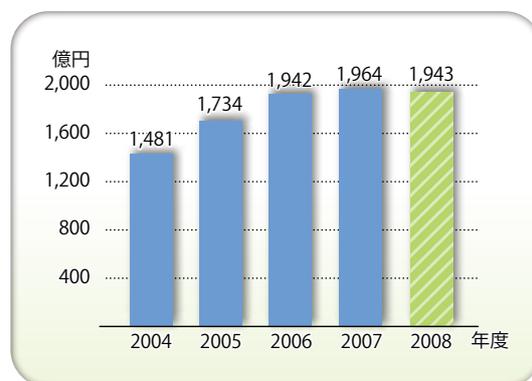


保有契約年換算保険料

保有契約年換算保険料 **1,943** 億円（個人保険・個人年金保険）

当社の2008年度末の保有契約年換算保険料は、2007年度末の1,964億円から1.1%減少し、1,943億円になりました。

【保有契約年換算保険料の推移】



基礎利益と経常利益

基礎利益 **22** 億円

「基礎利益」とは、1年間の保険本業の収益力を示す指標の一つで、一般事業会社の「営業利益」や、銀行の「業務純益」に近いものです。保険本業とは、お客さまからいただいた保険料や

資産運用による収益から、保険金・年金・給付金等をお支払いしたり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用することなどをいいます。

$$\text{経常利益 } 23\text{億円} = \text{基礎利益 } 22\text{億円} + \text{キャピタル損益 } 7\text{億円} + \text{臨時損益 } \Delta 6\text{億円}$$

当社は2008年度、基礎利益22億円を計上し、保険本業での利益を確保しました。なお2008年度も、38億円の責任準備金の積増しを実施しており、積増し前の基礎利益は、60億円となります。

「経常利益」は、「基礎利益」に、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」と、危険準備金などの「臨時損益」を加減したものです。（詳細については、82ページに掲載しています「V.10.経常利益等の明細（基礎利益）」をご参照ください。）

実質当期純利益

実質当期純利益 **24** 億円

当社は保険業法上の標準責任準備金積立を達成するため、当年度の収益力をファンドに責任準備金の積増しを実施しており、当年度の積増し額は38億円となりました。

当期純利益は、この積増しにより44百万円となっていますが、積増しがなかった場合の実質当期純利益は24億円となりました。

資本金

資本金 **355** 億円

当社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社が100%出資する子会社であり、2008年度末の資本金の額は、355億円です。

総資産

総資産 **1兆751** 億円

2007年度末の9,997億円から7.5%増加しました。

有価証券残高

有価証券残高 **1兆137** 億円

総資産に占める有価証券残高の比率は94.3%です。有価証券残高のうち97.4%にあたる9,871億円を国債・地方債・社債で運用しています。(101ページに「VI.4. (1) ①ロ.当社の運用方針」、108ページに「VI.4. (12) 有価証券明細表」をそれぞれ掲載していますので、ご参照ください。)

貸付金残高

貸付金残高 **287** 億円

総資産に占める貸付金残高の比率は2.7%であり、またいわゆる不良債権に該当するものではありません。すべて保険約款貸付であり、一般的な融資によるものではありません。(79ページに「V.5.債務者区分による債権の状況」、「V.6.リスク管理債権の状況」を掲載していますので、ご参照ください。)

責任準備金残高

責任準備金残高 **9,981** 億円

「責任準備金」は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを着実に行うため、お客さまからお支払いいただいた保険料や運用収益などを財源として積み立てる準備金のことです。当社は、保険業法に基づき適正に積み立てています。

当社の格付け(2009年7月1日現在)

AA

スタンダード&プアーズ(S&P)
保険財務力格付け

AA

格付投資情報センター(R&I)
保険金支払能力格付け

逆ざやの状況

「逆ざや」状態ではありません。

生命保険会社は、お客様にお支払いいただく保険料を計算するにあたって、あらかじめ資産運用による一定の運用収益を見込み、その分保険料を割り引いて計算しています。

この割引率を「予定利率」といいます。

そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)を運用収益などで確保する必要があります。

この予定利息分を運用収益などで確保できている状態を「順ざや」状態、一方、確保できていない状態を「逆ざや」状態といいます。

当社は2007年度までは「逆ざや」状態が続き、2007年度は5億円の逆ざや額がありましたが、2008年度は「順ざや」状態に転じました。

逆ざや額は次の方法で算出し、マイナスの場合が「逆ざや」状態となります。

逆ざや額

=

(基礎利益上の運用収支等の利回り*1 - 平均予定利率*2)
× 一般勘定責任準備金*3

*1 「基礎利益上の運用収支等の利回り」とは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの、一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。なお、当社には一般勘定以外の勘定はないため、一般勘定は会社の合計に一致します。

*2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

*3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除いた責任準備金について、以下の方式で算出します。

$$(\text{年始責任準備金} + \text{年末責任準備金} - \text{予定利息}) \times \frac{1}{2}$$

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率 **2,069.1** %

「ソルベンシー・マージン比率」とは、経営の健全性を判断するための指標の一つで、大災害や株の大暴落といった通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」がどれだけあるかを表したものです。当社は、高水準のソルベン

シー・マージン比率を維持しています。(79ページに「V.8.保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)」を掲載していますので、ご参照ください。)

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{1/2 \times \text{リスクの合計額}} \times 100$$

(単位：百万円)

項目	2007年度	2008年度
ソルベンシー・マージン総額(A)	109,255	114,070
リスクの合計額(B)	10,287	11,025
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	2,124.0%	2,069.1%

2008年度末エンベディッド・バリューについて

(1) エンベディッド・バリューとは

エンベディッド・バリュー (Embedded Value : 以下「EV」という)とは、生命保険会社の企業価値評価に使われる指標の一つであり、評価時点での純資産価値(投下資本とすでに会計上認識した損益)に保有契約が将来生む利益の現在価値を加えたものです。

法定会計では生命保険の特性から販売時に集中的にコストが発生し、利益が得られるまで時間を要する等、当期の業績の評価には使用しづらい一面がありますが、EVIは保有契約の将来の利益を現在価値として認識することにより、生命保険会社の収益性をより合理的に表している指標といえます。

(2) 2008年度末EV

(単位：億円)

項目	2006年度末		2007年度末		2008年度末	
		増減額		増減額		増減額
EV	1,594	208	1,752	158	1,886	133
純資産価値	552	3	560	7	564	4
保有契約価値	1,041	204	1,192	150	1,321	128
うち新契約価値	83	△23	53	△29	58	4

(注1) 純資産価値は、以下の算式により計算しています。

純資産価値＝貸借対照表の純資産の部－その他有価証券評価差額金＋価格変動準備金(税引後)＋危険準備金(同)
＋一般貸倒引当金(同)－退職給付の未積立債務(同)＋保有契約価値計算に含めない有価証券に係る含み損益(同)

(注2) 保有契約価値とは、保有契約について以下の算式により計算した将来の一定期間の利益を、割引率で割り引いた現在価値の合計です。

利益＝保険料＋資産運用収益＋再保険収入－保険金等支払金－再保険料－責任準備金繰入－事業費等
－配当準備金繰入－法人税等－資本コスト

資本コストとは、前提のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコスト(割引率と運用利回りの差から生じる利息相当額)です。

(注3) 新契約価値とは、EV総額のうち当年度に獲得した新契約分の数値を表しています。

(3) 主要な前提条件

保有契約価値の算出における主要な前提条件は以下のとおりです。

項目	2007年度末	2008年度末
保険事故発生率	直近3年の支払実績および業界統計データより設定	同左
解約率	直近3年の解約実績および業界統計データより設定	同左
経費	直近年度の経費実績に基づき設定	同左
資産運用 (新規投資利回りは直近年度の平均利回りとして設定)	新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 10年国債 1.59% 20年国債 2.13% 30年国債 2.38% 主な年度の運用利回り 2009年度 1.82% 2013年度 2.00% 2018年度 2.04% 2023年度 2.05%	新規資金を主に10年、20年および30年国債に投資する。 新規投資利回り 10年国債 1.43% 20年国債 2.09% 30年国債 2.26% 主な年度の運用利回り 2009年度 1.88% 2013年度 1.83% 2018年度 1.94% 2023年度 1.96%
実効税率	直近の実績(36.15%)	同左
ソルベンシー・マージン比率	800%を維持する	同左
割引率 (無リスク金利＋リスクプレミアムを基準に設定)	7%	同左

(4) 2008年度EV増減額の内訳

2008年度におけるEV増加額133億円の内訳は以下のとおりです。

(単位：億円)

要 因	2008年度増減額
新契約価値	58
前年度末EVからの期待収益 ^(注1)	83
想定と実績の差等 ^(注2)	28
金利変動等投資関連の影響	△36
合 計	133

(注1) EVは割引率を使用して計算するため、計算時点が1年進むことによるEVの増加額で、前年度末の保有契約価値および必要資本に割引率を乗じた金額です。

(注2) 保険事故発生率、解約率、経費の前提条件を更新したことによる変動額等です。

(5) 前提条件を変更した場合の影響

前提条件を変更した場合のEVへの影響額は以下のとおりです。

(単位：億円)

前提条件の変更	EVへの影響額	EV額
保険事故発生率	0.9倍とした場合	1,987
	1.1倍とした場合	1,785
解約率	0.9倍とした場合	1,920
	1.1倍とした場合	1,855
経費(除く、募集手数料)	0.9倍とした場合	1,924
	1.1倍とした場合	1,848
新規投資利回り	0.25%上昇した場合	1,959
	0.25%低下した場合	1,811
ソルベンシー・マージン比率	800% → 600%に変更	1,886
	800% → 1000%に変更	1,885
割引率	7% → 6%に変更	2,003
	7% → 8%に変更	1,785

(6) 独立した第三者機関による妥当性の検証

当社は、計算の前提条件、計算方法および計算結果の妥当性につき、専門的能力と実務上の経験を有する独立した第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに検証を依頼し、意見書

を得ております。なお、意見書については、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com>)掲載のニュースリリースをご覧ください。

〈ご使用にあたっての注意事項〉

EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。したがって、EVは企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては十分な注意を払っていただく必要があります。

直近5事業年度の推移

(単位：億円)

項目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	
保有契約件数	82.4万件	87.6万件	91.7万件	98.5万件	107.5万件	
保有契約高	68,546	79,179	81,642	86,164	90,308	
保有契約年換算保険料	1,481	1,734	1,942	1,964	1,943	
経常利益	24	30	30	26	23	
基礎利益	35	40	39	32	22	
実質当期純利益	33	45	69	43	24	
資本金	355	355	355	355	355	
総資産	6,716	7,788	8,923	9,997	10,751	
有価証券残高	6,339	7,234	8,381	9,446	10,137	
貸付金残高	169	217	220	245	287	
責任準備金残高	5,963	7,099	8,215	9,225	9,981	
格付け	スタンダード&ブアーズ(S&P)	AA-	AA-	AA	AA	AA
	格付投資情報センター(R&I)	AA	AA	AA	AA	AA
逆ざや額	24	19	13	5	-	
ソルベンシー・マージン比率	1,807.9%	1,493.9%	1,900.2%	2,124.0%	2,069.1%	
エンベディッド・バリュー (EV)	1,215	1,386	1,594	1,752	1,886	

(注) 格付けは各年度末時点。スタンダード&ブアーズは保険財務力格付け、格付投資情報センターは保険金支払能力格付け。

コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、三井住友海上グループの一員として、「三井住友海上グループ 経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制

機能を備えた経営体制を構築し、当社および三井住友海上グループ全体の企業価値の向上に努めています。

経営体制

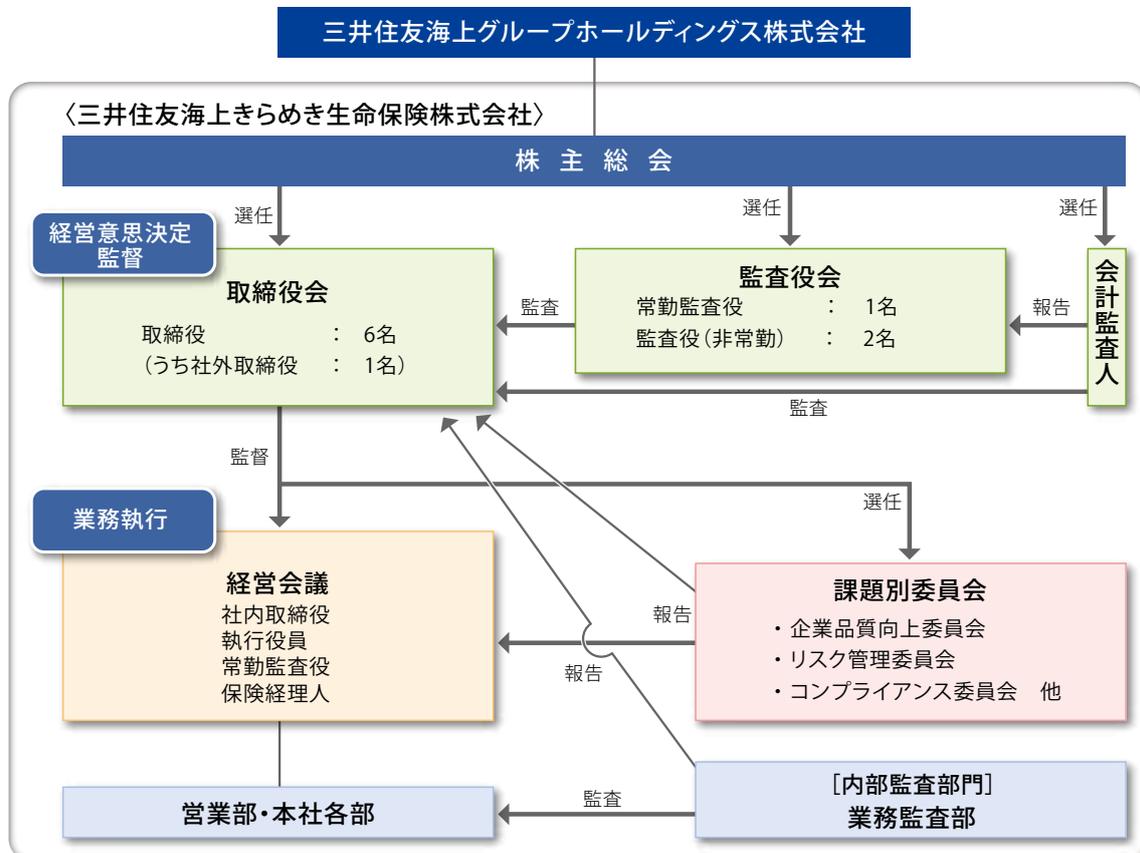
当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。また、執行役員制度および社外取締役を導入し、グループ全体の経営重要事項の決定および監督を担う「取締役(会)」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確にするとともに、取締役会に

おいて実質的な論議を可能とする取締役の員数を8名以内とするなど、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

なお、当社は、完全親会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

【コーポレートガバナンスの体制】

2009年7月1日現在



内部統制システムに関する方針

「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針」において、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点として定めています。基本方針の概要は、以下のとおりです。

1. **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度および社外取締役を導入する。
2. **取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 全役職員の日常活動における行動基準であり、かつコンプライアンスの基本方針および遵守基準である「三井住友海上グループ行動憲章」の浸透を図るとともに、法令等遵守規程を制定し、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図る。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底する。
 - (2) コンプライアンスに係る具体的な計画としてコンプライアンス・プログラムを策定する。また、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備するとともに、コンプライアンスの推進および徹底を図るための協議・調整を行う機関として、コンプライアンス委員会を設置する。なお、違法行為などに関する情報把握ルートの確保を図るため、内部通報制度を別途設ける。
3. **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
「三井住友海上グループ リスク管理基本方針」に従い、リスク管理方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織・体制およびリスク管理における役割と責任を明確に定めるとともに、統合的なリスク管理の推進・徹底を図るためリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理統括部門は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに資本の十分性を検証する。なお、危機発生時においては、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。
4. **財務報告の信頼性を確保するための体制**
「三井住友海上グループ 情報開示統制基本方針」に従い、当社に関する財務情報および非財務情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。また、情報開示統制の有効性の評価結果(金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況の評価結果を含む。)を検証する。
5. **内部監査の実効性を確保するための体制**
「三井住友海上グループ 内部監査基本方針」に従い、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社のすべての業務活動並びに保険募集に係る業務の代理および事務の代行の委託先である三井住友海上火災保険株式会社への委託業務を対象として内部監査を実施する。内部監査部門には、専門性を有する内部監査人を配置すると同時に、適正な要員規模を確保する。また、内部監査規程に内部監査にかかわる基本的事項を定めるとともに、内部監査方針および内部監査計画を策定する。内部監査部門は、内部監査結果および改善状況などを定期的に取締役会に報告する。
6. **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
役員職務執行に係る情報の保存・管理に関する規程に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存および管理する。取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
7. **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役会事務局を設け、当該従業員の人事異動、懲戒処分および人事考課については監査役の意見を聴取する。
8. **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告する。従業員は、これらの報告事項について監査役会に直接報告できるものとする。
9. **その他監査役が実効的に実行されることを確保するための体制**
監査役が、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会その他の重要な会議に出席できるものとする。また、代表取締役等は監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。
10. **当社および親会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - (1) 当社は、三井住友海上グループホールディングス株式会社(以下「持株会社」という。)と締結するグループ経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守するとともに、重要事項について、持株会社の承認を受ける、または持株会社への報告を行う。
 - (2) 当社の役員は、持株会社のグループ経営会議において、当社の経営上の重要事項について持株会社の役員と協議し、意思決定の方向性を定める。

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

お客さまの要望にお応えし、信頼される企業であるために、当社は、コンプライアンスを経営の基本としています。

保険事業（生命保険・損害保険）は、その公共性・社会性から高い倫理観、遵法意識が求められています。特に規制改革の進展に伴い、企業活動の自己責任に対する社会の要請が強まっており、企業の倫理に適った行動が求められるようになってきました。

このような状況を踏まえ、当社におけるコンプライアンスは、まず日常業務の一環として、それぞれのラインにおいて責任をもって取り組むことを基本としています。

そのため、各組織を管理している部長と業務・営推グループ長を「コンプライアンス責任者」として位置付け、コンプライアンス責任者が担当部門における法令等遵守を徹底させるとともに、法令等遵守を徹底する上で必要となる他部門との連携・調整を行っています。

また、これらの支援については、専任組織である「コンプライアンス部」が中心となって運営しています。これに加え、本社各部・各業務・営推グループ・FCオフィスにコンプライアンス担当者を配置し、管下社員に対する法令等遵守の徹底・教育および指導にあたらせています。

あわせて、コンプライアンスの推進・支援体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス活動が円滑に進むように取り組みを行っています。

コンプライアンス委員会

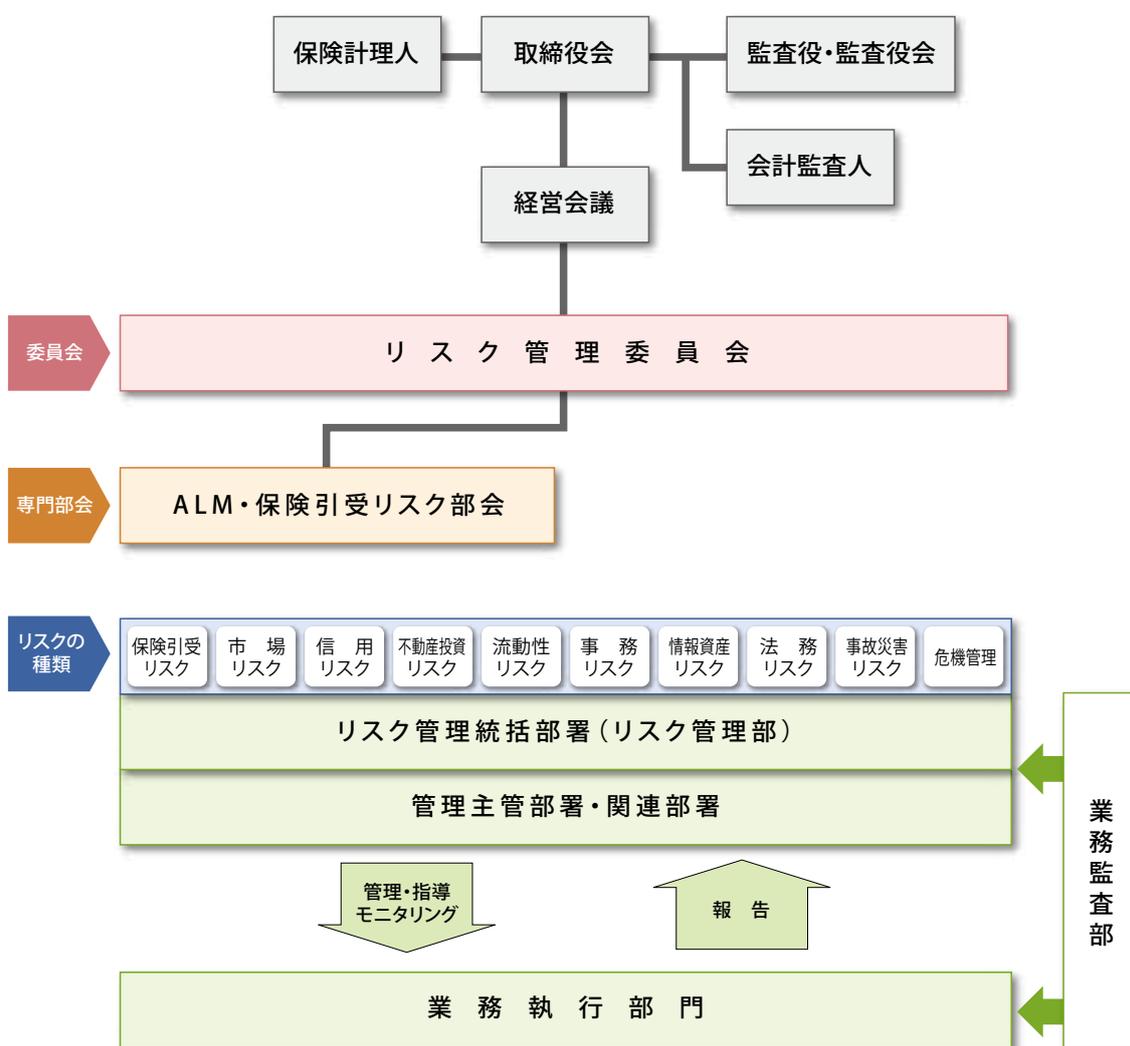
コンプライアンス委員会では主に以下の業務を担当しています。

- ①コンプライアンス・マニュアルの協議・調整
- ②コンプライアンス・プログラムの協議・調整
- ③コンプライアンス・プログラムの推進状況に関する監視および半期ごとの取締役会
あて報告の協議・調整
- ④コンプライアンスに関する重要事項の協議・調整
- ⑤法令等遵守規程の改廃に関する協議・調整
- ⑥その他コンプライアンスの推進および徹底に関する事項の協議・調整

リスク管理の取り組み

社会・経済の複雑化によって、事業環境は次々と変化しており、経営上のリスクは多様化・巨大化しています。これらのリスクに的確に対応することによって、企業価値の向上を図り、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーへの責任を果たすことができるよう、当社はリスク管理を経営の最重要課題として取り組んでいます。

【リスク管理体制図】



◇リスクの内容

●保険引受リスク	保険料設定時に予想できなかった事情により、保険料計算の基礎として設定した計算基礎率(予定死亡率、予定利率など)について、実際との差異が生じることなどにより損失を被るリスク
●市場リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク
●信用リスク	主に貸付金や債券について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク、および、同一先への与信集中リスク
●不動産投資リスク	賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減少するリスク、および、不動産市況の変動により不動産価格自体が減少して損失を被るリスク
●流動性リスク	新契約の減少、解約返戻金支出の増加、巨大災害での保険金支払等により資金繰りが悪化し、損失を被るリスク(資金繰りリスク)、および、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスク(市場流動性リスク)
●事務リスク	役員・社員等が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
●情報資産リスク	情報の毀損、改ざん、漏洩等により損失を被るリスク(情報漏洩リスク)、および、コンピュータシステムのダウン・誤作動などのシステムの不備やコンピュータの不正使用により損失を被るリスク(システムリスク)
●法務リスク	企業経営において発生する損害賠償や債務不履行等の民事責任、刑事責任、および、行政責任を負うリスク
●事故災害リスク	自然災害や事故、犯罪によって、役職員の生命・身体や会社資産に損失を被る、あるいは第三者に対する賠償責任を負うリスク

〈ストレス・テストの実施について〉

市場リスクや保険引受リスク(死亡率リスク、予定利率リスク)等は、そのリスクが実際に発生した場合、会社に大きな影響を与える可能性があります。このため、当社では、大幅な市場金利の変動や死亡率の悪化といった通常の予測を超える範囲のリスクを想定し、その影響度を分析するテストである「ストレス・テスト(感応度テスト)」を定期的の実施しています。

テスト結果は、リスク管理委員会やALM・保険引受リスク部会に報告され、資産特性・負債特性の分析・把握等に役立てられています。

リスク管理体制

事業運営において生じる各種リスクについては、リスク特性に応じ管理主管部署等による一次管理、リスク管理委員会等における組織横断的管理、取締役会による経営レベルでの管理を行う体制をとっています。あわせて、より実効性の高い内部管理と外部監査の枠組を構築し、適切なリスク管理体制の整備を進めています。

(1) 取締役会

取締役会は、リスク管理態勢全般の監視・監督を行っています。このため、業務執行上の経営的重要事項に関する協議及び関係部門の意見の相互調整を図ることを目的とした会社機関である課題別委員会の一つとして「リスク管理委員会」を設置し、全社的かつ総合的なリスク管理の推進・徹底を図っています。

また、リスク管理統括部署（リスク管理部）を設け、客観的にリスクおよびリスク管理の状況を監視させています。

(2) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、以下の協議・調整を行います。

- ・リスク管理に関する方針・態勢等を定めたリスク管理方針の企画・立案
- ・取締役会に対する管理・推進状況の報告・提案
- ・その他の重要事項

また、リスク管理委員会は、以下の専門部会を設置し、実務的な協議および関係部の意見の相互調整を図っています。

〈ALM・保険引受リスク部会〉

資産・負債の総合管理（ALM）や商品戦略（予定利率の設定等保険引受リスク）に関する重要事項について関係部門間の協議を行い、安定した運用収益と採算性の確保に向けて、必要事項の方向付けを行っています。

(3) 役割・行動

リスク管理の推進を図るため、役員・社員の役割・行動を以下のように定めています。

〈取締役および執行役員〉

リスク管理重視の企業風土の醸成と全役員・社員のリスク管理意識・能力の向上およびリスクの的確な把握と適切な管理のための体制構築に最大の価値観をもって取り組み、必要に応じてリスク管理推進に関する改善の提案を行う。

〈執行役員〉

リスク管理方針に沿って業務を執行し、リスク管理に関する改善の提案を行う。

〈本社部長〉

所管業務についてリスク管理プロセスを実行するとともに、リスク管理態勢の見直し、関係部長との連携・調整を任務とし、これらの事項について他の部長に対して必要な指示を行う。

〈本社部長以外の部長〉

本社部長の指示および諸規定、マニュアル等を遵守して、所管業務に組み込まれたリスク管理を実行する。

〈社員〉

諸規定、マニュアル、部長の指示を遵守してリスクの発現を防ぐとともに、リスクの変化や新たなリスクを認識したときは、その状況について適切に部長ないし本社各部に報告する。

〈再保険に関するリスク管理体制について〉

○再保険方針

取締役会は、保有するリスクの規模・集中度を適切に管理するため、再保険方針を定めています。再保険方針は、会社経営への影響度、リスク移転の必要性、コスト効果等を総合的に勘案して定められています。

○再保険カバーの入手方法

財務状況を勘案の上で再保険会社を選定し、さらに提供されるカバーの規模、範囲、コスト等を総合的に勘案し、出再保険会社を決定しています。なお、再保険会社の財務状況の確認は、格付機関の評価に基づいています。

保険金支払体制とお支払い状況

保険金支払体制

当社では保険金等のお支払いについて、以下の体制を構築し、業務の適切性確保に万全を期しています。

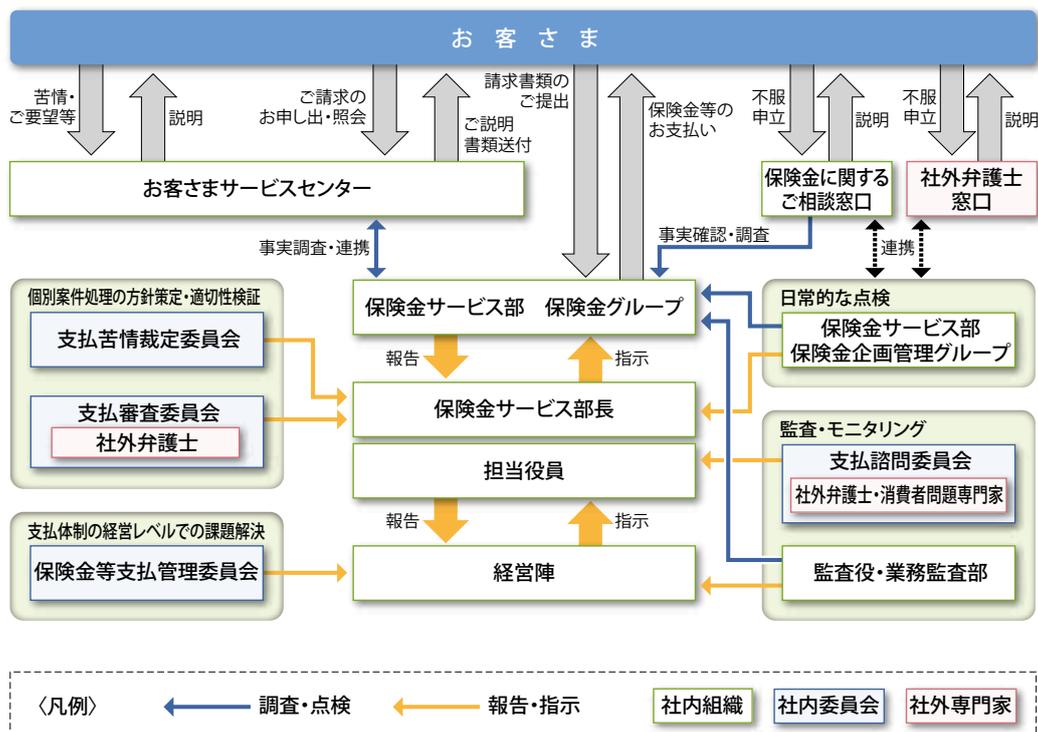
- ・役員と本社関連部長で構成する「保険金等支払管理委員会」による経営レベルでの課題の協議および統合的な管理
- ・社外弁護士や消費者問題専門家を交えた「支払諮問委員会」による業務運営の全般的な検証
- ・本社関連部長や社外弁護士等も含む「支払審査委員会」「支払苦情裁定委員会」による支払・不支払決定の妥当性検証や、苦情の適切な解決
- ・お客さまからのお問い合わせ、または不支払決定に対する不服申立て等の、お客さまの声をお聞きする窓口の設置

保険金等のお支払いにつきましては、本店の保険金グループで業務に精通した担当者が迅速かつ適切に対応するとともに、お支払い誤りを防止するため、別組織である保険金企画管理グループが全件点検・検証しています。

さらに、以下の取り組みを行って、一層の品質向上に努めています。

- ・生命保険支払専門士試験制度や、社員研修等による担当者の能力向上
- ・保険金システムの再構築によるお支払い誤りの防止、ご請求案内の強化（2009年度中に完成予定）
- ・保障内容や保険金等のご請求手続きを理解していただくための、お客さまへのご案内の充実（取り組み内容は次頁をご参照下さい。）

【当社の保険金支払体制図】



お客さまへのご案内の充実

保障内容や保険金等のご請求手続きを理解いただくために、お客さまへのご案内の充実を図っています。

(1) ご契約時・ご契約期間中のご案内

お客さまに漏れなく保険金・給付金をご請求いただくために、「保険金・給付金等お手続きガイド」を作成し、ご契約時に保険証券に同封してお届けしています。

また、毎年お客さまにお送りしている「ご契約内容のお知らせ」にも同封し、請求手続きの仕方をご説明したり、まだご請求されていない保険金等がないか、確認いただくためのご案内をしています。



〈保険金・給付金等 お手続きガイド〉

(2) ご請求時のご案内

お客さまからのご請求のご連絡は、お客さまサービスセンターの保険金・給付金専門スタッフがお電話で承ります。ご請求からお支払いまでの流れや、お支払いできる可能性のある保険金・給付金をご説明するとともに、請求手続きに必要な書類をお届けします。

また、その際には「保険金・給付金のご請求について」を同封し、お手続きの流れや、保険金・給付金をお支払いする場合・できない場合の具体例をご案内しています。

さらに、入院のご連絡を受けてから4か月経過した時点で、ご請求のないお客さまには、お電話によるご請求の確認を行っています。



〈保険金・給付金のご請求について〉

(3) お支払い時のご案内

保険金・給付金のお支払い手続きの中で、他の保険金・給付金をお支払いできる可能性がある場合には、「お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」に請求手続のご案内を同封しています。

このうち入院給付金お支払い後の通院給付金につきましては、上記のご案内から4か月経過した時点で、電話によるご請求の確認を行っています。



〈お手続き完了(お支払明細)のお知らせ」と同封する「通院給付金」請求手続のご案内〉

(4) ホームページでの請求書類のご提供

ホームページでも保険金・給付金請求書類をお取り寄せいただけます。

また、当社の主力商品である新医療保険につきましては「請求手続きNavi」をご用意し、画面上の質問にお答えいただくことで、状況に応じた必要書類をご案内しています。



〈ホームページでの請求書類お取り寄せ〉

〈新医療保険請求手続きNavi〉

保険金・給付金のお支払い状況

当社は、ご病気やけがなどによる万一の場合の保障として、2008年度において約3.7万件、188億円の保険金・給付金をお支払いしました。

【お支払いした件数・金額】(2008年度)

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	1,429件	35,601件	37,030件
お支払い金額	14,004百万円	4,827百万円	18,831百万円

一方、なんらかの理由により残念ながらお支払いに該当しないと判断したご請求が1,210件ありました。

【お支払いに該当しないと判断した件数】(2008年度)

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺無効	0件	0件	0件
不法取得目的無効	0件	0件	0件
告知義務違反解除	5件	190件	195件
重大事由解除	0件	0件	0件
免責事由該当	28件	11件	39件
支払事由非該当	26件	950件	976件
合計	59件	1,151件	1,210件

※上記件数については生命保険協会にて策定した基準に則って集計しており、当社における従来の集計基準による件数とは一部異なります。

※個人保険と団体保険の合算数値となっています。なお、団体保険は、当社が支払査定をしている件数としています。

【ご参考：用語のご説明】

「お支払いに該当しないと判断した件数」の内訳に関する用語の解説は以下のとおりです。

- 詐欺無効
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者に詐欺行為があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 不法取得目的無効
保険契約の加入に際して、保険契約者に保険金・給付金を不法に取得または他人に不法に取得させる目的があり、保険契約が無効となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 告知義務違反解除
保険契約の加入に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 重大事由解除
保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 免責事由該当
保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。
- 支払事由非該当
責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金・給付金のお支払い対象とならなかった件数です。

お客さまへの情報提供

ご契約に関する情報提供

(1) ご契約時

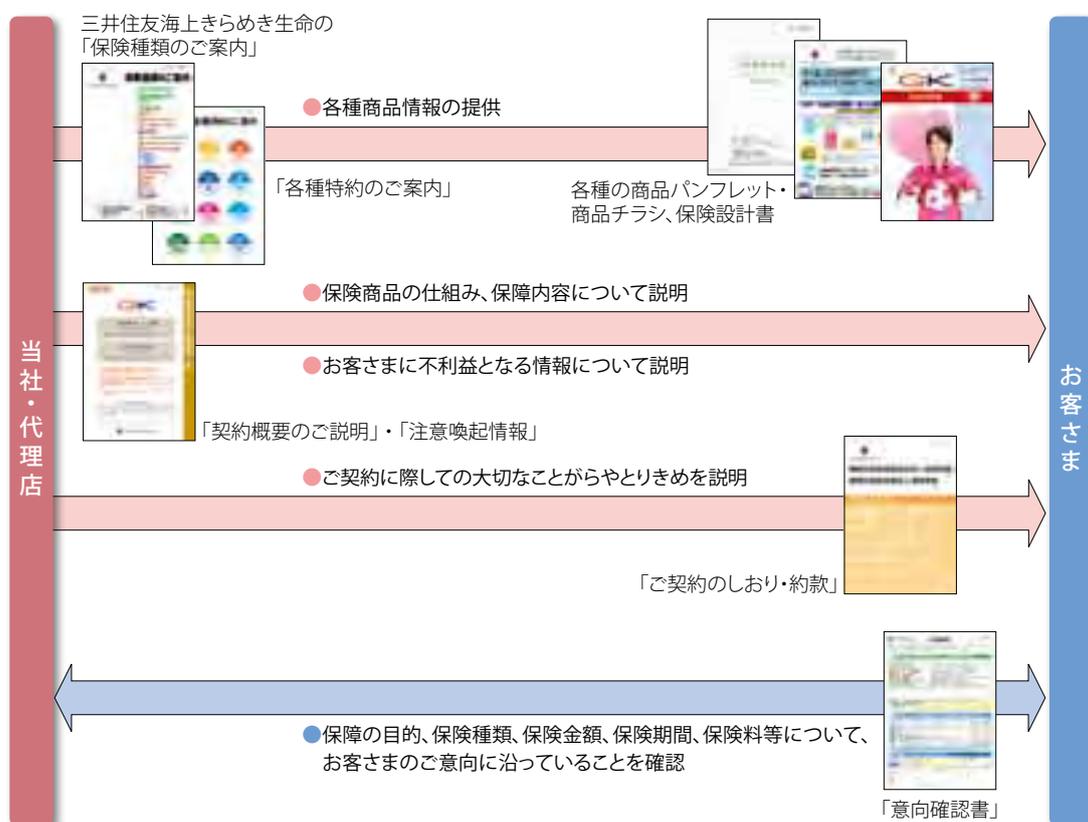
お客さまの多様なニーズにあった保険商品を提供するために、取扱商品について取りまとめた「保険種類のご案内」や「各種特約のご案内」を作成しています。

個々の保険商品については、各種の商品パンフレットや商品チラシ、保険設計書を提供しています。

お客さまが保険商品の内容をご理解いただくために必要な情報を記載した「契約概要のご説明」と、保険金等をお支払いできない場合について等のお客さまに不利益となる情報を記載した「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」とともに必ず

ご説明のうえお渡しして、お客さまに重要事項についてご理解いただけるよう努めています。

また、保険商品にかかわる当社からの情報提供にあわせて、お客さまのニーズ・ご意向に合った適切な保険商品をご提供するため、「意向確認書」を作成・交付しています。お申込みいただく内容について、お客さまが最終的に確認する機会を確保するために、お申込みいただく前に、保障の目的、保険種類、保険金額、保険期間、保険料等について、ご意向に沿っているか確認させていただくものです。



(2) ご契約後

ご契約後には主に以下のご案内を行っています。

総合的なご案内	・ご契約内容のお知らせ(保険料控除証明書付き)	
ご加入後	・保険証券	
保険料のお払込みについて	・口座振替予定のご案内 ・保険料口座振替不能のお知らせ ・保険料お立替えのお知らせ ・保険料お立替金残高のお知らせ	・保険料払込期間満了のお知らせ ・ご契約失効のお知らせ
保険金・給付金・年金等のお支払いについて	・保険金・給付金等手続きガイド ・保険金・給付金等のご請求について ・満期に関するお知らせ ・年金に関するお知らせ	
その他	・自動更新のお知らせ ・特約継続のご案内 ・契約者貸付金利息のお払込案内 ・契約者貸付金残高のお知らせ	・お手続き完了(お支払明細)のお知らせ

当社に関する情報提供

(1) ディスクロージャー資料(本冊子)

保険業法第111条に基づき、決算報告、事業内容、活動状況を記載するディスクロージャー誌を毎年1回発行しています。

全国の営業拠点および主要な代理店に備え置くとともに、ホームページでもご覧いただけます。

(2) ホームページ

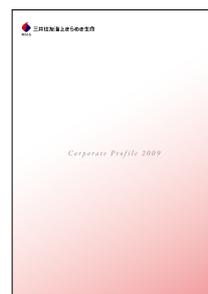
ホームページではお客さま向けに、商品やサービス、会社概要やニュースリリース、資料請求、各種お問い合わせなどについてご案内しています。

URL : <http://www.ms-kirameki.com>



(3) 会社案内

当社の会社概要を簡潔にまとめた冊子です。



商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)

お客さまが、生命保険の内容や制度についてご存じないために、不利益を被るような条項は、不利益条項(デメリット情報)と呼ばれています。お客さまがご理解されていなかったことによる不利益を生じさせないためにも、契約時に「契約概要のご説明」「注意喚起情報」「健康状態等の告知にあたりご注意いただきたい点」「ご契約のしおり・約款」などを、契約上の重要事項を説明したうえでお渡しし、周知徹底を図っています。主なものとしては、以下のとおりです。

(1) 告知義務および告知義務違反などによる解除

契約者および被保険者には、健康状態や職業など、重要なことからついてありのままをお知らせしていただくことになっています。これを「告知義務」といいます。

当社がおたずねした重要なことからついて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、会社は契約を解除することがあります。

また、保険金の請求における詐欺など、生命保険制度の健全性を揺るがすような重大事由に該当した場合も、会社は契約を解除することがあります。

(2) 当社が保険金の支払責任を免除される場合(免責)

被保険者の犯罪による場合など免責事由に該当した場合は、保険金・給付金をお支払いしません。

(3) 契約の失効

払込猶予期間中に保険料が払い込まれず、かつ、その保険料の自動振替貸付(お立替え)が行われないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなり、保険金・給付金などのお支払いができなくなります。

① 保険料の払込猶予期間

保険料は払込期月中にお払い込みいただきます。なお、払込期月中にお払込みがない場合でも、次のとおり払込猶予期間があります。

〈保険料の払込猶予期間〉

- 月払契約…払込期月の翌月初日から末日までです。
- 年払・半年払契約…払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日までです。契約日の応当日がない場合は、その月の末日までです。ただし、契約日の応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

(注1) MS終身・MS終身 α 、団体保険の払込猶予期間は、年払・半年払契約についても、払込期月の翌月初日から末日までです。

(注2) 「応当日」とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことで、特に、月単位・半年単位の契約日の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。

〈例〉2009年7月10日に契約された場合
契約日の応当日=保険期間中の毎年7月10日

② 契約の復活

万一、保険料のお払い込みがなく契約の効力がなくなっても(失効)、その日から3年以内(医療保険・新医療保険、ガン保険・新ガン保険、MS終身・MS終身 α の場合は1年以内、団体保険の場合は1か月以内)であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

※この場合、5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付)を除き、あらためて告知または診査をしていただきます。また、その際に失効期間中にお払込みいただかなかった保険料を当社所定の期日までにお払込みいただくこととなります。ただし、ご契約を解約された場合や、健康状態によってはご契約の復活はできません。

(4) 現金がご入用になったとき

現金がご入用のときは、解約返戻金の一定の範囲内で、一時的に必要な資金をお貸しする契約者貸付制度をご利用いただけます。

※保険種類等によっては、お取扱いできない場合がございます。

(5) 保険料のお払込みが困難になったとき

保険料のお払込みが困難になられたときでも、ご契約を有効に続けられる方法があります。

このようなとき	このような方法で	
一時的に保険料のお払込みができないとき	<input type="checkbox"/> 保険料の自動振替貸付制度(お立替え)	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約後ある程度年数が経ち、解約返戻金があるご契約について、保険料お払込みの猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがない場合に、当社が保険料を自動的にお立替えする制度です。(制度の概要) ・貸付金額…解約返戻金の一定の範囲内です。 ・利息…当社所定の利率により複利で計算します。 ・返済方法…全額返済のほか、分割返済も取扱います。 ・精算…保険金や解約返戻金のお支払時などには、自動振替貸付の元利金を差引精算します。
途中から保険料のお払込みを中止するが、ご契約を有効に続けたいとき	<input type="checkbox"/> 払済保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、払済保険に変更します。保険金額は小さくなりますが、保険期間はそのままです。 ◇各種特約は消滅します。 ◇変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。
	<input type="checkbox"/> 延長保険への変更	<ul style="list-style-type: none"> ●変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ●死亡・高度障害保険金額は、原則変更前の主契約と同額です。 ●変更時の解約返戻金の額により、新たに保険期間を定めます。 ◇各種特約は消滅します。
保険料のお払込額を少なくされたいとき	<input type="checkbox"/> 保険金額、入院給付金日額等の減額	<ul style="list-style-type: none"> ●当社所定の範囲内で保障額を減額することにより、保険料のお払込額を少なくし、ご契約を継続していただくことができます。 ◇主契約または定期保険特約などの保険金額を減額されると、各種特約の保険金額・入院給付金日額なども減額されることがあります。 ◇減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

※保険種類・契約内容・保険料の払込方法によっては、これら各制度のうちお取扱いできないものがあります。

(6) 解約返戻金

生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のように、そのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。

そのため、特に契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡保険金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

また、解約返戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

なお、団体保険につきましては、解約返戻金・脱退返戻金はありません。

(7) クーリング・オフ制度

保険契約の申込日または第1回保険料充当金(相当額)のお払込みの日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、当社宛に発信された書面によりご契約のお申込みを撤回ことができ、この場合にはお払込みいただいた金額をお返しいたします。ただし、以下の場合には、このお取扱いができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受けられた場合
- ・申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇い主)となる契約
- ・申込者等が郵便等の方法を利用して申し込まれた場合
- ・債務の履行の担保のために契約を申し込まれた場合
- ・ご契約の内容変更(保険金額の増額、特約の中途付加など)の場合

また、お申込みの撤回の書面の発信時に保険金・給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回の効力は生じません。

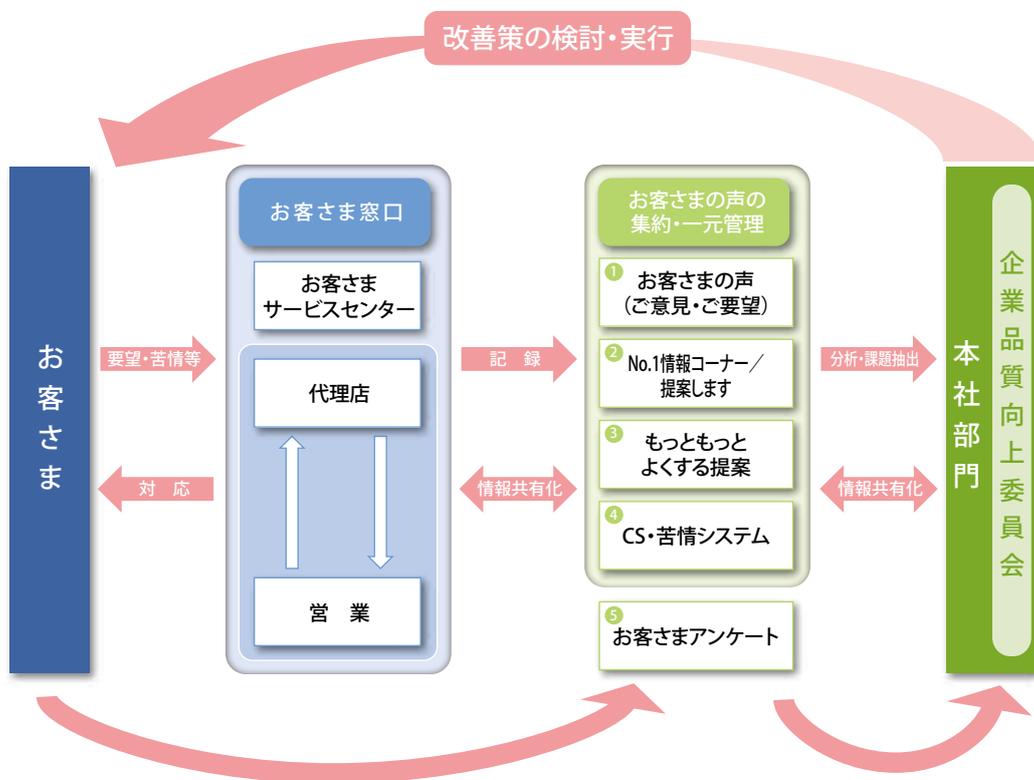
お客さま満足度向上に向けた取り組み

当社では、お客さまに最高品質の商品とサービスを提供し続けるために、全社員がお客さまの声(ご意見・ご要望・お叱り)に積極的かつ真摯に耳を傾け、商品・サービスの開発・改善に活かすさまざまな仕組みを整えています。

お客さまの声を商品・サービスの開発・改善に活かす仕組み

お客さまサービスセンター、代理店、社員、お客さまアンケートなどを通じて寄せられたお客さまの声は、それぞれの担当部門で集約・分析の上、本社部門に伝達され、本社部門がお客さまの声を活かした改善策を検討しています。

さらに、平成18年度より全社的な企業品質向上を推進するために、役員・本社部長を中心に組織される「企業品質向上委員会」を設置し、本社部門の改善検討結果や全社的なCS向上の取組状況について報告を受け、部門横断的・全社的課題の審議や改善の指示を行い、継続的な経営改善への取り組みを進めています。



(1) 「お客さまサービスセンター」でお受けするお客さまの声

「お客さまサービスセンター」では、全国のお客さまから、保険商品の内容や各種契約手続きなどに関するお問い合わせ、資料請求等のご要望や業務全般に関する各種ご相談を、電話・インターネット等にてお受けしています。

お受けしたお客さまの貴重なご意見は、カテゴリー別に分類して本社部門に伝達され、お客さまにより良い商品・サービスをご提供できるよう本社部門が改善に取り組んでいます。

(2) 「No.1情報コーナー／提案します」による情報共有

当社および当社が販売を委託している三井住友海上火災保険株式会社の社員が持つアイデアやノウハウを共有するために、社内イントラネット上に【No.1情報コーナー】を構築しています。同コーナーにはCS向上等を目的とした「提案します」

の項目が設けられており、社員が自らの提案およびお客さまや代理店からお受けした相談・提案を投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みを整えています。

2008年度 提案数：72件 うち12件について、改善済または改善予定。

(3) 「もっともっとよくする提案」を活用した改善取り組み

お客さま基点に立った業務改善を目的とした当社独自の提案制度「もっともっとよくする提案」制度を構築しています。この制度は、当社社員が持つアイデアやお客さま

や代理店からお受けした相談・提言について、職場で話し合った上で、改善提案として投稿し、本社部門が改善策を検討して回答する仕組みで、2008年7月から運営を開始しました。

2008年度 提案数：28件 うち7件について、改善済または改善予定。

(4) 「CS・苦情システム」による一元管理

当社では、苦情を「お客さまからの不満足の表明」と定義しています。全国で発生した苦情を一元管理する「CS・苦情システム」を社内イントラネット上に構築し、不満を感じられたお客さまに対して、

迅速・丁寧に対応する仕組みを整えています。さらに、苦情の内容を全社で共有することによって、苦情の発生原因を分析し、商品・サービスの開発・改善を行い、苦情の未然防止に活かしています。

2008年度 苦情件数：1,674件 苦情の内訳は、P.69をご覧ください。

(5) お客さまへの満足度アンケートの実施

より多くのお客さまから、商品やサービス、各種お手続きに対するご意見や評価をお伺いするため、さまざまなお客さまアンケートを実施しています。アンケート結果は、行動改善・業務改善に役立てるため、社員・代理店にフィードバックして、お客さま対応に活かしています。また、代理店とお客さまとのコミュニケーションを深めるために、健康情報や各種イベントをご案内

する「グリーティングカード」や「安心おとどけ便」をご用意し、お客さまへの情報提供に努めています。

●「安心おとどけ便」とは

代理店がお客さま宛てにダイレクトメールやFAXなどを簡単に送付できるコミュニケーション支援システム。本システムを活用することにより、代理店は、新商品の案内や生命保険に関する情報・ニュースなどを簡単にお客さまにお伝えすることができます。

【主なお客さまアンケートの内容】

	内 容
ご契約者へのアンケート	ご契約内容をお知らせするために、年に一度ご契約者にお届けする「三井住友海上きらめき生命からのお知らせ」にアンケートはがきを同封し、当社の商品・サービス、代理店の対応・サービスに対するご意見や満足度についてお伺いしました。 (毎年1回、10月実施、送付数：約66万通、回答数：約1.1万通)
ご加入手続きのアンケート	「保険証券」にアンケートを同封し、商品内容のご説明やパンフレット・申込書・保険証券のわかりやすさに対するご意見や手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2008年10月末～3か月間実施、送付数：45,336通、回答数：2,552通)
給付金お支払手続きのアンケート	給付金をお支払いしたお客さまにお送りする「お手続き完了のお知らせ」にアンケートを同封し、手続きのご説明や書類のわかりやすさに対するご意見やお支払いまでの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2008年11月～3か月間実施、送付数：6,140通、回答数：1,187通)
お客さまサービスセンター利用者へのアンケート	お客さまサービスセンターから各種手続きのためにお送りした書類にアンケートを同封し、オペレーターの電話対応や書類の記入方法のご案内のわかりやすさに対するご意見や手続き完了までの期間、手続き全般の満足度についてお伺いしました。 (2008年8月～1か月間実施、送付数：2,582通、回答数：1,040通)
解約手続きに関するアンケート	ご契約を解約されたお客さまを対象に、解約手続き時のご説明や書類のわかりやすさ、お支払いまでの期間、手続き全般の満足度などについてお伺いしました。 (2008年1月より継続実施中 2008年度送付数：4,852通、回答数：813通)

【ご契約者へのアンケート】

Q1 当社の商品・サービスについて満足されていますか？

満 足 度	割 合
① 満足	21.7%
② ほぼ満足	38.6%
③ 普通	33.6%
④ やや不満足	3.8%
⑤ 不満足	1.4%
⑥ 未回答	0.9%

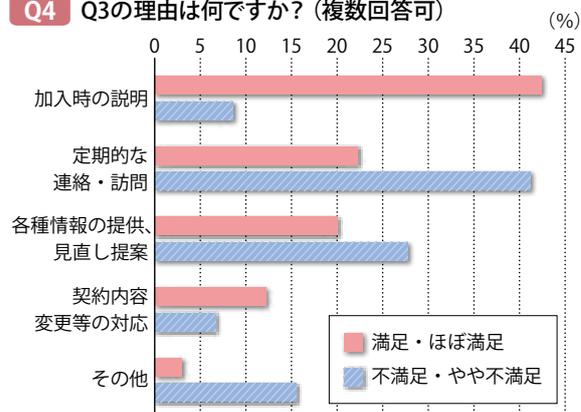
Q3 取扱代理店の対応・サービスについて満足されていますか？

満 足 度	割 合
① 満足	37.3%
② ほぼ満足	27.5%
③ 普通	25.7%
④ やや不満足	5.1%
⑤ 不満足	3.3%
⑥ 未回答	1.1%

Q2 Q1の理由は何ですか？（複数回答可）



Q4 Q3の理由は何ですか？（複数回答可）



お客様の声を活かした改善例

※新商品・サービスについては、P.50をご覧ください

お客様の声	改善例
<p>先進医療の治療費を、保険会社から直接病院に支払ってほしい。</p>	<p>先進医療の技術料に相当する給付金の支払い先として、病院名義の口座をご指定いただけようになりました。 (2008年10月実施)</p>
<p>保険料をクレジットカードで支払いたいのですが。</p>	<p>新規契約のお申込みの際に、第1回保険料と第2回目以降の保険料のクレジットカードによる払込みを選択いただけようになりました。 (2008年10月実施)</p>
<p>保険金請求の手続きを行うために、多くの書類を同時に返送しようとしたが、返信用封筒が小さく、書類を折らなければならなかった。大判の返信用封筒にできないか。</p>	<p>複数の書類や、保険証券等、大きな書類を返送していただく場合は、大判の返信用封筒を同封するよう、運営を改めました。 (2008年10月実施)</p>
<p>先進医療について詳しく知りたいのですが。</p>	<p>ホームページに、先進医療に関する基礎知識や先進医療に該当する技術および療養内容などを解説したコンテンツ「先進医療ナビ」を掲載しました。 (2009年4月実施)</p>
<p>生命保険に加入したのですが、保険金の請求手続きについてわかりやすく書いてある冊子はありませんか？</p>	<p>お客様に毎年1回、ご契約内容・保険料控除証明書等をお送りする際に、保険金・給付金の請求や、契約内容の変更手続き方法をまとめた冊子を同封することとしました。 (2008年10月実施)</p> <p>新たにご契約いただいたお客様に保険証券をお送りする際に、上記と同様の冊子を同封することとしました。 (2009年4月実施)</p>

お客様の声	改善例
<p>急に資金が必要になった。電話の申し出のみで貸付が受けられないか。</p>	<p>ご利用実績があるなど、一定の条件を満たすお客様に、契約者ご本人さまからのお電話によるお申し出のみで契約者貸付手続きが完結する取扱いを実施しています。 (2007年7月実施)</p> <p>電話によるお申し出の契約者貸付限度額を、30万円から100万円に変更し、お客様の利便性向上を図りました。 (2008年4月実施)</p>
<p>『お客様Webサービス』を利用して、電子メールで問い合わせたが、回答は電話だった。メールで問い合わせたのだから、メールで回答してほしい。</p>	<p>電子メールで回答可能なものは、すべて電子メールで回答するよう、運営を改めました。 (2008年8月実施)</p>
<p>ホームページから、新医療保険の給付金の請求書類を印刷したのですが、書き方がよくわかりません。</p>	<p>これまで、ホームページには幅広い保険商品を対象とした請求書類を掲載していましたが、汎用的な書式になっており、初めて手続きを行うお客様にとってはわかりにくいものでした。 そこで、今回新たに、当社主力商品である新医療保険について、お客様にガイドに従って病気/ケガの別、入院の有無などを入力していただき、個別の分かりやすい請求書類を印刷するコンテンツ「新医療保険 請求手続き Navi」を掲載しました。 (2009年2月実施)</p>
<p>保険金を請求したのに、不支払いとなった。不支払いとなった場合の診断書費用は会社側で負担してほしい。</p>	<p>お客様から保険金の請求をいただきながら、お支払い事由に該当しない等の理由で保険金・給付金をお支払いできない場合には、お客様からご提出いただいた診断書の取得費用相当額を当社がお支払いする運営としました。 (2008年9月実施)</p>

苦情対応マネジメントシステムの国際規格『ISO10002』への適合

当社は、三井住友海上グループの三井住友海上火災保険株式会社と同時に、2007年7月1日付で、国際規格「ISO10002」（品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針）に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行っていることを宣言しています。

これにより、当社は、三井住友海上グループ経営理念（「保険・金融サービス事業を通じて最高の商品とサービスを提供し、お客さまの満足を実現します」）に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行うことを、再確認し周知徹底を図ってきました。

今後も、苦情対応態勢の一層の強化を図るとともに、苦情を含むお客さまからの声を業務改善に活かし、「お客さま満足度の向上」のための取り組みを推進していきます。

〈「ISO10002」の（苦情対応マネジメントシステム）概要〉

- ISO10002 は「苦情対応」に関する国際規格であり、苦情対応プロセスを適切に構築し、運用するためのガイドラインを示した規格です。「環境ISO14001」「品質ISO9001」などと同様、世界規模で取り組むべき問題のルール化を進める国際標準化機構 (ISO) によって、2004年7月に制定されました。
- ISO10002は、マネジメントシステムの構築や運用について、当事者が自ら評価し、適合を宣言することのできる規格です。

三井住友海上きらめき生命 苦情対応方針

基本理念

三井住友海上きらめき生命保険株式会社（以下「三井住友海上きらめき生命」といいます。）は、「保険・金融サービス事業を通じて最高の商品とサービスを提供し、お客さまの満足を実現します」との三井住友海上グループ経営理念および三井住友海上グループ苦情対応基本方針に基づき、苦情対応のあらゆる局面において迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さま満足度の向上に寄与するため、下記の行動指針に沿って取組みを推進していきます。

〈お客さまの定義〉

本方針におけるお客さまの定義は、「三井住友海上きらめき生命のあらゆる活動に関わるお客さま」をいい、個人・法人等を問いません。

〈苦情の定義〉

本方針における苦情の定義は「お客さまからの不満足の表明」とします。

なお、苦情には該当しないが、不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等についても、本方針に基づき苦情と同様の取り扱いを行います。

行動指針

〈基本姿勢〉

- ・全役職員は、お客さまから寄せられたすべての苦情に対して、迅速・適切・真摯な対応を行い、お客さまの立場を踏まえた解決を目指します。
- ・全役職員は、苦情に関する情報は「お客さまの信頼を確保し、事業の成長を実現し、さらなる品質向上を実現するために重要な情報である」と認識し、積極的に収集分析すると同時に、苦情の低減・品質の向上・お客さま満足度の向上に役立てます。

〈マネジメントシステム〉

- ・苦情対応に関するマネジメントシステムを構築し、適切に運営します。
- ・苦情対応に関する取組みおよび個別具体的な苦情対応については、必要に応じ「苦情対応マネジメントシステム基本規程」および「苦情対応マニュアル」に詳細を規定します。

〈組織体制〉

- ・苦情対応に関する最高意思決定機関は取締役会とし、苦情対応に関する業務執行の最高責任者を取締役社長とします。また、最高責任者を補佐し、苦情対応管理部門を所管する取締役を苦情対応管理責任者として任命します。
- ・取締役会での意思決定の合理性・適切性を確保するため、必要に応じ課題別に組織する社内委員会等で十分な審議を行います。
- ・苦情対応に関する方針の立案、情報の一元管理、関係する各部門への指導・指示、および取締役会・経営会議等・各部門に対し、苦情等に基づく改善提言などを行う、苦情対応マネジメントシステムの事務局機能を有する苦情対応管理部門を設置します。

〈取組方針・計画の立案と実践〉

- ・経営計画および苦情対応管理部門の部門計画において、苦情対応に関する取組方針・計画を定め、同取組方針・計画に従って取組みを進めます。

〈周知徹底〉

- ・全役職員に対して、迅速・適切・真摯な苦情対応を可能とする教育・指導を行います。

〈情報共有・記録保存〉

- ・取締役会、苦情対応に関する最高責任者、苦情対応管理責任者、苦情対応管理部門、その他の関係部門・関係会議体は、苦情対応に関する情報を適時適切に共有し、記録保存します。
- ・苦情対応に関する情報の内、経営に重大な影響を与える事項については、苦情対応管理部門が取締役会・経営会議等に速やかに報告します。

〈苦情の分析と活用〉

- ・取締役会・経営会議等は苦情対応管理部門から提供された苦情対応に関する情報を基に、苦情対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、関係部門に改善の指示を行います。
- ・全部門が、苦情対応に関する情報を収集・分析し、苦情の低減に努めると同時に、品質の向上・お客さま満足度の向上に向けた諸施策に活かします。

〈監査〉

- ・内部監査部門は、苦情対応に関する取組みについて定期的に監査を行います。監査結果を、被監査部門へ通知し、内部監査部門担当役員より最高責任者および取締役会に報告し、必要に応じて関係部門に意見具申します。

〈是正措置等の検討と実施〉

- ・課題別に組織する社内委員会等は、苦情対応管理部門から提供された苦情対応に関する情報を基に、苦情対応に関する取組みや業務全般に関する改善施策について定期的に審議し、苦情対応責任者より、取締役会に報告します。
- ・苦情対応マネジメントシステム、個別具体的な苦情対応、およびこれらに関連する業務において不具合が発見された場合は、速やかに是正措置を講じます。

〈説明責任〉

- ・苦情の受付状況、主たる苦情の概要、改善施策については、社内外に適時・適切に開示し、説明責任を果たします。

本苦情対応基本方針は、三井住友海上きらめき生命の全役職員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役社長 佐々木 静

(2008年5月2日改定)

社会貢献活動

当社では「三井住友海上グループ行動憲章」に則った「三井住友海上グループ社会貢献活動方針」を策定し、社員・代理店のボランティア活動支援、メセナ活動、助成活動、スポーツ振興を、CSR推進活動の中に明確に位置付け、推進しています。

【基本方針】

三井住友海上グループは、グループ行動憲章に則り、地域社会・国際社会の一員として、その持続的発展に貢献するとともに、社員ならびに代理店の社会貢献活動を支援します。

1. 「会社」主体の社会貢献活動の推進

常に地域社会・国際社会との接点を意識し、社会の発展に寄与します。

2. 「社員」「代理店」主体の社会貢献活動の支援

社員ならびに代理店の自主的な社会貢献活動を支援し、社会参加意識を持って行動する人材を増やすことにより、グッドカンパニーを目指します。

(1) 障がい者スポーツの普及・強化を支援

財団法人日本障害者スポーツ協会、日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。障がいのある方々の社会復帰や生きがい発見を支援し、クオリティ・オブ・ライフの向上に役立つ活動を続けていきたいと考えています。視覚障害者柔道大会には、当社社員が応援・運営ボランティアとして参加しています。



(2) 「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備

当社社員によるボランティア活動として、「よこはま動物園ズーラシア」の花壇や緑地の整備など、環境保護・地域貢献活動に取り組んでいます。



(3) 障がい者作業所製品の販売会

本社ビルでは、障がい者作業所製品の販売会を開催し、作業所で働く方々の自立支援に取り組んでいます。



	2006年度	2007年度	2008年度
作業所製品販売総額 (6回/年)	495,880円	503,810円	427,200円
販売ボランティア 参加人数(延べ)	(*)	57名	37名

(*) 社員による販売ボランティアは2007年度から募集開始

(4) 献血・骨髄ドナー登録会、 AED・救急救命講座等の開催

全国の拠点で献血・骨髄ドナー登録会を開催し、当社と三井住友海上グループ一体となった貢献活動に取り組んでいます。また、日常のケガ・病気、被災時等に備え、AED・救急救命法を学ぶ取り組みも推進しています。

昨年はグループ全体で658名が献血を行い、34名が骨髄バンクドナーに登録しました。



(5) オープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」を開催

社会貢献活動の一環として、健康・医療をテーマとしたオープンセミナーを開催しています。2009年3月末までにのべ76回開催し、1万3千名を超えるお客さまにご聴講いただきました。

他にも「先進医療と休眠療法」、「免疫細胞療法セミナー」、「乳がんセミナー」などのオープンセミナーを実施し、健康と医療に関する「予防」と「備え」についてお客さまの理解を深めていただくことに努めています。



(6) 社員参加で推進する活動

所属部署ごとに推進役を選任し、「年に1つは社会貢献活動」を行うことを目標としています。活動内容は「チャリティーバザーへの物品提供・参加」「老人福祉施設の訪問ボランティア」「会社近隣地域の清掃」「使用済切手・プリペイドカード等の収集」「募金・寄付」など多岐にわたっています。



(7) その他の活動

(社)生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金活動などさまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。また三井住友海上グループの企業が一体となって、環境・社会福祉活動に対する各種寄付などの取り組みを行っています。



個人情報の取り扱い

当社では、生命保険事業の性質上、契約内容や健康状態に関する情報ははじめお客さまに関するさまざまな情報を保有しています。

当社は、これら個人情報に対する取組方針を「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」として定め、当社ホームページ(<http://www.ms-kirameki.com>)上に公表しています。(以下に概要を掲載していますので、ご参照ください。)

当社は、生命保険契約のお申し込みや保険金・給付金のご請求等に関して個人情報をご提供いただく際に個人情報の利用目的を明らかにし、お客さまのご理解を求めています。

「個人情報の取り扱いについて(プライバシーポリシー)」の概要

三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および社団法人生命保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。弊社は、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社における個人情報の取扱いおよび安全管理にかかる適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的の達成に必要な範囲で利用します。

- (1) 保険契約の審査、引受、履行(保険金等の支払事由の調査、適正な保険金の支払等を含みます。)、管理
- (2) 再保険契約の締結及び再保険金の請求
- (3) 弊社を含む三井住友海上グループ各社の他の商品・サービスの案内・提供(三井住友海上グループ各社における保険契約の審査、引受、履行、管理を含みます。)
- (4) 提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供
- (5) 保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (6) 生命保険募集人の受験・委託・登録・管理および従業員等の採用・雇用・管理 等

3. 個人データの第三者への提供

弊社は、次の場合を除き、個人データを第三者に提供しません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- (4) 三井住友海上グループ各社または生命保険会社等との間で共同利用を行う場合
- (5) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続を行って第三者に提供する場合

4. 個人データの共同利用

- (1) 企業グループにおける共同利用
弊社を含む三井住友海上グループ各社は、その取扱う商品・サービスを案内または提供するため、または三井住友海上グループホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、会社間で個人データを共同利用することがあります。

- (2) 社団法人生命保険協会への情報登録等にかかる生命保険会社等との共同利用

弊社は、社団法人生命保険協会が運営する契約内容登録制度等および支払査定時照会制度ならびに募集人登録情報照会制度等に基づいて、保険契約または生命保険募集人に関する個人情報を同協会に登録し、または同協会加盟各社等とともに共同して利用します。

5. 個人信用情報およびセンシティブ情報の利用

弊社は、個人信用情報およびセンシティブ情報については、これらの情報の利用目的が法令等に基づいて限定されていることに鑑み、限定された利用目的以外では利用しません。

6. 開示、訂正等のご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただきます。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

7. 個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置にかかる実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

8. お問い合わせ窓口

弊社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

お客さまサービスセンター

電話番号：0120-324-386

電話受付時間：平日9:15～17:00

当社の勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を策定しています。内容は、以下のとおりです。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律その他の関係法令等を守り、適正な販売に努めてまいります。
2. 商品の販売にあたっては、お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励み、わかりやすいご説明に努めてまいります。
3. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等を総合的に勘案し、ご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう努めてまいります。
4. 市場の動向に大きく影響される商品については、お客さまの判断と責任において取引が行われるよう、適切な情報提供に努めてまいります。
5. 商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間、場所等について十分配慮するよう努めてまいります。
6. 万一保険事故が発生した場合の保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速、的確に手続が行われるよう努めてまいります。
7. お客さまのご意見、ご要望等をお聞きし、商品の開発・提供の参考にさせていただくよう努めてまいります。

利益相反管理に関する方針

当社では、保険業法に基づき、2009年6月1日付で「利益相反管理に関する方針」を定めました。

当社は以下の方針に基づき、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1. 法令等の遵守

当社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

2. 利益相反の管理

当社は、利益相反取引を特定し、お客さまの利益が不当に害されることのないようにするため、利益相反管理規程の策定等により、利益相反取引の種類、管理対象の範囲、管理体制、特定方法および管理方法を定めるなど必要な措置を講じて利益相反取引を適切に管理します。

この場合において、管理対象取引その他については次のとおりとします。

(1) 管理対象取引

本方針において管理対象とする利益相反取引とは、当社または当社の親金融機関等が行う取引において利益相反が生じるもののうち、当社が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 保険関連業務

「保険関連業務」とは保険会社が行うことができる業務をいい、金融商品取引法上の登録金融機関として行う業務を含みます。

(3) 親金融機関等

三井住友海上グループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う者をいいます。ただし、当社を除きます。

3. 社内体制の整備

当社は、利益相反に関する管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより利益相反取引を一元的に管理し、その記録を保存します。また、当社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守するため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

※当社には、保険業法第100条の2の2第3項に定める子金融機関等に該当する者はありません。

<親金融機関等に該当する主な会社は次のとおりです。>

主な親金融機関等

三井住友海上火災保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社
三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
三井住友海上ローンサービス株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社

生命保険契約者保護機構

(1) 生命保険会社が破綻した場合、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)は資金援助等を行うことにより、保険契約者の保護を図っています。

保護機構は、保険業法に基づいて平成10年(1998年)12月1日に設立・事業開始した法人であり、当社を含む国内で事業を行うすべての生命保険会社が会員として加入しています(共済・少額短期保険業者・特定保険業者等は保護機構の会員ではありません)。

保護機構は、生命保険会社の保険契約者のための相互援助制度として、万一、生命保険会社が破綻した場合には、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助、補償対象保険金の支払いに係る資金援助等を行います。

また、生命保険会社の更生手続においては、更生管財人が作成した更生計画案の決議を行う関係人集会等における議決権行使等^(*)、更生手続における保険契約者の一切の手続きを代理します。

(*)保護機構による議決権の代理行使は、更生手続の円滑な運営を図るために定められた制度であり、保険契約者ご自身の議決権行使を妨げるものではありません。

生命保険会社が破綻した場合に、仮にその会社の契約を引き継ぐ会社等が現われず、会社が清算されることになると、保険契約者は会社の資産を売却することによって得た金銭を配当として受け取ることはできません。このような事態に陥ると、年齢や健康状態によっては、それまでと同様の条件で他の生命保険会社との間で新たに保険契約を締結することが困難になることも想定されます。

そこで、万一、生命保険会社が破綻した場合、保護機構は、破綻した生命保険会社の契約を引き継ぐ「救済保険会社」への資金援助^(①)や「救済保険会社」が現れない場合には、保護機構の子会社として設立される承継保険会社(以下「承継保険会社」といいます)への保険契約の承継^(②-I)、または「保護機構」自らが契約の引受け^(②-II)を行うことにより、保険契約を継続させ、保険契約者の保護を図ることにしています。

いずれの場合でも、保護機構によって、破綻時点の補償対象契約の責任準備金等の90%(高予定利率契約については『(2)-(※2)』に記載した率)まで補償されます。

なお、生命保険会社が破綻すると、通常、業務が再開されるまでは、契約内容の変更等の業務が停止されますが、その間に保険事故が発生した場合の保険金等の支払いについては、破綻保険会社と保護機構との間で「補償対象保険金の支払いに係る資金援助契約」が締結された場合、従前の保険金額の90%(高予定利率契約については『(2)-(※2)』に記載した率)を乗じた額で保険金等の支払が行われ、万一の場合の資金需要にこたえられるようになっています。

また、破綻した生命保険会社において更生手続が開始された場合には、原則、保険契約者に代わって更生手続に関する一切の行為を行っています。

【お問い合わせ先】

生命保険契約者保護機構

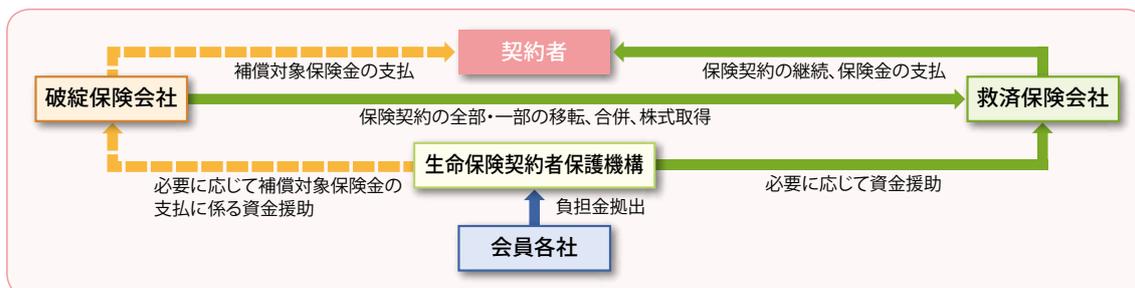
TEL: 03-3286-2820

ホームページ URL: <http://www.seihohogo.jp/>

①「救済保険会社」が現れた場合（イメージ図①参照）

破綻保険会社の保険契約等を引き継ぐ「救済保険会社」が現われた場合には、破綻保険会社の保険契約は、「救済保険会社」による保険契約の移転、合併、株式取得により破綻後も継続することができます。

「救済保険会社」による保険契約の引受け（イメージ図①）



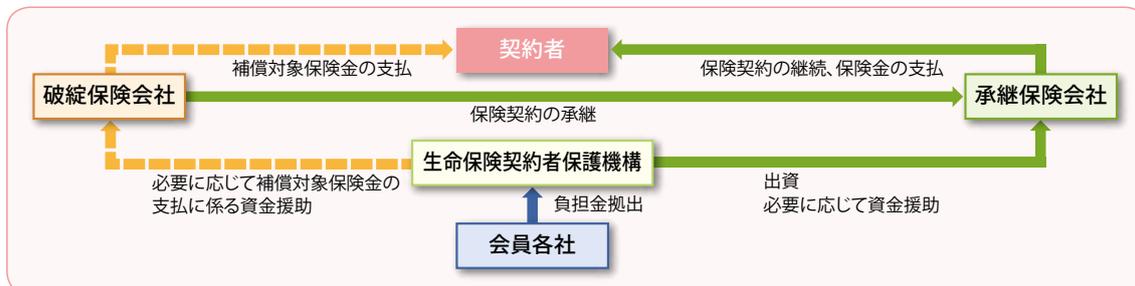
②「救済保険会社」が現れなかった場合

I. 「承継保険会社」による保険契約の承継（イメージ図②-I参照）

「救済保険会社」が現れなかった場合には、保護機構の子会社として設立される「承継保険会社」へ保険契約の承継を行うことができます。

「承継保険会社」は、保険料の受入れ、資産運用、保険金・給付金等の支払等の通常業務に加え、引き続き救済保険会社を探すなど、引き継いだ保険契約の管理及び処分を行います。

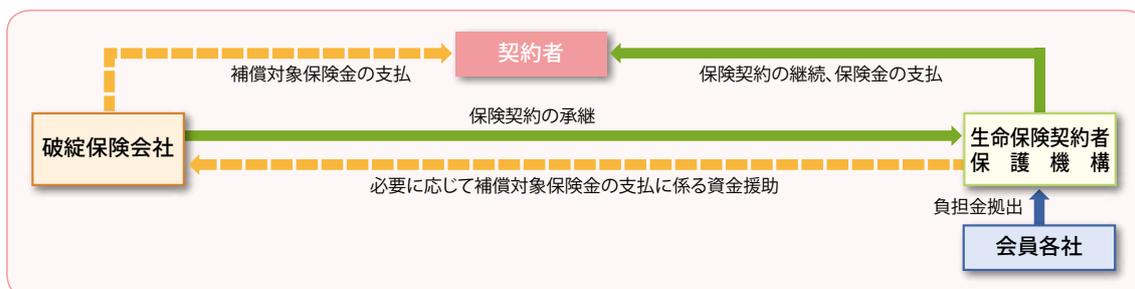
「承継保険会社」による保険契約の承継（イメージ図②-I）



II. 「保護機構」自らによる保険契約の引受け（イメージ図②-II参照）

保護機構自らが保険契約を引受けることも可能です。この際、保護機構は、上記②-Iの場合と同様に、引き継いだ保険契約の管理及び処分を行います。

「保護機構」自らによる保険契約の引受け（イメージ図②-II）



- ← 破綻保険会社が保険金等の支払を停止している間の保険契約者等保護のための措置
- ← 保険契約の移転等以降の措置（ただし、図②-Iの承継保険会社への出資は、保険契約の移転等の前に行われる。）
- ← 会員各社は毎年、負担金を拠出

(2) 補償の内容

保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、高予定利率契約^(※2)を除き、破綻時点の責任準備金等^(※3)の90%まで補償されることが、保険業法等で定められています。

なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)^(※4)の変更が行われる可能性があり、その結果、保険金額が減額されることがあります。

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度^(※5)が設けられる可能性もあります。

※1 運用実績連動型保険契約の特定特別勘定に係る部分とは特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち、運用結果に基づき支払われる保険金等のすべてについて最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)の付されていない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 高予定利率契約とは破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約^(注2)を高予定利率契約といいます。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率)\}$ の総和 ÷ 2

(注1) 基準利率は、全生命保険会社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3%となっております。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により、見直されます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金とは「責任準備金」とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金等の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のこと、保険業法により積み立てが義務付けられています。

保険契約者から払い込まれる保険料は、預貯金と異なり、一部は保険金等のお支払いや保険契約の維持管理費用等に充当され、その残額が責任準備金として積み立てられ、運用されることとなりますので、一般的には、責任準備金の金額は払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。また、保険金・年金等の90%が補償されるものではなく、個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

※4 基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)とは「予定利率」とは、保険会社が予め資産運用による一定の運用収益を見込み、その分を保険料から割り引く際の割引率のことをいいます。「予定死亡率」とは、男女別、年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払に充てるために必要な保険料を算出する際に用いる死亡率のことをいいます。「予定事業費率」とは、保険会社が事業の運営上必要とする経費を予め見込んで保険料の中に組み込む際の経費の割合のことをいいます。

※5 早期解約控除制度とは更生計画の認可決定後(または、保険契約の移転後)、解約の急激な請求によって資産が急速に流出してしまうと、更生計画(または保険契約移転計画)の通りに会社の運営を行っていくことが困難となります。できるだけ多くの保険契約者にご契約を継続いただくために、一定期間内の解約のご請求に対し、契約条件変更後の解約返戻金等からさらに一定の割合で削減される制度を「早期解約控除制度」といいます。

新商品・サービス

クレジットカード扱特約(保険料のクレジットカード払)の取扱い開始

2008年10月、新たに「クレジットカード扱特約」を導入し、クレジットカードによる保険料のお払込みの取扱いを開始しました。

物品等の購入時だけでなく公共料金のお支払いにもクレジットカード払が一般的となる中、保険料に関してもクレジットカード払を希望されるお客さまの声が高まってまいりました。そのようなご要望を踏まえ、お客さまの利便性をより一層向上させる観点で新たに導入したものです。

これにより、お客さまは契約ご加入に際して現金を用意していただく必要がなく、キャッシュレスでご契約の手続きができるようになります。また、初回保険料はもとより、第2回目以降の継続保険料もクレジットカード払のお取扱いができますので、長期にわたる保険料のお払込みも手間なく確実に行うことができます。

2009年7月現在、ご利用いただけるクレジットカードは次のとおりとなっています。

VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS

商品ブランド「GK^{せいめい} 生命の保険」を展開

三井住友海上グループでは、保険業界初となる生命保険・損害保険を統一した共通ブランド「GK」を使用しています。

当社では2008年10月から、新医療保険をはじめとする主力の個人向け商品に「GK 生命の保険」を展開しています。また、これにあわせて、商品のわかりやすさ・お客さまの利便性向上をはかるため、「特約数の削減」や「約款の平明化」を実施しました。



先進医療ツールの作成

先進医療^{*}の基礎知識や情報をわかりやすくお伝えする「先進医療ツール」を、専用ウェブサイト、冊子、映像DVDの3媒体で作成し、お客さまに無償で提供しています。

当社は2006年11月に、生命保険業界で初めて実費払いの先進医療特約を付加できる新医療保険を発売しました。先進医療保障のパイオニアとして、最先端の治療でまだ一般的に知られていない先進医療をご案内することにより、より多くのお客さまが先進医療を知り、医療の進歩を享受いただくとともに、先進医療保障の必要性をお客さまにご判断いただく一助としていただいています。

^{*}厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する先進的な医療技術として認められた技術をいいます。実施医療機関は、申請に対して認められた医療機関に限られます。

(1) 専用ウェブサイト「先進医療ナビ」

先進医療の基礎知識、先進医療に該当する技術および療養内容、その実施医療機関を検索できる専用ウェブサイトを、当社ホームページに開設しています。平易な表現を用いた解説や、豊富な検

索方法など、閲覧される方の目的や用途に応じて、わかりやすくご紹介しています。

ホームページアドレス

http://www.ms-kirameki.com/senshin_navi/

<先進医療ナビを使った先進医療技術の検索機能>

- ・ 技術名「50音順」
- ・ 対象となる「部位の分類別」
- ・ 対象となる「悪性腫瘍(がん)の分類別」
- ・ 検査法や治療法などの「療養の分類別」
- ・ 実施医療機関の「都道府県別」



トップページ



先進医療の基礎知識



個別技術の基本情報

(2) 冊子「先進医療を知るガイドブック」

先進医療技術に関する基礎知識および代表的な6種類※の先進医療技術(2009年2月取材)について、図表データやカラー写真などを用いてコンパクトにご紹介しています。代理店・社員を通じてお客さまにご提供しています。

※がんの重粒子線治療、がんの陽子線治療、骨セメント注入療法、エキシマレーザー冠動脈形成術、がん免疫細胞療法、血管新生療法



<ガイドブック>



(3) 映像DVD「先進医療を知る」

冊子「先進医療を知るガイドブック」をより視覚的にご理解いただけるDVDです。治療方法や治療の様子、治療器具、各種データ、医師のインタビュー

などを交えて解説しています。代理店・社員を通じてお客さまにご提供しています。

<がんの陽子線治療>



<骨セメント注入療法>



<エキシマレーザー冠動脈形成術>



販売商品

(1) 主な販売商品

当社では、万一の際の死亡保障や高齢化社会に対応した一生涯保障など、お客さまのニーズにお応えできる商品を取り揃えています。この中から、MS終身・定期保険や無解約返戻金型収入保障保険などの死亡保障性商品を中心に、お客さまのニーズに合わせて必要な保障をご提案しています。病気やケガによる医療保障に関しては、各種特約を付加することで保障を確保できるほか、新医療保険・新ガン保険もお選びいただけます。また、お客さまのライフプランをより充実させる

ために、養老保険やお子さま向けのこども保険、老後の生活資金準備に適した個人年金保険などの貯蓄性商品も提供しています。

法人向けには、万一の際の死亡保障だけでなく、従業員や取引先に対しても事業をとどこおりなく継続させ発展させていくとともに、経営者自身の退職金資金の備えともなるよう、「100歳満了定期保険」「通増定期保険」等をラインアップとして揃え、多様なニーズに対応しています。

(2) 個人向け商品

【主契約】

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●積立利率変動型終身保険〈MS終身〉 ●積立利率変動型終身保険(低解約返戻金型)〈MS終身α〉 	<p>一生涯保障という終身保険の特長はそのままに、市場金利の動向に応じて保険金額や解約返戻金の額を増加させる「金利感応」の仕組みを備えています。なお、「MS終身α」は、保険料払込期間中の解約返戻金を通常の70%とし、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●終身保険 	<p>高齢化社会にふさわしく、保障は一生涯続きます。また、相続対策としても有効であるうえ、現金が一時的に必要なときはキャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度もご利用いただけます。</p> <p>※保険料のお払込みは「一時払」のみの取扱いとなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●積立型終身保険 ●5年ごと利差配当付積立型終身保険 	<p>保険料払込期間中の死亡・高度障害保障の額を抑えていますので、その分、終身保険よりも低廉な保険料で一生涯の保障を確保できます。特に、保険料払込期間を退職年齢に合わせていただきますと、退職後の一生涯の保障を割安な保険料で合理的にご準備いただけます。なお、保険料払込期間中の災害による死亡および高度障害についての上乗せ保障のある「A型」と上乗せ保障のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>

商品名	特長
●定期保険	<p>死亡・高度障害保障に的を絞った合理的な保険ですので、一定期間の大きな保障を低廉な保険料で得られ、保険期間満了時の健康状態にかかわらず、最長80歳までご契約を更新することができます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
●低解約返戻金型定期保険	<p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、一定期間の解約返戻金の額を前記の定期保険の70%水準に抑制することにより、保険料を低廉にしたものです。</p> <p>解約返戻金を抑制する期間は、豊富なパターンの中からお選びいただけるようになっており、さまざまなニーズにきめ細かく対応することができます。</p>
●無解約返戻金型定期保険	<p>前記の定期保険と保障内容は同一ですが、保険期間中の解約返戻金をなくすことにより、保険料をさらに低廉にしたものです。</p> <p>個人のお客さま・法人のお客さまを問わず、できるだけ少ないご負担で大きな保障をご希望される場合に適しています。</p>
●無解約返戻金型収入保障保険 	<p>死亡または高度障害状態になられたときに、ご契約いただいた額の年金(収入保障年金または高度障害年金)を保険期間満了時まで毎月お支払いします。なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
●無解約返戻金型総合収入保障保険 	<p>死亡・高度障害状態だけでなく、約款所定の特定障害状態・要介護状態になられたときにも保険期間満了時まで年金をお支払いするため、世帯の収入が途絶・減少するリスクに対して幅広い保障を得ることができます。また、特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)になられたときには、以後の保険料のお払込みが不要となります。</p> <p>なお、保険期間満了時に無事故給付金を受け取れる「A型」と無事故給付金のない「B型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
●無解約返戻金型逡減定期保険 	<p>保険金額が期間の経過に応じて減少していく仕組みを持つ定期保険で、必要保障額の推移に合わせた合理的な保障が得られます。</p> <p>また、健康状態等が当社所定の基準を満たす場合には、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「元気You割(区分料率適用特約)」を付加し、保険料を割り引きます。</p>
●逡増定期保険	<p>保険金額が約款所定の割合で最高5倍まで増える仕組みを持つ定期保険で、お子さまの誕生など将来扶養家族が増えたり、収入が増加していく場合に備えることができます。</p>

商品名	特長
<ul style="list-style-type: none"> ●特定疾病保障終身保険 ●5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 ●特定疾病保障定期保険 	<p>悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたとき、入院の有無にかかわらず保険金(特定疾病保険金)をお支払いします。保険金は治療費としてご利用いただくことはもちろん、自宅療養中の費用やご家族の生活費などにご利用いただくこともできます。また、死亡・高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●養老保険 ●5年ごと利差配当付養老保険 	<p>万一のときの保障を確保しながら財産形成ができますので、老後の生活資金やお子さまの教育資金・結婚資金づくりに役立ちます。また、一時的にお金が必要になったときは、キャッシュバリュー(解約返戻金)の一定範囲内でご契約者貸付の制度をご利用いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●5年ごと利差配当付こども保険 	<p>お子さまの教育資金をご準備いただけるよう、進学時期に合わせて約款所定の祝金を受け取ることができます。また、こども医療特約を付加することにより、お子さまの入院・手術・ケガによる通院を保障することができます。なお、ご契約者の方が死亡・高度障害状態になられたときに養育年金が受け取れる「Ⅰ型」と、養育年金の保障がない「Ⅱ型」の2つのタイプからお選びいただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●新医療保険 	<p>短期の入院から長期の入院まで、さらには手術を含め、病気やケガに対して総合的に備えられる保険です。特約を付加することにより、三大疾病や女性特有の病気による入院、入院後の退院、先進医療、介護またはガン診断・入院時の一時金も保障されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●新ガン保険 	<p>ガンで入院されたときに、給付金をお支払いします。特約を付加することにより、ガン診断・入院時の一時金、ガンによる入院後の退院(在宅療養)、先進医療や死亡または高度障害状態も保障されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●5年ごと利差配当付個人年金保険(無選択特則付) 	<p>老後の生活資金を計画的に確保することができます。なお、個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払込みの保険料について個人年金保険料控除を受けることができます。</p>

【主な特約】

特約名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
定期保険特約	無理のない保険料で、死亡・高度障害状態の際の保障を大きくしたい方へ
無解約返戻金型収入保障特約	毎年安定した収入を遺族に残したいとお考えの方へ
災害割増特約	不慮の事故または約款所定の感染症による死亡・高度障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新傷害特約	不慮の事故もしくは約款所定の感染症による死亡、および不慮の事故による身体障害状態の際の保障を増やしたい方へ
新災害入院特約	不慮の事故による入院の際の保障をご希望の方へ
新疾病入院特約	病気による入院や病気・不慮の事故による手術の際の保障をご希望の方へ
新成人病入院特約	成人病による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
新女性疾病入院特約	女性に多い病気による入院・手術の際の保障をご希望の方へ
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに、ご契約の死亡保険金の全額または一部を生前に受け取りたい方へ
保険料払込免除特約	特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)、約款所定の特定障害状態や要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みを不要としたい方へ
代理請求特約	被保険者の方が保険金・給付金や保険料の払込免除をご請求できない場合に、その代理人がご請求できるようにしておきたい方へ

	特約名
5年ごと利差配当付こども保険専用の特約	こども医療特約
新医療保険専用の特約	新退院給付特約、先進医療特約、新三大疾病入院給付特約、新女性疾病入院給付特約、新介護保障特約、新ガン診断給付特約
新ガン保険専用の特約	新ガン診断給付特約、新在宅療養給付特約、ガン先進医療特約、新ガン死亡保障特約

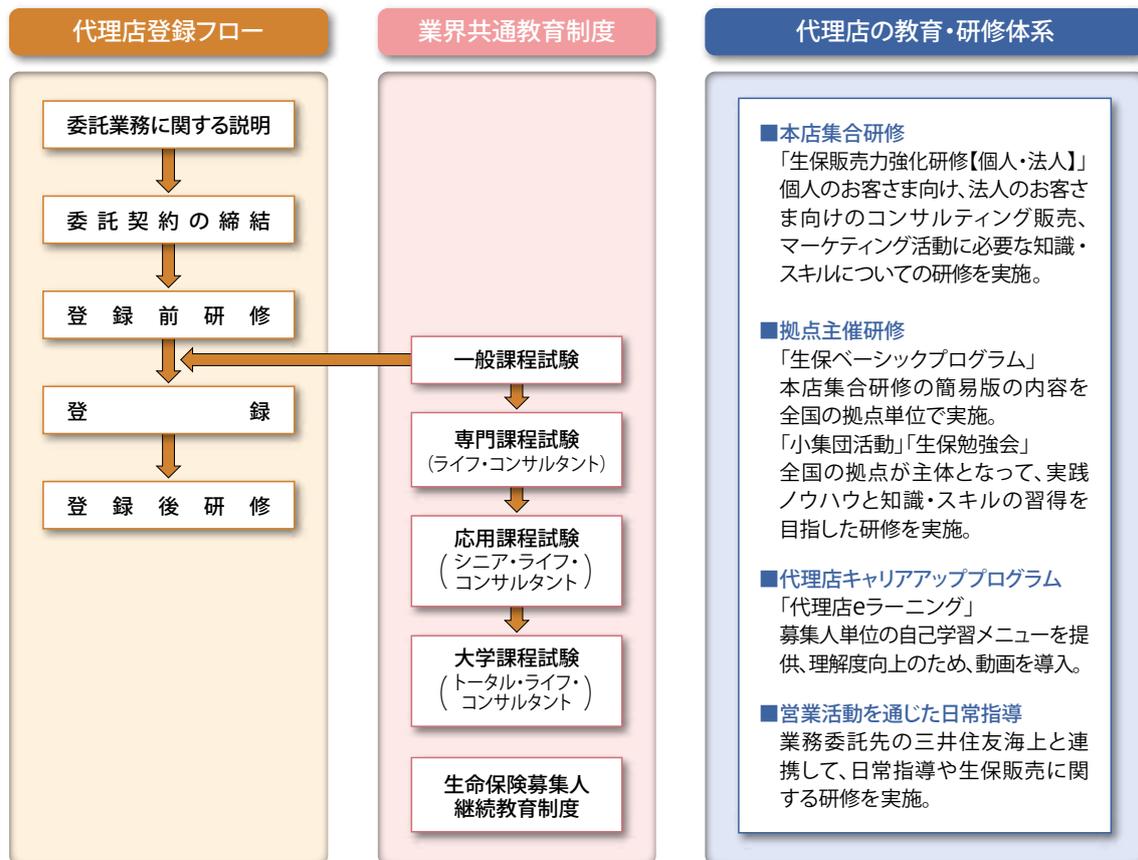
(3) 団体向け商品

商品名	ご利用の目的～次のような方にお勧めします
総合福祉団体定期保険	従業員が万一のときの福利厚生制度(弔慰金・死亡退職金等)の円滑な運営をお考えの企業へ
団体定期保険	従業員が万一のときの、自助努力による死亡保障制度をお考えの企業へ
団体信用生命保険	住宅ローンなどの利用者が死亡されたとき、その債務の補てんをお考えの企業へ
医療保障保険(団体型)	公的医療保険制度補完の仕組みをお考えの企業へ

代理店教育・研修

(1) 代理店教育・研修体系

生命保険代理店委託後の初期段階から、適正な募集活動に必要な知識とスキルの習得に向け、「各種業界共通教育」、「本店集合研修」、「拠点主催研修」、「営業活動を通じた日常指導」を実施しています。



(2) 信頼される代理店の育成を目指して

生命保険の販売では、お客さまのライフスタイルや生活設計、ニーズなどをしっかり把握して、お客さま一人ひとりに適した保障をご提案する「コンサルティング」が必要とされています。

当社では「お客さま基点」の適正な募集活動を自立して行える代理店の育成を図るべく、教育研修を企画・実施し、企業品質の一層の向上を目指しています。

研修では、適正な募集活動に必要な知識の習得や、セールスプロセスの考え方やロールプレイングを導入するなど、「保障の必要性」や「保障の考え方」をお客さまにわかりやすくお伝えするスキルの習得と向上を重視しています。

FC社員について

当社は2005年10月にFC（フィナンシャル・コンサルタント）事業部を新設するとともに、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡の6都市にオフィスを開設し直販事業をスタートしました。2009年7月現在、上記6都市に8オフィス（札幌・東京に2オフィス）開設しているほか、函館・盛岡・岡崎にサテライトオフィスを置いています。FC社員の目指すものは生命保険販売のプロフェッショナルであり、お客さまの人生の「良きアドバイザー」であることを使命としています。FC社員はフィナンシャル・コンサルティング・サービスを通じ、「最高のサービスを提供するプロフェッショナルチーム」を創りあげていくことを目標としています。

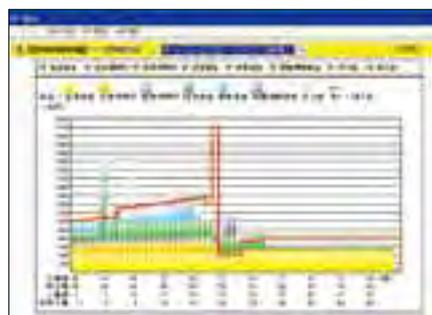
(1) フィナンシャル・コンサルタントの教育・研修体制

フィナンシャル・コンサルタントは、お客さまのニーズを満たし、問題点を解決するための専用ソフト（ライフプランNavi）を駆使して、お客さまのご希望に合わせたオリジナルのライフプランを作成し、ご提供します。

入社後2年間で初期研修期間と位置づけ、本社で開催する集合研修・オフィス内研修・業界共通試験などを通じてコンサルティング営業に必要な能力を習得します。入社から3か月間は「FCT（First Consultant Training）」「BCT（Basic Consultant Training）」研修を実施し、生命保険の基礎について学ぶとともに、マネージャーによる同行支援を通じて、お客さまに合ったご提案をするために必要な知識やスキルを身につけていきます。

入社4か月目には、「フォロー研修」を本社で実施します。この研修を通じて各自の業績・活動を分析し、自身の強み・弱みを確認します。以降

は「FC提携研修」「法人研修」を実施し、あらゆるマーケットで必要とされるスキルや金融知識を養い、MDRTへの入会を支援しています。また、さらにハイレベルなコンサルティングノウハウを身につけるための、FP技能士資格取得の奨励も行っています。



〈ライフプランNaviプレゼンテーションイメージ〉

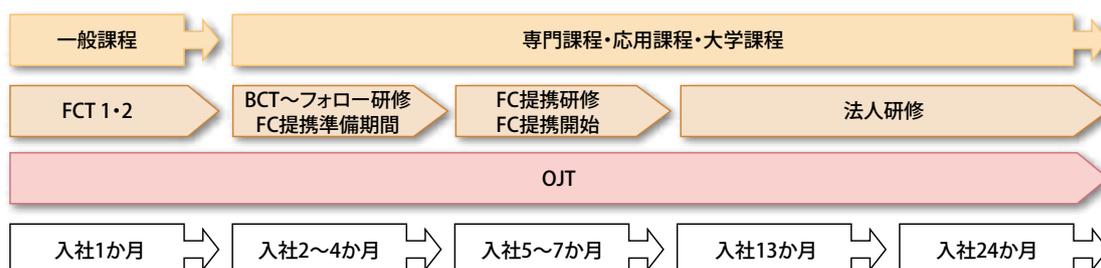
(2) FC提携について

FC提携とは、三井住友海上グループの損保マーケットに対し、代理店とFC社員が共同で生保開拓を推進する制度です。この制度はFC社員の新規顧客開拓についてのバックアップ体制にもなるもの

です。

FC提携は入社5か月目以上のFC社員が担当可能であり、さまざまなお客さまにライフプランセールスを中心とした提案営業を行っています。

【FC教育体系】



会社DATA 目次

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革	60
2. 経営の組織	61
3. 店舗網一覧	62
4. 資本金の推移	63
5. 株式の総数	63
6. 株式の状況	63
7. 主要株主の状況	63
8. 取締役、執行役員、および監査役	64
9. 従業員の在籍・採用状況	65
10. 平均給与(内勤職員)	65
11. 平均給与(営業職員)	65

II. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容	66
2. 経営方針	66

III. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況	67
2. お客さまからの相談(照会、苦情)の件数	69
3. お客さまに対する情報提供の実態	70
4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	70
5. 代理店教育・研修の概略	70
6. 新規開発商品の状況	70
7. 保険商品一覧	70
8. 情報システムに関する状況	70
9. 公共福祉活動の概況	70

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

V. 財産の状況

1. 貸借対照表	72
2. 損益計算書	75
3. キャッシュ・フロー計算書	77
4. 株主資本等変動計算書	78
5. 債務者区分による債権の状況	79
6. リスク管理債権の状況	79
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	79
8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)	79
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	80
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	82
11. 基礎利益の内訳	82
12. 社外の監査体制	83
13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性	83
14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	83

VI. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等	84
(1) 2008年度決算業績の概況	84
(2) 保有契約高及び新契約高	85
(3) 年換算保険料	85
(4) 保障機能別保有契約高	86
(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高	87
(6) 異動状況の推移	88
(7) 契約者配当の状況	90
2. 保険契約に関する指標等	90
(1) 保有契約増加率	90
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)	91
(3) 新契約率(対年度始)	91
(4) 解約失効率(対年度始)	91
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約年換算)	91
(6) 死亡率(個人保険主契約)	91
(7) 特約発生率(個人保険)	92
(8) 事業費率(対収入保険料)	92
(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数	92
(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	92

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	93
(12) 未だ収受していない再保険の額	93
(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合	93
3. 経理に関する指標等	94
(1) 支払備金明細表	94
(2) 責任準備金明細表	94
(3) 責任準備金残高内訳	95
(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	95
(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数	95
(6) 契約者配当準備金明細表	96
(7) 引当金明細表	96
(8) 特定海外債権引当勘定の状況	96
(9) 資本金等明細表	97
(10) 保険料明細表	97
(11) 保険金明細表	98
(12) 年金明細表	98
(13) 給付金明細表	98
(14) 解約返戻金明細表	98
(15) 減価償却費明細表	99
(16) 事業費明細表	99
(17) 税金明細表	99
(18) リース取引	100
4. 資産運用に関する指標等(一般勘定)	101
(1) 資産運用の概況	101
① 2008年度の資産の運用概況	
② ポートフォリオの推移	
(2) 運用利回り	104
(3) 主要資産の平均残高	105
(4) 資産運用収益明細表	105
(5) 資産運用費用明細表	106
(6) 利息及び配当金等収入明細表	106
(7) 有価証券売却益明細表	107
(8) 有価証券売却損明細表	107
(9) 有価証券評価損明細表	107
(10) 商品有価証券明細表	107
(11) 商品有価証券売却買高	107
(12) 有価証券明細表	108
(13) 有価証券残存期間別残高	108
(14) 保有公社債の期末残高利回り	108
(15) 業種別株式保有明細表	109
(16) 貸付金明細表	110
(17) 貸付金残存期間別残高	110
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳	110
(19) 貸付金業種別内訳	110
(20) 貸付金使途別内訳	110
(21) 貸付金地域別内訳	110
(22) 貸付金担保別内訳	110
(23) 有形固定資産明細表	111
(24) 固定資産等処分益明細表	111
(25) 固定資産等処分損明細表	112
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	112
(27) 海外投融資の状況	112
(28) 海外投融資利回り	114
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	114
(30) 各種ローン金利	114
(31) その他の資産明細表	114
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	114

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制	115
2. 法令遵守の体制	115
3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法並びにその合理性及び妥当性	115
4. 個人データ保護について	115
5. 反社会的勢力の排除のための基本方針	116

VIII. 特定勘定に関する指標等

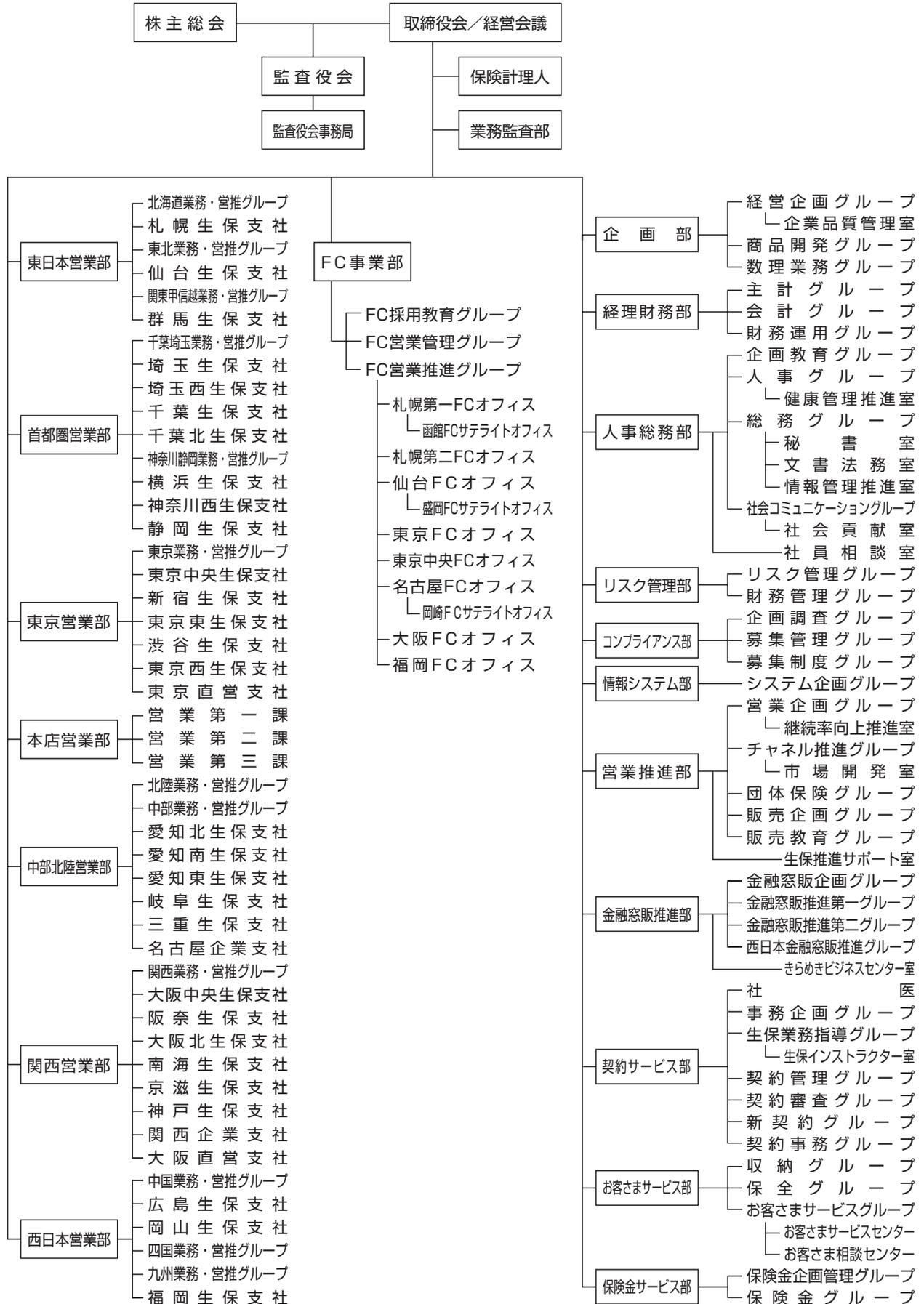
IX. 会社及びその子会社等の状況

I. 会社の概況及び組織

1. 沿革

- 1996年 8月 住友海上火災保険株式会社の100%子会社
「住友海上ゆうゆう生命保険株式会社」として資本金100億円で設立
- 1996年 8月 大蔵大臣の事業免許を取得
- 1996年10月 営業開始 終身保険、定期保険、団体定期保険など12商品発売
- 1996年12月 「総合福祉団体定期保険」発売
- 1997年10月 「5年ごと利差配当商品（養老、個人年金など）」発売
- 1998年 4月 「逡増定期保険」発売
- 1999年 4月 「積立型終身保険」発売
- 2000年 4月 「100歳満了定期保険」発売
- 2001年 1月 「医療保険」「ガン保険」発売
- 2001年 4月 「収入保障特約」発売
「区分料率適用特約」（販売名称“元気You割”）発売
- 2001年10月 「三井みらい生命保険株式会社」と合併し、
社名を「三井住友海上きらめき生命保険株式会社」に変更（資本金230億円）
「定期保険（低解約返戻金型）」発売
格付投資情報センターから「保険金支払能力に関する格付け」を取得
（2009年7月1日現在の格付け：AA）
- 2002年 4月 「5年ごと利差配当付こども保険」発売
- 2003年 2月 「積立利率変動型終身保険」（販売名称“MS終身”“MS終身 α ”）発売
- 2003年 4月 「5年ごと利差配当付個人年金保険（無選択特則付）」発売
- 2004年 2月 「無解約返戻金型収入保障保険」「医療保障保険（団体型）」発売
- 2004年 9月 新株発行増資（増資後資本金355億円）
- 2005年 2月 スタンダード・アンド・プアーズから「保険財務力格付け」を取得
（2009年7月1日現在の格付け：AA）
- 2005年10月 「FC事業部」新設（直販社員によるコンサルティング販売の開始）
- 2005年12月 「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」発売
- 2006年 4月 本社移転
「無解約返戻金型総合収入保障保険」発売
- 2006年10月 開業10周年
- 2006年11月 「新医療保険」発売
- 2007年 4月 「新ガン保険」発売
- 2007年 7月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」に関する適合宣言
- 2008年 6月 保有契約100万件、総資産1兆円を達成
- 2008年 7月 三井住友海上グループホールディングス株式会社の100%子会社となる
- 2008年10月 三井住友海上グループ商品ブランド「GK」を導入し、「GK生命^{せいめい}の保険」を展開
- 2009年 4月 販売態勢を拡充し、営業拠点を全国で30ヵ所新設

2. 経営の組織 (2009年7月1日現在)



経営理念・経営方針

代表的な経営指標

当社の取り組み

商品・サービス

会社データ

3. 店舗網一覧 (2009年7月1日現在)

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号(代表)
本店	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	03-5282-7111 (大代表)
東日本営業部			
北海道業務・営推グループ	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル9F 011-213-3932
札幌生保支社	060-8631	札幌市中央区北三条西2-6	札幌MTビル4F 011-213-3958
東北業務・営推グループ	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル9F 022-221-8826
仙台生保支社	980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27	三井住友海上仙台ビル7F 022-211-8850
関東甲信越業務・営推グループ	104-8252	東京都中央区新川2-27-2	三井住友海上新川ビル5F 03-3297-4514
群馬生保支社	371-0023	前橋市本町2-10-4	三井住友海上前橋ビル4F 027-223-6732
首都圏営業部			
千葉埼玉業務・営推グループ	104-8252	東京都中央区新川2-27-2	三井住友海上新川ビル9F 03-3297-6385
埼玉生保支社	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	三井住友海上大宮東町ビル4F 048-644-5483
埼玉西生保支社	350-1123	川越市脇田本町17-5	三井住友海上川越ビル3F 049-246-9503
千葉生保支社	260-0013	千葉市中央区中央4-7-4	三井住友海上千葉ビル6F 043-225-6447
千葉北生保支社	273-0012	船橋市浜町2-1-1	ららぽーと三井ビル6F 047-437-0411
神奈川静岡業務・営推グループ	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル5F 045-651-3577
横浜生保支社	231-0023	横浜市中区山下町70-3	三井住友海上横浜ビル1F 045-671-1520
神奈川西生保支社	243-0018	厚木市中町2-8-13	NBF厚木ビル9F 046-297-0280
静岡生保支社	420-0031	静岡市葵区呉服町1-2	三井住友海上静岡ビル3F 054-221-7875
東京営業部			
東京業務・営推グループ	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7	八重洲ファーストフィナンシャルビル12F 03-6202-6619
東京中央生保支社	103-0028	東京都中央区八重洲1-3-7	八重洲ファーストフィナンシャルビル13F 03-6202-6868
新宿生保支社	163-0241	東京都新宿区西新宿2-6-1	新宿住友ビル41F 03-3344-2291
東京東生保支社	111-0042	東京都台東区寿4-15-7	三井住友海上浅草寿町ビル6F 03-3845-6437
渋谷生保支社	150-0002	東京都渋谷区渋谷1-7-7	住友不動産青山通ビル6F 03-3406-5681
東京西生保支社	190-0012	東京都立川市曙町2-35-2	A-ONEビル11F 042-526-7389
東京直営支社	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	本店5F 03-5282-8862
本店営業部			
営業第一課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	本店3F 03-5282-8817
営業第二課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	本店3F 03-5282-8701
営業第三課	101-8458	東京都千代田区神田錦町3-11-1	本店3F 03-5282-8607
中部北陸営業部			
北陸業務・営推グループ	920-0918	金沢市尾山町6-25	三井住友海上金沢ビル5F 076-223-3351
中部業務・営推グループ	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル8F 052-223-6200
愛知北生保支社	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル5F 052-223-4320
愛知南生保支社	460-0002	名古屋市中区丸の内1-15-20	ie丸の内ビル12F 052-223-4340
愛知東生保支社	444-0043	岡崎市唐沢町11-7	三井住友海上岡崎ビル8F 0564-21-1141
岐阜生保支社	500-8842	岐阜市金町7-11-1	三井住友海上岐阜ビル1F 058-265-6656
三重生保支社	510-0074	四日市市鶴の森2-9-3	三井住友海上四日市ビル1F 059-351-4085
名古屋企業支社	460-8635	名古屋市中区錦1-2-1	三井住友海上名古屋ビル8F 052-203-3201
関西営業部			
関西業務・営推グループ	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル8F 06-6220-2834
大阪中央生保支社	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル5F 06-6229-3365
阪奈生保支社	542-0076	大阪市中央区難波2-2-3	御堂筋グランドビル5F 06-6213-5661
大阪北生保支社	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル5F 06-6220-0086
南海生保支社	590-0952	堺市堺区市之町東6-2-9	三井住友海上堺ビル5F 072-222-8071
京滋生保支社	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266	三井住友海上京都ビル5F 075-343-6138
神戸生保支社	651-0171	神戸市中央区栄町通1-1-18	三井住友海上神戸ビル8F 078-331-8759
関西企業支社	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル8F 06-6229-3242
大阪直営支社	540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1	三井住友海上大阪淀屋橋ビル8F 06-6229-2753
西日本営業部			
中国業務・営推グループ	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル13F 082-234-8205
広島生保支社	730-0806	広島市中区西十日市町9-9	広電三井住友海上ビル12F 082-234-5811
岡山生保支社	700-8660	岡山市北区幸町8-22	三井住友海上岡山ビル4F 086-225-1322
四国業務・営推グループ	760-8560	高松市古新町2-3	三井住友海上高松ビル8F 087-825-2661
九州業務・営推グループ	810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14	三井住友海上福岡赤坂ビル9F 092-722-6005
福岡生保支社	810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14	三井住友海上福岡赤坂ビル1F 092-722-6166
FC事業部			
札幌第一FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル10F 011-738-6321
函館FCサテライトオフィス	040-0001	函館市五稜郭町35-1	ホーム企画ビル5F 0138-33-7233
札幌第二FCオフィス	060-0807	札幌市北区北七条西1-1-2	SE山京ビル10F 011-738-6321
仙台FCオフィス	980-0013	仙台市青葉区花京院1-1-20	花京院スクエア9F 022-212-2636
盛岡FCサテライトオフィス	020-0034	盛岡市盛岡駅前通16-21	盛岡駅前通ビル8F 019-604-9730
東京FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル9F 03-5282-8739
東京中央FCオフィス	101-0054	東京都千代田区神田錦町3-7-1	興和一橋ビル9F 03-5282-8739
名古屋FCオフィス	460-0008	名古屋市中区栄3-18-1	ナディアパークビジネスセンタービル11F 052-238-1536
岡崎FCサテライトオフィス	444-0044	岡崎市康生通南3-31	第2マルワビル4F 0564-65-2280
大阪FCオフィス	541-0051	大阪市中央区備後町4-1-3	御堂筋三井ビルディング7F 06-4706-6817
福岡FCオフィス	810-0001	福岡市中央区天神1-12-7	福岡ダイヤモンドビル7F 092-736-8036

4. 資本金の推移

年 月	増資額	増資後資本金	摘 要
1996年 8月	10,000百万円	10,000百万円	会社設立
2001年10月	13,000百万円	23,000百万円	合 併
2004年 9月	12,500百万円	35,500百万円	増 資

5. 株式の総数（2009年7月1日現在）

発行可能株式総数	1,000千株
発行済株式の総数	960千株
株 主 数	1名

6. 株式の状況（2009年7月1日現在）

(1) 種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	960千株	-

(2) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
三井住友海上グループホールディングス株式会社	960千株	100%	-	-

※当社株主は上記1名のみであり、他にはおりません。

7. 主要株主の状況（2009年7月1日現在）

名 称	本社所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	株式等の総数等に占める 所有株式等の割合
三井住友海上グループ ホールディングス株式会社	東京都中央区新川 二丁目27番2号	100,000百万円	子会社の経営管理および それに付帯する業務	2008年 4月 1日	100%

8. 取締役、執行役員、および監査役

(2009年7月1日現在)

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	さ さ き しずか 佐々木 静 (1953年6月15日生)	1977年4月 住友海上火災保険株式会社(2001年に三井海上火災 保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株式会 社に社名変更。以下同じ。)入社 2006年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2008年4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	・業務全般統括
取締役 専務執行役員	とよしま まこと 豊島 誠 (1950年11月29日生)	1974年4月 大正海上火災保険株式会社(1991年に三井海上火災 保険株式会社に社名変更。さらに2001年、住友海上 火災保険株式会社と合併し三井住友海上火災保険株 式会社に社名変更。以下同じ。)入社 2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員退任 2009年4月 当社取締役 専務執行役員(現職)	・社長補佐 ・リスク管理部 ・業務監査部 ・中部北陸営業部 ・関西営業部 ・西日本営業部
取締役 執行役員	みやおか たかし 宮岡 隆 (1952年8月9日生)	1975年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2007年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2007年4月 当社取締役 営業推進部長 2008年4月 当社取締役 執行役員 営業推進部長 2009年4月 当社取締役 執行役員(現職)	・東日本営業部 ・首都圏営業部 ・東京営業部 ・本店営業部 ・FC事業部
取締役 執行役員	ふじもり けんじ 藤森 謙司 (1953年7月31日生)	1977年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2002年7月 当社出向 総務・企画部長 2005年4月 三井住友海上火災保険株式会社復職 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2008年4月 当社取締役 執行役員(現職)	・企画部 ・経理財務部 ・人事総務部 ・コンプライアンス部
執行役員	うめもと ひろみ 梅本 博巳 (1955年11月2日生)	1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2008年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2008年4月 当社執行役員 首都圏営業部長 2008年7月 当社執行役員 首都圏営業部長 金融窓販推進部長 2009年4月 当社執行役員 金融窓販推進部長(現職)	・営業推進部 ・金融窓販推進部
取締役 執行役員	こばやし ひろなお 小林 弘尚 (1954年2月28日生)	1977年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年4月 当社取締役 執行役員(現職)	・企画部 ・業務監査部 ・情報システム部 ・お客さまサービス部 ・保険金サービス部
執行役員	にしはら ひでのり 西原 秀紀 (1955年9月3日生)	1978年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2009年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2009年4月 当社執行役員 企画部長(現職)	・契約サービス部
取締役	ほりもと しゅうへい 堀本 修平 (1954年8月19日生)	1977年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2006年9月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員 2009年4月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役 常務執行役員(現職) 三井住友海上グループホールディングス株式会社 常務執行役員 当社取締役(現職) 2009年6月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 常務執行役員(現職)	

役職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
監査役 (常勤)	みうら しょういちろう 三浦 昭一郎 (1950年10月30日生)	1974年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2005年3月 三井住友海上火災保険株式会社退職 2005年4月 当社取締役 企画部長 2007年4月 当社常務取締役 2008年4月 当社監査役(現職)	
監査役	はやさき のぶたか 早崎 信隆 (1954年1月28日生)	1976年4月 住友海上火災保険株式会社入社 2006年8月 三井住友海上火災保険株式会社理事 2008年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 リスク管理部長(現職) 三井住友海上火災保険株式会社 理事リスク管理部長(現職) 2008年6月 当社監査役(現職)	
監査役	はた ひろゆき 羽田 宏之 (1960年6月20日生)	1985年4月 大正海上火災保険株式会社入社 2008年4月 三井住友海上火災保険株式会社 経理部副部長(現職) 三井住友海上グループホールディングス株式会社 経理部(現職) 2008年6月 当社監査役(現職)	

9. 従業員の在籍・採用状況

区 分	在籍数（年度末）		採用数		2008年度末	
	2007年度	2008年度	2007年度	2008年度	平均年齢	平均勤続年数
内勤職員	637名	762名	193名	165名	39.0歳	4.3年
（男 子）	356	425	107	90	42.2	4.4
（女 子）	281	337	86	75	35.0	4.2
営業職員	106	145	37	65	38.4	1.7
（男 子）	103	143	37	65	38.4	1.7
（女 子）	3	2	0	0	38.0	3.0

（注）上記には三井住友海上火災保険株式会社からの出向者および他社への出向者を含みます。

10. 平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区 分	2008年3月	2009年3月
内勤職員	477	462

（注）平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11. 平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区 分	2008年3月	2009年3月
営業職員	381	346

（注）平均給与月額は3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ. 主要な業務の内容

1. 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け・保険金等のお支払い

当社では、お客さまに充実した保険サービスを分かりやすく、また安定的にご提供していくことが最も重要であると考え、以下の項目に重点的に取り組んでいます。

- ① 保険商品の品揃え充実とお客さまのニーズにマッチした商品のご提案
- ② 保険設計に関するノウハウの蓄積、ツールの拡充およびそのご提供
- ③ 社員・代理店に対する教育・指導
- ④ 安定した契約保全・管理と適正かつ迅速な保険金等のお支払い

(2) 資産の運用

当社はお客さまからいただいた保険料を資産として運用し、保険金・給付金・年金あるいは配当金のお支払いに備えるため、専任の組織・体制を設けて業務を行っています。お支払いの備えに万全を期すため、資産運用に際しては、安全性を最優先とし、長期的に安定した運用収益を確保することを基本方針としています。

運用対象の大部分を占める債券については、格付けの高い銘柄に限定し、信用リスクの軽減に努めています。

2. 経営方針

2ページに掲載しています「トップメッセージ」をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

1. 直近事業年度における事業の概況

事業の経過及び成果等

2008年度のがわ国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な信用収縮や資源価格の高騰のあおりを受け、上期においては景気の足踏み状態が続きましたが、2008年9月以降、米国を襲った金融危機が欧州やアジアにも拡がりをもたらしたうえ、為替市場における円高の圧力が一段と高まったことから、わが国でも個人消費や企業収益などへの深刻な影響が懸念される事態となりました。

生命保険業界におきましては、死亡保障を中心とした個人保険で保有契約高の減少が続いているうえ、金融・証券市場における相場の急激な変動が保有資産価値を脅かしかねない状況にあり、事業運営はより一層厳しさを増しています。

このような情勢のもと、当社は、2007年度からスタートした三井住友海上グループの中期経営計画「ニューチャレンジ10」及び当社の中期経営計画「きらめきネクスト10」に基づき、「お客さまにとって最適な商品・サービスの提供」、「お客さまに信頼される販売態勢の拡充・強化」、「誇れる、存在感のある、働きがいのある会社の実現」等を引き続き戦略の基本に据えて、「三井住友海上グループのお客さまに向けた一層のクロスセル推進」、「新たな成長領域における販売チャネル・手法の多様化と生保市場の開拓・拡大」、「保険金等の支払管理態勢の強化を含む業務プロセスのイノベーション実現」、「コンプライアンスの浸透」、「内部統制システムの基本方針に基づく統制環境の整備」等の諸課題に取り組んできました。

営業体制につきましては、金融機関における当社商品の販売態勢を格段に強化するため、2008年7月に金融窓販推進部を新設し、金融機関に特化した「販売力強化プログラム」を強力に推進しました。

また、三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」といいます。）の専業代理店の中から、生保販売力の一段の強化に取り組む代理店を選定し、三井住友海上の営業部門と協働して計画的・集中的に販売指導を行いクロスセルの柱に育成する「クロスセル推進プログラム」を2007年度にスタートしましたが、2008年度は内容の充実を図るとともに、代理店毎に前年度末の到達度を見ながらきめ細かく取り組みを進めることにより、着実に成果を上げました。

一方、当社の営業社員が生命保険を募集する直販事業においては、積極的な採用・教育活動により販売態勢の強化に努めたほか、直販事業におけるノウハウの活用を希望する代理店との提携を通じた市場開拓にも注力しました。

商品につきましては、2008年4月に「無解約返戻金型逡減定期保険」を、また同7月に「低解約返戻金型定期保険」「無解約返戻金型定期保険」をそれぞれ発売しました。

「無解約返戻金型逡減定期保険」は、お客さまのライフプランに応じた必要保障額の考え方に合わせ、期間の経過と共に保険金の額が減少していく仕組みを持たせた商品です。また、「低解約返戻金型定期保険」「無解約返戻金型定期保険」は、従来販売していた「定期保険（低解約返戻金型）」を改良し、保険料払込期間や解約返戻金を低く抑える期間をきめ細かく設定できるようにした商品であり、お客さまの多様なニーズへの対応の充実を図りました。

このほか、お客さまにより一層わかりやすい商品をご提案していくために、販売商品の見直し、約款文言の平明化・簡素化にも取り組みました。

なお、三井住友海上は2008年1月に個人向け商品の共通ブランド「GK（ゴールキーパーの意）」を創設し、

同5月に新発売した自動車保険から同ブランド名の使用を開始していますが、当社においても、同10月から個人向け主力商品について「GK ^{せいめい} 生命の保険」をブランド名として採用し、広告宣伝等を通じて「安心のゴールキーパーでありたい」との三井住友海上グループのメッセージを発信していくこととしました。

契約引受・保全態勢につきましては、運営の円滑化及び効率化の観点から事務面の改善に引き続き努めました。また、保険料の収納方法としてクレジットカードによる取り扱いを新たに開始しました。

保険金等支払態勢につきましては、まず、組織面の取り組みとして、2008年4月にそれまでお客さまサービス部の中にあつた保険金支払部門及び同管理部門を独立させて保険金サービス部を設置しました。さらに、2009年1月には保険金等支払管理部門並びに商品開発及びコンプライアンス等の関連部門が保険金等支払管理態勢の強化に向けて協議を行う保険金等支払管理委員会を新たに設置しました。

次に、お客さま対応の強化の取り組みとしては、保険事故発生のお申し出がありながら保険金等のご請求をなさらないお客さまに対し、電話でご請求を勧奨する取り組みを2008年4月に開始しました。また、同9月には、保険金等のご請求をいただきながらお支払いできないとした事案に対し、診断書取得費用の相当額を当社が負担するとともに、当社の判断にご納得いただけないお客さまが無料でご相談いただける社外弁護士窓口を開設しました。

さらに、お客さまに対する情報提供の充実を図るため、2008年10月に保険金請求・契約変更等の手続きを案内する「お手続きガイド」を保険契約者のお客さまに郵送したほか、2009年2月には当社の公式Webサイトに、主力商品である新医療保険の給付金請求手続きをお客さまに分かりやすく説明するご案内を掲載しました。

システムにつきましては、「低解約返戻金型定期保険」等の新商品の発売、「クレジットカードによる保険料収納」の開始に伴う販売支援及び契約事務に関するシステム面の対応を実施しました。さらに金融機関における保険の窓口販売の推進に係るシステム対応を実施しました。

資産の運用に当たりましては、安全性・流動性に留意しつつ国内公社債を中心に資金を投入しました。

以上の諸施策を実施した結果、2008年度は、保険料等収入が2,208億円、資産運用収益が195億円、その他経常収益が6億円となり、これらを合計した経常収益は2,410億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,239億円、責任準備金等繰入額が763億円、資産運用費用が4億円、事業費が353億円、その他経常費用が26億円となりました結果、2,387億円となりました。

この結果、経常利益は、2007年度に比べて3億円減少して23億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は44百万円となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、金融・証券、為替市場における大幅な変動などから、さらに厳しい局面を迎えることも想定され、先行きはきわめて不透明なものとなっています。

生命保険業界におきましては、金融庁が2008年7月、当社を含む各社に対し、保険金等の支払管理態勢等に係る業務改善に向けた一層の取り組み等を求めたことをも踏まえ、お客さま・社会からの信頼に的確にお応えしていくため、より一層のサービスの充実、健全かつ適正な業務運営及び財務体質の維持・向上のいずれをも着実に推進していくことが課題となっています。

このような情勢のもと、三井住友海上グループは、企業品質の向上を絶え間なく追求していく方針をとっており、当社も「お客さまにとって最適な商品・サービスの提供」、「業務プロセスのイノベーションの実現」、「誇れ

る、存在感のある、働きがいのある会社の実現」等を戦略の基本とする「きらめきネクスト10」のもと、保険金等の支払管理態勢等の一層の整備をはじめ、引き続きお客さまに信頼される会社運営に努めてまいります。

(注)金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

2. お客さまからの相談（照会、苦情）の件数

当社では本社「お客さまサービスセンター」において、お客さまからのご住所・お名前などの変更手続き、ご契約者貸付、解約手続き、保険金・給付金請求のお申し出、手続き方法等のご相談、商品内容・ご契約内容等のお問い合わせを承っています。

各種お申し出、ご照会につきましては、迅速かつ適切な対応を心がけ、お客さまへのサービスの充実に努めています。

<お客さまからのご照会>

2008年度に「お客さまサービスセンター」でお受けしたご照会の件数は、145,542件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。

お客さまからのご照会（2008年4月～2009年3月お客さまサービスセンター受付分）
（単位：件、％）

内 容	件 数	占 率
ご加入相談・資料請求	6,697	4.6
契約内容変更等の手続きに関して	91,752	63.0
保険料払込に関して	9,977	6.9
保険金・給付金に関して	23,647	16.2
税金・控除証明書に関して	6,128	4.3
保険内容の照会・その他	7,341	5.0
合 計	145,542件	100.0%

<お客さまからの苦情>

2008年度に全店でお受けした苦情の件数は、1,674件となっており、内容につきましては下表のとおりとなっています。なお、当社では、苦情の定義を「お客さまからの不満足の表明」と定めています。

お客さまからの苦情（2008年4月～2009年3月全店受付分）
（単位：件、％）

内 容	件 数	占 率
ご加入手続きに関して	428	25.6
契約内容変更等の手続きに関して	531	31.7
保険料払込に関して	164	9.8
保険金・給付金に関して	224	13.4
その他のご不満に関して（注）	327	19.5
合 計	1,674件	100.0%

(注)社員・代理店の態度・マナーに関するご不満。契約後のアフターサービスに関するご不満など。

3. お客さまに対する情報提供の実態

31ページに掲載しています「お客さまへの情報提供」をご参照ください。

4. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

33ページに掲載しています「商品に関する情報提供(デメリット情報を含む)」をご参照ください。

5. 代理店教育・研修の概略

56ページに掲載しています「代理店教育・研修」をご参照ください。

6. 新規開発商品の状況

50ページに掲載しています「新商品・サービス」をご参照ください。

7. 保険商品一覧

52ページに掲載しています「販売商品」をご参照ください。

8. 情報システムに関する状況

- (1) 定期保険(低解約返戻金型)全期払タイプ、定期系商品の料率改定等の新たな商品対応を行いました。
- (2) お客さまのニーズに合ったきめ細かい保険設計を可能にするパソコン用設計書・申込書ツール「きらめきNavi」、およびオンライン設計書・申込書を提供し、代理店および営業社員の販売をサポートしています。
- (3) 保険金・給付金の支払漏れ、請求案内漏れを防止するため、コンピュータによるチェック強化とミス防止のためのシステム対応を行いました。
- (4) クレジットカードでの保険料のお支払いの取扱いを開始し、キャッシュレス化・お支払い方法の多様化をすすめ、契約時のお客さまの利便性を向上しました。
- (5) 情報システムセキュリティ強化の観点より、社内管理態勢の一層の充実を図るとともに外部専門家によるシステム監査を実施し、システムリスクへの備えに万全を期しています。

9. 公共福祉活動の概況

42ページに掲載しています「社会貢献活動」をご参照ください。

IV. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
経常収益	187,370	219,426	238,571	239,140	241,057
経常利益	2,493	3,037	3,028	2,690	2,325
基礎利益	3,561	4,046	3,984	3,299	2,214
当期純利益	43	58	21	55	44
資本金 (発行済株式の総数)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)	35,500 (960千株)
総資産	671,635	778,831	892,324	999,763	1,075,126
うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高	596,364	709,974	821,570	922,547	998,145
貸付金残高	16,966	21,730	22,030	24,587	28,712
有価証券残高	633,994	723,466	838,116	944,609	1,013,709
ソルベンシー・マージン比率	1,807.9%	1,493.9%	1,900.2%	2,124.0%	2,069.1%
従業員数	445名	524名	597名	743名	907名
保有契約高	9,333,656	10,965,696	10,725,477	11,105,452	11,622,189
うち個人保険	6,581,088	7,603,541	7,846,571	8,297,141	8,715,563
うち個人年金保険	273,609	314,360	317,690	319,339	315,285
うち団体保険	2,478,958	3,047,795	2,561,215	2,488,971	2,591,340
団体年金保険保有契約高	—	—	—	—	—

(注) 保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
 なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

V. 財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円、%)

科 目	2007年度末		2008年度末		科 目	2007年度末		2008年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比		金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)					(負債の部)				
現金及び預貯金	11,706	1.2	12,771	1.2	保険契約準備金	935,069	93.5	1,011,036	94.0
現 金	0		0		支 払 備 金	10,226		10,975	
預 貯 金	11,706		12,771		責 任 準 備 金	922,547		998,145	
有 価 証 券	944,609	94.5	1,013,709	94.3	契約者配当準備金	2,295		1,915	
国 債	622,201		643,530		代 理 店 借	1,782	0.2	1,794	0.2
地 方 債	8,596		7,832		再 保 険 借	134	0.0	128	0.0
社 債	288,658		335,822		そ の 他 負 債	3,799	0.4	4,302	0.4
株 式	604		299		未 払 法 人 税 等	423		349	
外 国 証 券	24,548		26,224		未 払 金	140		134	
貸 付 金	24,587	2.5	28,712	2.7	未 払 費 用	2,455		2,762	
保険約款貸付	24,587		28,712		前 受 収 益	0		0	
有形固定資産	631	0.1	741	0.1	預 り 金	29		33	
建 物	194		168		リ ー ス 債 務	-		51	
リ ー ス 資 産	-		48		仮 受 金	749		969	
その他の有形固定資産	437		524		退職給付引当金	246	0.0	341	0.0
代 理 店 貸	39	0.0	48	0.0	役員退職慰労引当金	107	0.0	98	0.0
再 保 険 貸	299	0.0	122	0.0	特別法上の準備金	1,137	0.1	1,360	0.1
そ の 他 資 産	17,737	1.8	17,691	1.6	価 格 変 動 準 備 金	1,137		1,360	
未 収 金	13,370		13,063		負債の部合計	942,278	94.3	1,019,062	94.8
前 払 費 用	344		327		(純資産の部)				
未 収 収 益	3,027		3,224		資 本 金	35,500	3.6	35,500	3.3
預 託 金	899		988		資 本 剰 余 金	13,214	1.3	13,214	1.2
仮 払 金	70		63		資 本 準 備 金	13,214		13,214	
その他の資産	24		24		利 益 剰 余 金	288	0.0	333	0.0
繰延税金資産	252	0.0	1,428	0.1	そ の 他 利 益 剰 余 金	288		333	
貸 倒 引 当 金	△100	△0.0	△100	△0.0	繰越利益剰余金	288		333	
					株 主 資 本 合 計	49,003	4.9	49,048	4.6
					そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,482	0.8	7,015	0.7
					評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,482	0.8	7,015	0.7
					純資産の部合計	57,485	5.7	56,064	5.2
資産の部合計	999,763	100.0	1,075,126	100.0	負債及び純資産の部合計	999,763	100.0	1,075,126	100.0

注記事項

2007年度末	2008年度末
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は4,489百万円、時価は4,710百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <p>①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。</p> <p>②平成19年4月1日以降に取得したもの 新定率法によっております。</p> <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当社は「小規模会社等における簡便法」を採用しておりますが、当年度末において退職給付制度の対象となる従業員数が300人を超えたため、原則法により計算する方法に変更いたしました。これにより、税引前当期純利益は従来の方策によった場合と比べ、72百万円減少しております。</p> <p>6. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労引当金は従来、退職給付引当金に含め表示しておりましたが、保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、当年度より区分掲記しております。</p> <p>7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>8. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>(2)「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は4,293百万円、時価は4,481百万円であります。</p> <p>また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために平成17年12月より発売した「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針をとっております。</p> <p>(3)その他有価証券はすべて時価のあるものであり、その評価は3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。</p> <p>・リース資産以外</p> <p>①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。</p> <p>②平成19年4月1日以降に取得したもの 新定率法によっております。</p> <p>・リース資産</p> <p>・所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間に基づく定額法によっております。</p> <p>なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。</p> <p>3. 外貨建資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。</p> <p>4. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>当社の貸付金は、その全額が保険約款貸付であり回収が担保されているため、貸倒引当金の計上はありません。それ以外の資産については、それぞれの性質を勘案し、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて査定し、その最終の回収額または価値に対する損失見込額を計上しております。</p> <p>また、上記以外に過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。</p> <p>6. 役員退職慰労引当金は、制度廃止以前の役員に対する退職慰労年金の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>8. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。</p>

2007年度末	2008年度末																																								
<p>10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け34,900百万円を計上しております。</p> <p>11. 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これにより、経常利益は従来の方法によった場合と比べ、6百万円減少しております。</p> <p>12. 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。</p> <p>当該変更が損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>13. 有形固定資産の減価償却累計額は、655百万円であります。</p> <p>14. 関係会社に対する金銭債権の総額は32百万円、金銭債務の総額は701百万円であります。</p> <p>15. 繰延税金資産の総額は5,070百万円、繰延税金負債の総額は4,802百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,548百万円、保険契約準備金1,113百万円、価格変動準備金411百万円及び税務調整した収入保険料254百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額4,802百万円であります。</p> <p>16. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は81.33%であります。</p> <p>その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異38.77%及び住民税均等割額に係る差異6.41%であります。</p> <p>17. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>18. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,430百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">2,317百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,182百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,295百万円</td> </tr> </table> <p>19. 担保に供している資産の額は、有価証券1,883百万円であります。</p> <p>20. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は303百万円であります。</p> <p>21. 1株当たり純資産額は59,880円97銭であります。</p> <p>22. 外貨建資産の額は、24,783百万円であります。（外貨額247百万米ドル）</p> <p>23. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,392百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>24. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>イ退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△246百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">△246百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>イ退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> </table> <p>なお、当社は、平成19年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。また、確定拠出年金制度への資産移換額は42百万円であり、4年間で移換する予定であります。なお、当年度末時点の未移換額32百万円は、未払金に計上しております。</p> <p>25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	2,430百万円	当年度契約者配当金支払額	2,317百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	2,182百万円	当年度末現在高	2,295百万円	イ退職給付債務	△246百万円	ロ退職給付引当金	△246百万円	イ退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ割引率	1.5%	<p>10. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式により計算しております。</p> <p>なお、上記の方法により計算された金額のほか、保険業法上の標準責任準備金積立に向け38,700百万円を計上しております。</p> <p>11. 「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号）に伴い、当期より同会計基準及び同指針を適用しております。</p> <p>これらの会計基準等の適用が損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額は、813百万円であります。</p> <p>13. 繰延税金資産の総額は5,416百万円、繰延税金負債の総額は3,972百万円であります。繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は15百万円であります。</p> <p>繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税法に定める減価償却資産損金算入限度超過額2,489百万円、保険契約準備金損金算入限度超過額1,277百万円、価格変動準備金491百万円及び賞与引当金290百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の原因別内訳は、その他有価証券の評価差額3,972百万円であります。</p> <p>14. 当年度における法定実効税率は36.15%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は86.08%であります。</p> <p>その差異の主な内訳は、交際費等永久に損金に算入されないものに係る差異42.14%及び住民税均等割額に係る差異7.55%であります。</p> <p>15. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>16. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,295百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">2,155百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,775百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">1,915百万円</td> </tr> </table> <p>17. 担保に供している資産の額は、有価証券604百万円であります。</p> <p>18. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は269百万円であります。</p> <p>19. 1株当たり純資産額は58,400円22銭であります。</p> <p>20. 外貨建資産の額は、26,548百万円であります。（外貨額241百万米ドル、21百万ユーロ）</p> <p>21. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、2,362百万円であります。</p> <p>なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。</p> <p>22. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>イ退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">△378百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ退職給付引当金（貸借対照表計上額）</td> <td style="text-align: right;">△341百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>イ退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>ハ数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> <p>（発生時の翌年度から定額法により費用処理することとしております。）</p> <p>23. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	前年度末現在高	2,295百万円	当年度契約者配当金支払額	2,155百万円	利息による増加等	0百万円	契約者配当準備金繰入額	1,775百万円	当年度末現在高	1,915百万円	イ退職給付債務	△378百万円	ロ未認識数理計算上の差異	36百万円	ハ退職給付引当金（貸借対照表計上額）	△341百万円	イ退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ割引率	1.5%	ハ数理計算上の差異の処理年数	10年
前年度末現在高	2,430百万円																																								
当年度契約者配当金支払額	2,317百万円																																								
利息による増加等	0百万円																																								
契約者配当準備金繰入額	2,182百万円																																								
当年度末現在高	2,295百万円																																								
イ退職給付債務	△246百万円																																								
ロ退職給付引当金	△246百万円																																								
イ退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																								
ロ割引率	1.5%																																								
前年度末現在高	2,295百万円																																								
当年度契約者配当金支払額	2,155百万円																																								
利息による増加等	0百万円																																								
契約者配当準備金繰入額	1,775百万円																																								
当年度末現在高	1,915百万円																																								
イ退職給付債務	△378百万円																																								
ロ未認識数理計算上の差異	36百万円																																								
ハ退職給付引当金（貸借対照表計上額）	△341百万円																																								
イ退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																								
ロ割引率	1.5%																																								
ハ数理計算上の差異の処理年数	10年																																								

2. 損益計算書

(単位：百万円、%)

科 目	2007年度		2008年度	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
経常収入	239,140	100.0	241,057	100.0
保険料収入	222,233	92.9	220,889	91.6
再保料収入	221,858		220,167	
資産運用収入	374		722	
利息及び配当金	16,304	6.8	19,559	8.1
有価証券の売却益	16,231		18,396	
その他の経常収入	15,510		17,562	
その他有価証券の売却益	702		804	
その他有価証券の売却益	19		29	
その他有価証券の売却益	72		1,162	
その他有価証券の売却益	602	0.3	609	0.3
その他有価証券の売却益	403		439	
その他有価証券の売却益	123		150	
その他有価証券の売却益	76		19	
経常費用	236,450	98.9	238,732	99.0
保険料	97,407	40.7	123,959	51.4
年金給付	26,322		29,860	
年金給付	929		1,882	
年金給付	4,825		5,417	
年金給付	63,889		85,349	
年金給付	779		815	
年金給付	661		634	
年金給付	102,582	42.9	76,347	31.7
年金給付	1,605		749	
年金給付	100,976		75,597	
年金給付	0		0	
年金給付	150	0.1	425	0.2
年金給付	9		3	
年金給付	132		415	
年金給付	1		6	
年金給付	6		0	
年金給付	33,880	14.2	35,373	14.7
年金給付	2,429	1.0	2,626	1.1
年金給付	-		116	
年金給付	2,092		2,148	
年金給付	204		264	
年金給付	122		94	
年金給付	10		2	
経常利益	2,690	1.1	2,325	1.0
特別利益	-	-	-	-
特別損失	211	0.1	227	0.1
固定資産の減損	4	0.0	5	0.0
固定資産の減損	207	0.1	222	0.1
契約者配当準備金繰入	2,182	0.9	1,775	0.7
税法引当金繰入	296	0.1	321	0.1
税法引当金繰入	650	0.3	623	0.3
税法引当金繰入	△409	△0.2	△346	△0.1
税法引当金繰入	240	0.1	276	0.1
当期純利益	55	0.0	44	0.0

注記事項

2007年度	2008年度														
<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は216百万円、費用の総額は3,092百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券1百万円、外国証券70百万円であります。 有価証券売却損132百万円は、すべて国債等債券によるものであります。</p> <p>3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円であります。</p> <p>4. 1株当たり当期純利益は、57円55銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに55百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。</p> <p>5. 退職給付費用の総額は、162百万円であります。なお、その内訳は以下の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ勤務費用</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ簡便法から原則法への変更による費用処理額</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> <tr> <td>ハその他（確定拠出年金への掛金支払額）</td> <td style="text-align: right;">26百万円</td> </tr> </table> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ勤務費用	63百万円	ロ簡便法から原則法への変更による費用処理額	72百万円	ハその他（確定拠出年金への掛金支払額）	26百万円	<p>1. 関係会社との取引による収益の総額は24百万円、費用の総額は861百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益1,162百万円は、すべて国債等債券によるものであります。 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券74百万円、外国証券340百万円であります。</p> <p>3. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は△33百万円であります。</p> <p>4. 1株当たり当期純利益は、46円63銭であります。 算定上の基礎である当期純利益及び普通株式に係る当期純利益はともに44百万円、普通株式の期中平均株式数は960千株であります。</p> <p>5. 退職給付費用の総額は、136百万円であります。なお、その内訳は以下の通りです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ勤務費用</td> <td style="text-align: right;">94百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ利息費用</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">-百万円</td> </tr> <tr> <td>ニその他（確定拠出年金への掛金支払額）</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> </table> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p>	イ勤務費用	94百万円	ロ利息費用	3百万円	ハ数理計算上の差異の費用処理額	-百万円	ニその他（確定拠出年金への掛金支払額）	39百万円
イ勤務費用	63百万円														
ロ簡便法から原則法への変更による費用処理額	72百万円														
ハその他（確定拠出年金への掛金支払額）	26百万円														
イ勤務費用	94百万円														
ロ利息費用	3百万円														
ハ数理計算上の差異の費用処理額	-百万円														
ニその他（確定拠出年金への掛金支払額）	39百万円														

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科	目	2007年度	2008年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税引前当期純利益 (△は損失)	296	321
	減価償却費	204	264
	支払備金の増減額 (△は減少)	1,605	749
	責任準備金の増減額 (△は減少)	100,976	75,597
	契約者配当金積立利息繰入額	0	0
	契約者配当準備金繰入額	2,182	1,775
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△8	0
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△41	94
	役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	107	△9
	価格変動準備金の増減額 (△は減少)	207	222
	利息及び配当金等収入	△16,231	△18,396
	有価証券関係損益 (△は益)	60	△746
	支払利息	9	3
	為替差損益 (△は益)	1	6
	有形固定資産関係損益 (△は益)	4	5
	代理店貸の増減額 (△は増加)	25	△8
	再保険貸の増減額 (△は増加)	△76	176
	その他資産 (除く投資活動関係・財務活動関連) の増減額 (△は増加)	92	265
	代理店借の増減額 (△は減少)	△436	12
	再保険借の増減額 (△は減少)	△55	△6
	その他負債 (除く投資活動関連・財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△406	525
	小計	88,517	60,853
	利息及び配当金等の受取額	16,208	18,126
	利息の支払額	△9	△3
	契約者配当金の支払額	△2,317	△2,155
	法人税等の支払額	△539	△697
	営業活動によるキャッシュ・フロー	101,859	76,123
投資活動によるキャッシュ・フロー			
	有価証券の取得による支出	△135,831	△198,566
	有価証券の売却・償還による収入	37,594	127,963
	貸付けによる支出	△38,640	△43,715
	貸付金の回収による収入	36,083	39,590
	資産運用活動計	△100,793	△74,728
	(営業活動及び資産運用活動計)	(1,066)	(1,395)
	有形固定資産の取得による支出	△381	△327
	有形固定資産の売却による収入	5	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△101,168	△75,055
財務活動によるキャッシュ・フロー			
	その他	-	△3
	財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△3
現金及び現金同等物に係る換算差額			
	現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	691	1,064
	現金及び現金同等物期首残高	11,015	11,706
	現金及び現金同等物期末残高	11,706	12,771

(キャッシュ・フロー計算書の注記)

1. 現金及び現金同等物の (期首) 期末残高と貸借対照表科目に記載されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2007年度末	2008年度末
現金及び預貯金	11,706	12,771
現金及び現金同等物	11,706	12,771

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	2007年度	2008年度
株主資本		
資本金		
前期末残高	35,500	35,500
当期末残高	35,500	35,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	13,214	13,214
当期末残高	13,214	13,214
資本剰余金合計		
前期末残高	13,214	13,214
当期末残高	13,214	13,214
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	233	288
当期変動額		
当期純利益	55	44
当期変動額合計	55	44
当期末残高	288	333
利益剰余金合計		
前期末残高	233	288
当期変動額		
当期純利益	55	44
当期変動額合計	55	44
当期末残高	288	333
株主資本合計		
前期末残高	48,948	49,003
当期変動額		
当期純利益	55	44
当期変動額合計	55	44
当期末残高	49,003	49,048
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,031	8,482
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,450	△1,466
当期変動額合計	5,450	△1,466
当期末残高	8,482	7,015
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,031	8,482
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,450	△1,466
当期変動額合計	5,450	△1,466
当期末残高	8,482	7,015
純資産合計		
前期末残高	51,980	57,485
当期変動額		
当期純利益	55	44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,450	△1,466
当期変動額合計	5,505	△1,421
当期末残高	57,485	56,064

注記事項

2007年度	2008年度
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数 960千株 当年度増加株式数 一千株 当年度減少株式数 一千株 当年度末株式数 960千株	1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 発行済株式はすべて普通株式であり、その総数は以下のとおりであります。 前年度末株式数 960千株 当年度増加株式数 一千株 当年度減少株式数 一千株 当年度末株式数 960千株

5. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分		2007年度末	2008年度末
小	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	計	-	-
(対 合 計 比)		(-)	(-)
正 常 債 権		24,907	29,088
合 計		24,907	29,088

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6. リスク管理債権の状況

リスク管理債権は該当ありません。

7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

元本補てん契約のある信託に係る貸出金は該当ありません。

8. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項 目	2007年度末	2008年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	109,255	114,070
資本金等	49,003	49,048
価格変動準備金	1,137	1,360
危険準備金	8,605	9,219
一般貸倒引当金	36	21
その他有価証券の評価差額×90%	11,956	9,889
土地の含み損益×85%	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	37,261	43,409
持込資本金等	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	1,254	1,121
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	10,287	11,025
保険リスク相当額 R_1	5,984	6,288
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,328	1,564
予定利率リスク相当額 R_2	665	656
資産運用リスク相当額 R_3	6,161	6,644
経営管理リスク相当額 R_4	282	303
最低保証リスク相当額 R_7	-	-
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(\frac{1}{2}) \times (B)} \times 100$	2,124.0%	2,069.1%

- (注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています)。

〈参考〉実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	2007年度末	2008年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1)	1,010,426	1,092,384
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2)	890,470	961,055
実質資産負債差額 A (1)-(2)=(3)	119,955	131,328
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益(4)	10,662	17,257
実質資産負債差額 B (3)-(4)=(5)	109,293	114,071

(注) 1. 「実質資産負債差額 A」は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。

2. 「実質資産負債差額 B」は、「実質資産負債差額 A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記1.の規定に加え保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-6に基づき計算しています。

なお、有価証券の時価情報は次の項目に記載しています。

また、各事業年度末における流動性資産（現預金およびその他有価証券）は、2007年度末：523,724百万円、2008年度末：562,096百万円です。

9. 有価証券等の時価情報（会社計）

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

(単位：百万円)

区 分	2007年度末					2008年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	428,102	438,543	10,441	11,087	645	460,091	477,160	17,069	17,176	106
責任準備金対応債券	4,489	4,710	220	220	-	4,293	4,481	188	188	-
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	498,733	512,018	13,284	14,406	1,121	538,336	549,324	10,988	12,407	1,419
公 社 債	472,738	486,865	14,126	14,126	0	510,830	522,800	11,970	12,286	316
株 式	392	604	211	211	-	392	299	△93	-	93
外 国 証 券	25,601	24,548	△1,053	68	1,121	27,113	26,224	△888	121	1,010
公 社 債	25,601	24,548	△1,053	68	1,121	27,113	26,224	△888	121	1,010
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	931,324	955,271	23,947	25,714	1,767	1,002,721	1,030,967	28,245	29,772	1,526
公 社 債	905,330	930,118	24,788	25,434	645	975,215	1,004,443	29,228	29,650	422
株 式	392	604	211	211	-	392	299	△93	-	93
外 国 証 券	25,601	24,548	△1,053	68	1,121	27,113	26,224	△888	121	1,010
公 社 債	25,601	24,548	△1,053	68	1,121	27,113	26,224	△888	121	1,010
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 本表には、CD（譲渡性預金）等、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含むこととしています。

・時価のない有価証券は保有していません。

責任準備金対応債券について

当社では、ALMの一環として、保険商品および資産運用の特性を踏まえ「一時払養老保険（解約返戻金市場価格連動型）」を保険契約群（小区分）として設定し、保険契約の責任準備金と保有債券のデュレーション（金利変動に対する時価変動の程度）を概ね一致させることにより、金利変動リスクを減少させる運用を行っています。

なお、上記の保険契約群（小区分）で保有する債券の大半は、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告21号）に基づいて、保有目的区分を「責任準備金対応債券」としています。

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報**① 定性的情報****イ. 取引の内容**

当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引のみです。

ロ. 利用目的・取組方針

資産運用にあたり、外貨建債券の売買及び利息受取に充当する取引として、為替予約取引を活用しています。

ハ. リスクの内容

デリバティブ取引には、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）及び取引先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）等が伴います。

当社が行っているデリバティブ取引は、上記の通り外貨建債券の売買及び利息受取に充当する取引であり、市場リスクは減殺されています。

また、信用リスクについては、取引相手を信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

ニ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引を含む資産運用取引全般に関する権限規程及びリスク管理方針を定め、これらの規程・方針に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

日常のデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、組織的な牽制を行っています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

② 定量的情報

2007年度末及び2008年度末とも、取引残高はありません。

10. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2007年度	2008年度
基礎利益	A	3,299	2,214
キャピタル収益		72	1,162
金銭の信託運用益		-	-
売買目的有価証券運用益		-	-
有価証券売却益		72	1,162
金融派生商品収益		-	-
為替差益		-	-
その他キャピタル収益		-	-
キャピタル費用		133	421
金銭の信託運用損		-	-
売買目的有価証券運用損		-	-
有価証券売却損		132	415
有価証券評価損		-	-
金融派生商品費用		-	-
為替差損		1	6
その他キャピタル費用		-	-
キャピタル損益	B	△61	740
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	3,238	2,955
臨時収益		-	-
再保険収入		-	-
危険準備金戻入額		-	-
その他臨時収益		-	-
臨時費用		548	630
再保険料		-	-
危険準備金繰入額		541	614
個別貸倒引当金繰入額		6	15
特定海外債権引当勘定繰入額		-	-
貸付金償却		-	-
その他臨時費用		-	-
臨時損益	C	△548	△630
経常利益	A + B + C	2,690	2,325

（注）保険業法上の標準責任準備金積立に向けた積増額は、すべて基礎利益（費用項目）に含めて表示しています。

11. 基礎利益の内訳

（単位：百万円）

		2007年度	2008年度
基礎利益	A = ① + ② + ③ - ④	3,299	2,214
危険差損益	①	21,648	20,048
順ざや（逆ざや）額	②	△597	390
費差損益	③	△11,051	△14,424
標準責任準備金の積増額	④	6,700	3,800

- （注）1. 危険差損益は、想定した保険金・給付金の予定支払額と実際に発生した支払額との差から生じるものです。
2. 順ざや（逆ざや）額は、想定した予定運用収益と実際の運用収益との差から生じるものです。
3. 費差損益は、想定した予定事業費と実際の事業費支出との差から生じるものです。
4. 標準責任準備金の積増額は、保険業法上の標準責任準備金積立を達成するために積増した責任準備金の額です。

12. 社外の監査体制

当社は、会社法436条第2項第1号に基づき、2008年度の計算書類及びその附属明細書について、会計監査人（あずさ監査法人）による監査を受けています。

13. 財務諸表の適正性と内部監査の有効性

当社取締役社長は、2008年度（2008年4月1日から2009年3月31日まで）の財務諸表のすべての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載洩れがないことを確認しています。

また、財務諸表を適正に作成するために担当部署や主要な業務プロセスの明文化を含めた適切な内部統制を構築していること、並びに内部監査部門による業務遂行状況の適切性や内部統制の有効性に関する検証、改善・是正に向けた提言及び取締役会に対する報告を実施していることを確認しています。

14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

当社では当該の事象はありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

1. 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 2008年度決算業績の概況

(契約の状況)

2008年度における個人保険及び個人年金保険の新契約高は1兆6,539億円、解約・失効契約高は1兆754億円となり、この結果、2008年度末保有契約高は前期末に比べて4,143億円増加し9兆308億円となりました。

一方、団体保険の新契約高は324億円、解約・失効契約高は563億円となり、2008年度末保有契約高は、前期末に比べて1,023億円増加し2兆5,913億円となりました。

また、個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は前期末に比べて21億円減少し1,943億円となりました。

(収支の状況)

収益面では、保険料等収入が2,208億円、資産運用収益が195億円、その他経常収益が6億円となり、これらを合計した経常収益は2,410億円となりました。

一方、経常費用は、保険金等支払金が1,239億円、責任準備金等繰入額が763億円、資産運用費用が4億円、事業費が353億円、その他経常費用が26億円となりました結果、2,387億円となりました。

この結果、経常利益は、前期に比べて3億円減少して23億円となり、これに特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減した当期純利益は44百万円となりました。

(責任準備金の状況)

当社は、5年チルメル式により責任準備金を積み立てておりますが、保険業法上の標準責任準備金積立の達成に向けさらに38億円の積み増しを行い、2008年度の責任準備金繰入額は755億円となりました。この結果、2008年度末の責任準備金は9,981億円となり、このうち標準責任準備金の積み増し額の累計は387億円となりました。

(資産の状況)

2008年度末の総資産は前期末に比べて753億円増加し、1兆751億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2007年度末				2008年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	920	107.8	8,297,141	105.7	1,010	109.7	8,715,563	105.0
個人年金保険	65	102.8	319,339	100.5	65	101.2	315,285	98.7
団体保険	-	-	2,488,971	97.2	-	-	2,591,340	104.1
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円、%)

区 分	2007年度				2008年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	145	1,461,604	1,461,604	-	177	1,620,416	1,620,416	-
個人年金保険	5	44,101	44,101	-	4	33,489	33,489	-
団体保険	-	45,345	45,345		-	32,441	32,441	
団体年金保険	-	-	-		-	-	-	

(注) 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	177,420	101.2	175,516	98.9
個人年金保険	19,038	100.7	18,806	98.8
合 計	196,458	101.1	194,322	98.9
うち医療保障・生前給付保障等	25,142	114.1	28,862	114.8

新契約

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度		2008年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	23,500	62.0	24,257	103.2
個人年金保険	2,194	92.0	1,805	82.3
合 計	25,694	63.8	26,062	101.4
うち医療保障・生前給付保障等	5,176	140.6	6,064	117.2

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を記載しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			2007年度末	2008年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	8,297,141	8,715,563
		個人年金保険	(73,042)	(79,606)
		団体保険	2,488,568	2,590,895
		団体年金保険	-	-
	その他共計	10,785,710	11,306,458	
	災害死亡	個人保険	(928,419)	(892,456)
		個人年金保険	(425)	(409)
		団体保険	(24,535)	(24,691)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(953,380)	(917,558)		
その他の条件付死亡	個人保険	(59,550)	(58,014)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(414)	(372)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計	(59,964)	(58,386)		
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(227,285)	(209,912)
		個人年金保険	312,879	302,759
		団体保険	7	33
		団体年金保険	-	-
	その他共計	312,886	302,793	
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(40,035)	(39,796)
		団体保険	(38)	(41)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(40,073)	(39,837)		
その他	個人保険	(170,034)	(193,500)	
	個人年金保険	6,460	12,525	
	団体保険	395	411	
	団体年金保険	-	-	
その他共計	6,856	12,937		
入院保障	災害入院	個人保険	(2,115)	(2,457)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(55)	(66)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(2,173)	(2,525)	
	疾病入院	個人保険	(2,221)	(2,568)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(2,223)	(2,569)		
その他の条件付入院	個人保険	(3,096)	(3,232)	
	個人年金保険	(1)	(0)	
	団体保険	(0)	(0)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計	(3,098)	(3,233)		

- (注) 1. ()内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険（年金特約）の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）、団体年金保険の責任準備金を表します。ただし、個人保険は介護保障特約、新介護保障特約、ガン診断給付特約および新ガン診断給付特約の給付金額を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付金日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		2007年度末	2008年度末
障害保障	個人保険	61,303	61,003
	個人年金保険	51	48
	団体保険	134,668	129,283
	団体年金保険	-	-
	その他共計	196,022	190,334
手術保障	個人保険	505,072	562,437
	個人年金保険	481	461
	団体保険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	505,553	562,898

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		2007年度末	2008年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,438,149	1,463,300
	定期付終身保険	269,870	251,010
	定 期 保 険	3,615,392	3,588,043
	そ の 他 共 計	7,725,976	8,082,627
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	200,800	180,803
	定期付養老保険	7,398	6,339
	生存給付金付定期保険	16,161	15,296
	そ の 他 共 計	571,165	632,936
生 存 保 険		-	-
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	319,339	315,285
災害・疾病関係特約	災 害 割 増 特 約	492,182	468,946
	傷 害 特 約	323,062	318,228
	災 害 入 院 特 約	1,560	1,466
	疾 病 特 約	962	915
	成 人 病 特 約	151	142
	その他の条件付入院特約	1,688	1,828

- (注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 2. 入院特約の金額は入院給付金日額を表します。

(6) 異動状況の推移

①個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2007年度		2008年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	853,950	7,846,571	920,914	8,297,141
新契約	145,959	1,461,604	177,711	1,620,416
更新	5,588	35,761	5,758	35,944
復活	7,494	58,458	9,019	67,404
保険金額の増加	14	29	8	10
転換による増加				
その他の増加	47	26,250	47	40,908
死亡	1,361	12,539	1,634	14,757
満期	12,677	57,939	13,455	58,774
保険金額の減少	3,882	44,694	4,435	59,299
転換による減少				
解約	60,745	749,300	69,025	895,773
失効	17,159	147,383	19,034	154,523
その他の減少	182	119,677	149	163,135
年末現在	920,914	8,297,141	1,010,152	8,715,563
(増加率)	(7.8)	(5.7)	(9.7)	(5.0)
純増加	66,964	450,570	89,238	418,421
(増加率)	(73.5)	(85.4)	(33.3)	(△7.1)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2007年度		2008年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	63,257	317,690	65,011	319,339
新契約	5,498	44,101	4,919	33,489
復活	20	117	18	87
金額の増加	5	13	3	1
転換による増加				
その他の増加	720	3,978	1,557	8,483
死亡	91	909	109	608
支払満了			162	
金額の減少	465	19,354	413	13,333
転換による減少				
解約	3,836	23,058	3,919	24,392
失効	145	666	105	728
その他の減少	412	2,574	1,404	7,051
年末現在	65,011	319,339	65,806	315,285
(増加率)	(2.8)	(0.5)	(1.2)	(△1.3)
純増加	1,754	1,648	795	△4,054
(増加率)	(△24.1)	(△50.5)	(△54.7)	(△345.9)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

③団体保険

(単位：人、百万円)

区 分	2007年度		2008年度	
	被保険者数	金額	被保険者数	金額
年始現在	10,103,810	2,561,215	9,587,640	2,488,971
<うち幹事・単独>	123,048	—	142,497	—
新契約	42,828	45,344	19,442	32,441
<うち幹事・単独>	5,858	—	3,683	—
更新	1,837,460	822,370	1,594,051	814,547
復活	—	—	—	—
中途加入	615,899	267,666	571,278	270,465
保険金額の増加	425,728	127,512	491,042	254,277
その他の増加	74	300	578	1,626
死亡	29,872	5,238	29,383	5,607
満期	1,847,116	839,207	1,632,086	826,670
脱退	1,052,509	207,565	961,149	221,022
保険金額の減少	390,665	267,871	333,001	154,911
解約	3,350	9,544	11,188	55,996
失効	104	468	84	358
その他の減少	79,480	5,542	62,022	6,422
年末現在	9,587,640	2,488,971	9,077,077	2,591,340
<うち幹事・単独>	142,497	—	139,323	—
(増加率)	(△5.1)	(△2.8)	(△5.3)	(4.1)
純増加	△516,170	△72,244	△510,563	102,369
(増加率)	(—)	(△85.2)	(—)	(—)

- (注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	2007年度		2008年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	—	—	—	—
新契約	—	—	—	—
年金支払	—	—	—	—
一時金支払	—	—	—	—
解約	—	—	—	—
年末現在	—	—	—	—
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)
純増加	—	—	—	—
(増加率)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 「年始現在」「年末現在」の金額は、各時点における責任準備金額です。
2. 「新契約」の金額は、第一回収入保険料です。
3. 件数は、被保険者数を表します。

(7) 契約者配当の状況

個人保険・個人年金保険につきましては、無配当保険と5年ごと利差配当保険の2種類を販売していますが、そのうち契約者配当の支払対象となるのは、5年ごと利差配当保険です。

5年ごと利差配当保険は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、配当基準利回りと予定利率との差に基づく金額を契約者配当準備金として積み立てます。逆に、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を下回ったときは、それまで積み立てられた契約者配当準備金を取り崩します。したがって、契約者配当金は契約後5年ごとの契約応当日を迎えるまで、お支払いを約束するものではなく、今後の運用実績によって変動し、お支払いできないこともあります。なお、配当基準利回りは以下のとおりです。

〈配当基準利回り〉

保険料払込方法	加入時期	2007年度	2008年度
年払・半年払・月払	1999年4月1日以前	1.60%	1.70%
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.55%	1.65%
	2001年4月2日以降	1.65%	1.75%
一時払	1999年4月1日以前	1.35%~1.45%	1.25%~1.35%
	1999年4月2日以降 2001年4月1日以前	1.30%~1.45%	1.40%~1.55%
	2001年4月2日以降 2002年7月1日以前	1.00%~1.10%	1.10%~1.20%
	2002年7月2日以降	0.65%~0.70%	0.75%~0.80%

団体保険につきましては、お払い込みいただいた保険料とお支払いした保険金・給付金に基づいて収支計算を行い、剰余金が生じた場合は会社の定める方法により契約者配当金をお支払いします。

2008年度にお支払いした契約者配当金は2,155百万円（2007年度2,317百万円）、2008年度末に契約者配当金支払のために契約者配当準備金に繰り入れた金額は1,775百万円（同2,182百万円）となっています。

2. 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	2007年度	2008年度
個人保険	5.7	5.0
個人年金保険	0.5	△1.3
団体保険	△2.8	4.1
団体年金保険	—	—

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区 分	2007年度	2008年度
新契約平均保険金	10,013	9,118
保有契約平均保険金	9,009	8,627

（注）新契約平均保険金については、転換契約を含みません。

(3) 新契約率（対年度始）

（単位：%）

区 分	2007年度	2008年度
個人保険	18.6	19.5
個人年金保険	14.1	10.7
団体保険	1.8	1.3

（注）転換契約は含みません。

(4) 解約失効率（対年度始）

（単位：%）

区 分	2007年度	2008年度
個人保険	11.3	12.6
個人年金保険	13.7	12.3
団体保険	5.9	△1.7

(5) 個人保険新契約平均保険料（月払契約年換算）

（単位：円）

2007年度	2008年度
130,149	109,703

（注）転換契約は含みません。

(6) 死亡率（個人保険主契約）

（単位：‰）

件 数 率		金 額 率	
2007年度	2008年度	2007年度	2008年度
1.53	1.69	1.55	1.73

(7) 特約発生率 (個人保険)

(単位：%)

区 分		2007年度	2008年度
災害死亡保障契約	件数	0.10	0.14
	金額	0.11	0.18
障害保障契約	件数	0.21	0.21
	金額	0.04	0.08
災害入院保障契約	件数	3.96	4.02
	金額	106.71	103.94
疾病入院保障契約	件数	39.84	39.40
	金額	657.90	637.89
成人病入院保障契約	件数	14.74	13.42
	金額	329.40	334.84
疾病・傷害手術保障契約	件数	29.98	29.84
成人病手術保障契約	件数	8.73	8.41

- (注) 1. 入院保障契約の特約発生率(金額)は、

$$\frac{\text{発生(支払)金額}}{(\text{年度始保有入院給付日額} + \text{年度末保有入院給付日額}) \div 2}$$
 により算出した率です。
2. 疾病入院保障契約には、医療保険の主契約を含みます。

(8) 事業費率 (対収入保険料)

(単位：%)

2007年度	2008年度
15.3	16.1

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2007年度	2008年度
5社	5社

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

2007年度	2008年度
100	100

(注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	2007年度	2008年度
AAA	11.66	12.05
AA-	35.71	36.12
A+	48.65	47.66
A-	3.98	-
A	-	4.16

- (注) 1. 格付はS&Pによるものに基づいています。
 2. 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(12) 未だ収受していない再保険の額

(単位：百万円)

2007年度	2008年度
0	0.5

- (注) 保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険については該当がありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位：%)

	2007年度	2008年度
第三分野発生率	31.1	32.4
医療（疾病）	29.9	29.6
が	52.6	54.8
その他	14.4	22.1

- (注) 1. 経過保険料とは当該事業年度の経過期間に対応する責任に相当する額です。
 2. 発生保険金額には支払備金繰入額および保険金・給付金支払いに係る事業費等が含まれます。

3. 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2007年度末	2008年度末
保 險 金	死 亡 保 険 金	3,569	3,101
	災 害 保 険 金	48	44
	高 度 障 害 保 険 金	734	1,297
	満 期 保 険 金	157	134
	そ の 他	67	38
	小 計	4,577	4,615
年 金	3	13	
給 付 金	1,262	1,320	
解 約 返 戻 金	4,354	4,976	
保 険 金 据 置 支 払 金	-	45	
そ の 他 共 計	10,226	10,975	

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		2007年度末	2008年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険 (一般勘定)	837,865 (837,865)	903,530 (903,530)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	個 人 年 金 保 険 (一般勘定)	75,483 (75,483)	84,743 (84,743)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 保 険 (一般勘定)	592 (592)	650 (650)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	団 体 年 金 保 険 (一般勘定)	- (-)	- (-)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	そ の 他 (一般勘定)	0 (0)	0 (0)
	(特別勘定)	(-)	(-)
	小 計 (一般勘定)	913,942 (913,942)	988,925 (988,925)
	(特別勘定)	(-)	(-)
危 険 準 備 金	8,605	9,219	
合 計	922,547	998,145	
(一般勘定)	(922,547)	(998,145)	
(特別勘定)	(-)	(-)	

(3) 責任準備金残高内訳

(単位：百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	2008年度末合計	2007年度末合計
残 高	928,114	60,810	—	9,219	998,145	922,547

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

		2007年度末	2008年度末
積立方式	標準責任準備金 対 象 契 約	5年チルメル式	5年チルメル式
	標準責任準備金 対 象 外 契 約	5年チルメル式	5年チルメル式
積立率（危険準備金を除く）		97.5%	98.4%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率	
1996年度～2000年度	375,172百万円	3.10%	2.75%
		2.35%	2.00%
2001年度～2005年度	452,857百万円	1.75%	1.50%
2006年度	87,859百万円	1.75%	1.50%
2007年度	44,990百万円	1.50%	
2008年度	27,394百万円	1.50%	

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く）を記載しております。
2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	合 計
2007 年度	前年度末現在	12	0	2,413	-	-	4	2,430
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	0	2,312	-	-	4	2,317
	当年度繰入額	0	0	2,179	-	-	2	2,182
	当年度末現在	12	0	2,280	-	-	2	2,295
		(12)	(0)	(8)	(-)	(-)	(-)	(21)
2008 年度	前年度末現在	12	0	2,280	-	-	2	2,295
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	-	2,152	-	-	2	2,155
	当年度繰入額	11	37	1,724	-	-	2	1,775
	当年度末現在	23	37	1,852	-	-	2	1,915
		(12)	(0)	(3)	(-)	(-)	(-)	(15)

(注) () 内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法 (注)
貸倒 引当 金	一般貸倒引当金	36	21	△14	
	個別貸倒引当金	63	78	14	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金		246	341	94	
役員退職慰労引当金		107	98	△9	
価格変動準備金		1,137	1,360	222	

(注) 計上の理由及び算定方法については、貸借対照表の注記事項 (P.73) に記載しています。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		35,500	-	-	35,500	
うち 既発行株式	普通株式	(960千株) 35,500	(-千株) -		(960千株) 35,500	
	計	35,500	-	-	35,500	
資本 剰余金	資本準備金	13,214	-	-	13,214	
	その他資本剰余金	-	-	-	-	
	計	13,214	-	-	13,214	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
個人保険	196,077	196,072
（うち一時払）	(3,671)	(3,151)
（うち年払）	(88,063)	(84,184)
（うち半年払）	(977)	(949)
（うち月払）	(103,365)	(107,787)
個人年金保険	16,758	15,729
（うち一時払）	(40)	(29)
（うち年払）	(5,274)	(4,410)
（うち半年払）	(115)	(127)
（うち月払）	(11,327)	(11,162)
団体保険	9,014	8,358
団体年金保険	-	-
その他共計	221,858	220,167

(11) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2008年度 合 計	2007年度 合 計
死亡保険金	12,109	3	5,136	-	-	0	17,248	15,360
災害保険金	159	-	2	-	-	-	162	109
高度障害保険金	696	-	403	-	-	-	1,100	863
満期保険金	11,202	-	-	-	-	-	11,202	9,642
そ の 他	145	-	0	-	-	-	146	345
合 計	24,314	3	5,543	-	-	0	29,860	26,322

(12) 年金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2008年度 合 計	2007年度 合 計
年 金	764	1,078	39	-	-	-	1,882	929

(13) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2008年度 合 計	2007年度 合 計
死亡給付金	-	213	-	-	-	-	213	157
入院給付金	2,307	0	2	-	-	0	2,310	2,063
手術給付金	1,520	1	-	-	-	-	1,521	1,307
障害給付金	26	-	0	-	-	-	27	16
生存給付金	587	0	-	-	-	-	587	518
そ の 他	757	0	-	-	-	-	757	762
合 計	5,198	215	2	-	-	0	5,417	4,825

(14) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

区 分	個人保険	個人年金 保 険	団体保険	団体年金 保 険	財形保険 財形年金保険	その他の 保 険	2008年度 合 計	2007年度 合 計
解約返戻金	80,897	4,452	-	-	-	-	85,349	63,889

(15) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,554	264	813	741	52.3
建物	220	32	52	168	23.8
リース資産	51	3	3	48	6.8
その他の有形固定資産	1,282	228	757	524	59.1
合 計	1,554	264	813	741	52.3

(16) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
営業活動費	15,248	15,393
営業管理費	1,193	1,579
一般管理費	17,438	18,400
合 計	33,880	35,373

- (注) 1. 2007年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 240百万円
2007年度保険契約者保護基金に対する拠出金 60百万円
2. 2008年度生命保険契約者保護機構に対する負担金 236百万円

(17) 税金明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
国 税	1,100	1,145
消費税	1,054	1,099
印紙税	45	45
登録免許税	-	-
その他の国税	0	0
地 方 税	992	1,003
地方消費税	263	274
法人住民税	-	-
法人事業税	704	699
固定資産税	5	5
不動産取得税	-	-
事業所税	18	23
その他の地方税	0	-
合 計	2,092	2,148

(18) リース取引

[通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引]

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	その他の有形固定資産	合 計	その他の有形固定資産	合 計
取得価額相当額	1,007	1,007	1,005	1,005
減価償却累計額相当額	544	544	715	715
期末残高相当額	463	463	289	289

(注) 取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	2007年度末			2008年度末		
	1年以内	1年超	合計	1年以内	1年超	合計
未経過リース料 期末残高相当額	173	289	463	114	175	289

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③ 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
支払リース料	175	173
減価償却費相当額	175	173

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

4. 資産運用に関する指標等（一般勘定）

(1) 資産運用の概況

① 2008年度の資産の運用概況

イ. 運用環境

2008年度のが国経済を振り返ると、エネルギー・原材料価格の上昇を受けて国内民間需要が弱まったことに加え、それまで景気牽引役であった輸出も頭打ちとなったために、実質GDP成長率は第1四半期より前期比マイナスに転じました。9月に発生した米リーマンブラザーズ証券の破綻をきっかけに世界同時不況が深刻化し、輸出依存度の高いわが国は年度後半には他の先進国と比較しても大幅なマイナス成長となりました。

国内金利（10年国債利回り）は、ガソリン価格の上昇などからインフレ懸念が台頭し6月には1.9%に接近しましたが、その後は景気悪化が鮮明となり、日本銀行が金融緩和策を進めたことにより年末にかけて大幅に低下しました。1月以降は景気悪化の中で国債増発に伴う債券需給悪化懸念が台頭し、横ばい圏内の動きとなって期末は1.3%台で終了しました。

為替（円の対米ドル相場）は、日米金利差を背景に前半は緩やかに円安が進行し、8月に一時110円台に達しました。後半に入ると米欧金融システム不安や円キャリー取引の巻き戻しから円高トレンドに変わり一時90円を割れましたが、3月に入り日本の景気大幅悪化・貿易収支マイナスが意識され90円台後半の水準まで戻して期末を迎えました。

株式市場（日経平均株価）は、企業業績期待などから6月中旬までは緩やかな上昇基調をたどりましたが、夏には原材料高による交易条件の悪化や景気悪化が意識され頭打ちとなりました。9月に入り世界的な金融危機を背景に株式売却・キャッシュ化の動きが強まったため、欧米株式につられて大幅に下落、10月に株式バブル後の最安値を更新しました。その後、各国における各種政策に対する期待もあって下げ止まったものの、低迷したまま8,000円台で期末を迎えました。

ロ. 当社の運用方針

〔基本方針〕

当社の資産運用におきましては、安全性を最優先とし長期的に安定した収益を確保することを基本方針としています。

〔運用対象〕

上記の基本方針から、当社は公社債を主な運用対象としています。

運用対象の内訳につきましては、その大部分を国債・社債等の円建債券としていますが、一部を外貨建債券に投資し、リスクの分散と利回りの向上を図っています。なお、購入に際しては、金利リスク・信用リスク等のリスクを分析し、安全性と収益性に留意した上で銘柄を選択しています。

また、保険約款貸付以外の融資および不動産投資につきましては、現在行っていません。

ハ. 運用実績の概況

2008年度末における一般勘定資産の残高は、10,751億円となり、前年度末比で753億円の増加となりました。各資産の増減のうち最大のものは、公社債の677億円の増加です。

また、2008年度は資産運用収益を195億円、資産運用費用を4億円計上した結果、一般勘定資産全体の運用利回りは1.87%となりました。

② ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	11,706	1.2	12,771	1.2
買 現 先 勘 定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	944,609	94.5	1,013,709	94.3
公 社 債	919,456	92.0	987,185	91.8
株 式	604	0.1	299	0.0
外 国 証 券	24,548	2.5	26,224	2.4
公 社 債	24,548	2.5	26,224	2.4
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	24,587	2.5	28,712	2.7
保 険 約 款 貸 付	24,587	2.5	28,712	2.7
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	194	0.0	168	0.0
繰 延 税 金 資 産	252	0.0	1,428	0.1
そ の 他	18,514	1.9	18,436	1.7
貸 倒 引 当 金	△100	△0.0	△100	△0.0
合 計	999,763	100.0	1,075,126	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	24,783	2.5	26,548	2.5

ロ. 資産の増減

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
現預金・コールローン	691	1,064
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	106,493	69,100
公 社 債	102,795	67,728
株 式	△391	△305
外 国 証 券	4,089	1,676
公 社 債	4,089	1,676
株 式 等	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-
貸 付 金	2,556	4,125
保 険 約 款 貸 付	2,556	4,125
一 般 貸 付	-	-
不 動 産	145	△25
繰 延 税 金 資 産	△2,676	1,176
そ の 他	220	△77
貸 倒 引 当 金	8	△0
合 計	107,439	75,363
う ち 外 貨 建 資 産	4,067	1,764

(2) 運用利回り

(単位：%)

区 分	2007年度	2008年度
現預金・コールローン	0.10	0.12
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	0.63	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	1.75	1.89
うち 公 社 債	1.68	1.87
うち 株 式	4.99 (4.99)	2.67 (2.67)
うち 外 国 証 券	4.40	2.50
貸 付 金	3.06	3.02
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	-	-

一 般 勘 定 計	1.74 (1.74)	1.87 (1.87)
-----------	-------------	-------------

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

2. 当利回りの算出においては、保険業法第112条評価益は分子に含めていません。

なお、含めて算出した場合の運用利回りは、()内の数値となります。

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
現預金・コールローン	13,930	14,213
買 現 先 勘 定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買 入 金 銭 債 権	10	-
商 品 有 価 証 券	-	-
金 銭 の 信 託	-	-
有 価 証 券	880,997	967,298
うち 公 社 債	858,870	939,877
うち 株 式	392	392
うち 外 国 証 券	21,734	27,027
貸 付 金	22,948	26,655
うち 一 般 貸 付	-	-
不 動 産	53	199
一 般 勘 定 計	929,929	1,021,356
うち 海 外 投 融 資	21,734	27,027

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
利息及び配当金等収入	16,231	18,396
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	72	1,162
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為 替 差 益	-	-
そ の 他 運 用 収 益	-	-
合 計	16,304	19,559

(5) 資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
支 払 利 息	9	3
商品有価証券運用損	-	-
金 銭 の 信 託 運 用 損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有 価 証 券 売 却 損	132	415
有 価 証 券 評 価 損	-	-
有 価 証 券 償 還 損	-	-
金 融 派 生 商 品 費 用	-	-
為 替 差 損	1	6
貸倒引当金繰入額	6	0
貸 付 金 償 却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
そ の 他 運 用 費 用	-	-
合 計	150	425

(6) 利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
預 貯 金 利 息	-	-
有価証券利息・配当金	15,510	17,562
公 社 債 利 息	14,602	16,530
株 式 配 当 金	19	10
外国証券利息配当金	888	1,021
貸 付 金 利 息	702	804
不 動 産 賃 貸 料	-	-
そ の 他 共 計	16,231	18,396

(7) 有価証券売却益明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
国債等債券	1	1,162
株式等	-	-
外国証券	70	-
その他合計	72	1,162

(8) 有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度	2008年度
国債等債券	132	74
株式等	-	-
外国証券	-	340
その他合計	132	415

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	622,201	65.9	643,530	63.5
地 方 債	8,596	0.9	7,832	0.8
社 債	288,658	30.6	335,822	33.1
うち公社・公団債	120,171	12.7	148,092	14.6
株 式	604	0.1	299	0.0
外 国 証 券	24,548	2.6	26,224	2.6
公 社 債	24,548	2.6	26,224	2.6
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	944,609	100.0	1,013,709	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2007年度末							2008年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを 含む)	合計
国 債	702	28,576	169,657	154,257	72,268	196,739	622,201	1,820	67,145	140,904	86,711	23,645	323,302	643,530
地 方 債	702	6,181	1,172	540	-	-	8,596	2,110	5,187	-	533	-	-	7,832
社 債	17,798	61,079	30,553	33,496	134,779	10,951	288,658	30,493	49,867	13,332	56,178	167,928	18,020	335,822
株 式	/	/	/	/	/	604	604	/	/	/	/	/	299	299
外国証券	-	-	5,428	13,166	5,952	-	24,548	-	-	13,961	2,436	9,827	-	26,224
公社債	-	-	5,428	13,166	5,952	-	24,548	-	-	13,961	2,436	9,827	-	26,224
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	19,203	95,837	206,812	201,460	213,000	208,295	944,609	34,424	122,201	168,198	145,860	201,402	341,622	1,013,709

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	2007年度末	2008年度末
公 社 債	1.72	1.79
外 国 公 社 債	4.24	4.16

(15) 業種別株式保有明細表

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末		
	金 額	占 率	金 額	占 率	
水 産 ・ 農 林 業	-	-	-	-	
鉱 業	-	-	-	-	
建 設 業	-	-	-	-	
製 造 業	食 料 品	-	-	-	
	織 維 製 品	-	-	-	
	パ ル プ ・ 紙	-	-	-	
	化 学 品	-	-	-	
	医 薬 品	-	-	-	
	石 油 ・ 石 炭 製 品	-	-	-	
	ゴ ム 製 品	-	-	-	
	ガ ラ ス ・ 土 石 製 品	-	-	-	
	鉄 鋼	-	-	-	
	非 鉄 金 属	-	-	-	
	金 属 製 品	-	-	-	
	機 械	-	-	-	
	電 気 機 器	-	-	-	
	輸 送 用 機 器	-	-	-	
精 密 機 器	-	-	-		
そ の 他 製 品	-	-	-	-	
電 気 ・ ガ ス 業	-	-	-	-	
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	陸 運 業	-	-	-	
	海 運 業	-	-	-	
	空 運 業	-	-	-	
	倉 庫 ・ 運 輸 関 連 業	-	-	-	
情 報 ・ 通 信 業	-	-	-	-	
商 業	卸 売 業	-	-	-	
	小 売 業	-	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	銀 行 業	-	-	-	
	証 券、 商 品 先 物 取 引 業	604	100.0	299	100.0
	保 険 業	-	-	-	-
そ の 他 金 融 業	-	-	-	-	
不 動 産 業	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	
合 計	604	100.0	299	100.0	

(16) 貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度末残高	2008年度末残高
保 険 約 款 貸 付	24,587	28,712
契 約 者 貸 付	20,041	24,078
保 険 料 振 替 貸 付	4,545	4,633
一 般 貸 付 (うち非居住者貸付)	- (-)	- (-)
企 業 貸 付 (うち国内企業向け)	- (-)	- (-)
国・国際機関・政府関係機関貸付	-	-
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	-	-
住 宅 ロ ー ン	-	-
消 費 者 ロ ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	24,587	28,712

(17) 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19) 貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20) 貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21) 貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22) 貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23) 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

区 分		前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額	償 却 累計率
2007 年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-	-
	建 物	49	155	- (-)	10	194	20	9.7
	建設仮勘定	-	-	- (-)	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	415	225	10 (-)	193	437	634	59.2
	合 計	465	381	10 (-)	204	631	655	50.9
2008 年度	土 地	-	-	- (-)	-	-	-	-
	建 物	194	8	2 (-)	32	168	52	23.8
	リース資産	-	51	- (-)	3	48	3	6.8
	建設仮勘定	-	-	- (-)	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	437	318	3 (-)	228	524	757	59.1
	合 計	631	379	5 (-)	264	741	813	52.3

(注)「当期減少額」欄の()内には、減損損失の計上額を記載しています。

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円、棟)

区 分	2007年度末	2008年度末
不 動 産 残 高	194	168
営 業 用	194	168
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24) 固定資産等処分益明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度末	2008年度末
有 形 固 定 資 産	-	-
土 地	-	-
建 物	-	-
そ の 他	-	-
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	-	-

(25) 固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	2007年度末	2008年度末
有 形 固 定 資 産	4	5
土 地	-	-
建 物	-	2
そ の 他	4	3
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	4	5

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27) 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ. 外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	24,548	100.0	26,224	100.0
株 式	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	24,548	100.0	26,224	100.0

ロ. 円貨額が確定した外貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	-	-	-	-
現 預 金 ・ そ の 他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

ハ. 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-

二. 合 計

(単位：百万円、%)

海 外 投 融 資	24,548	100.0	26,224	100.0
-----------	--------	-------	--------	-------

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

② 地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末								2008年度末							
	外国証券				非居住者貸付				外国証券				非居住者貸付			
	公社債		株式等		貸付		貸付		公社債		株式等		貸付		貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	18,310	74.6	18,310	74.6	-	-	-	-	17,431	66.5	17,431	66.5	-	-	-	-
ヨーロッパ	3,596	14.7	3,596	14.7	-	-	-	-	6,191	23.6	6,191	23.6	-	-	-	-
オセアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア ジ ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 南 米	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中 東	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際機関	2,641	10.8	2,641	10.8	-	-	-	-	2,601	9.9	2,601	9.9	-	-	-	-
合 計	24,548	100.0	24,548	100.0	-	-	-	-	26,224	100.0	26,224	100.0	-	-	-	-

③ 外貨建資産の通貨別構成

(単位：百万円、%)

区 分	2007年度末		2008年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	24,548	100.0	23,529	89.7
ユ ー ロ	-	-	2,694	10.3
合 計	24,548	100.0	26,224	100.0

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

2007年度	2008年度
4.40	2.50

(29) 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

(30) 各種ローン金利

該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
会 員 権	24	-	-	-	24	
そ の 他	0	-	-	-	0	
合 計	24	-	-	-	24	

5. 有価証券等の時価情報（一般勘定）

当社の保有する資産は一般勘定のみで、他の勘定がないため、一般勘定の時価情報は、「V-9. 有価証券等の時価情報（会社計）」の内容と相違ありません。V-9の欄をご参照下さい。

VII. 会社の運営

1. リスク管理の体制

27ページに掲載しています「リスク管理体制」ならびに81ページの「責任準備金対応債券について」をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

24ページに掲載しています「コンプライアンス（法令等遵守）の体制」をご参照ください。

3. 第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかの確認方法並びにその合理性及び妥当性

第三分野保険に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、当社では支払率に関するストレステストを実施し責任準備金の積立がそのテストに合格する水準であることを確認しています。

具体的には、第三分野保険の過去の支払実績から将来の支払率を推計し、これに統計処理から得られる100年に1度程度的大幅な支払増加が加わるものとして、今後10年間で支払いに不足が生じないことを確認しています。将来の支払率の推計においては、悪化トレンドがあればその傾向が続くものとするなど保守的な分析手法を用いています。

なお分析に用いた支払率、分析の単位とした給付区分などを含め、分析手法が合理的かつ妥当なものであることをリスク管理委員会に報告するとともに、保険業法の規定に従い、保険計理人がこれを確認しています。

4. 個人データ保護について

44ページに掲載しています「個人情報の取り扱い」をご参照ください。

5. 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応していますが、その運営を一層強化するために、2008年5月に「反社会的勢力に対する方針」を定め、全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保していきます。

三井住友海上きらめき生命 反社会的勢力に対する方針

1. 三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面から法的対応を行います。

以 上

VIII. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

IX. 会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

主な保険用語の説明

生命保険をご理解いただく上での便宜を図るため、主な用語を整理しました。本冊子の内容に限らず、皆さまが生命保険について見聞きされる用語を中心に記載していますので、ご利用ください。

ご契約のしおり	ご契約についての重要事項（保障内容、諸手続、税法上の特典など）をわかりやすく説明しているものです。ご契約に際し、必ずご一読ください。
約 款	契約からお支払いまでのいろいろなとりきめを記載したものです。
主 契 約 と 特 約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的などで主契約に付加するものです。
保 險 証 券	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
契 約 者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容の変更などの請求権）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
被 保 険 者	生命保険の対象として保険が付けられている人のことをいいます。
保険金受取人・年金受取人	保険金・年金を受け取る人のことをいいます。
保 險 金 ・ 年 金	被保険者が死亡または高度障害になられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
給 付 金	災害または疾病により身体に障害が生じたとき、入院されたとき、手術を受けられたとき、または退院後に通院されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
保 險 料	ご契約者からお払い込みいただくお金のことをいいます。
告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	ご契約者と被保険者が、ご契約のお申込みをされる時などに、現在の健康状態やご職業、過去の病歴など、当社がおたずねする重要なことについて、ありのままに報告していただく義務を「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社のご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
診 査	医師扱いのご契約を申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、団体の健康管理を利用し診断書等の写しにもとづく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。
契 約 年 齢	ご契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。 （例）24歳7カ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。 なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約応当日ごとに1歳を加えた年齢をいいます。

責任開始期(日)	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約日	通常はご契約の保障が開始される日(責任開始日)をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準となります。ただし、保険料のお払込方法(経路)により責任開始日と異なる場合があります。
払込期月	第2回以降の毎回の保険料を払い込んでいただく期間のことで、各保険料につき、契約当日の属する月の初日から末日までをいいます。
契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
第1回保険料充当金(相当額)	お申込みをされる時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
責任準備金	将来の保険金などを支払うために、ご契約者が払い込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、かつ保険料の自動振替貸付制度が適用できない場合に、ご契約の効力が失われることです。
解約返戻金	ご契約が解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
保険年度	ご契約日からその日を含めて、1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度……となります。
保有契約高	個々のお客さまに対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。
新契約高	事業年度(通常4月1日から3月31日までの1年間)において新たに契約した保障金額の総合計額です。
年換算保険料	保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が事業年度末に保有する保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。
ソルベンシー・マージン	<p>保険会社の支払余力をあらわす指標の一つです。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てているので、通常予想できる範囲のリスクについては十分対応できます。しかし、環境の変化などによって予想もしない出来事が起こる場合があります。たとえば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つが、ソルベンシー・マージン比率です。</p> <p>なお、この比率は経営の健全性を示す一つの指標ではありますが、この比率だけをとりえて経営の健全性のすべてを判断することは適当ではありません。</p>

<p>ディスクロージャー</p>	<p>ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。</p> <p>生命保険会社は、どのような事業を行っているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。</p> <p>ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会から評価にさらされることで、より一層の経営努力がはられることになります。</p> <p>生命保険会社は、法律（保険業法第111条）によって、事業年度（4月1日～3月31日）ごとのディスクロージャー誌（「〇〇生命の現状」「決算のご報告」など名称は会社によって異なります。）を作成することが義務づけられています。</p> <p>このディスクロージャー資料は、生命保険各社の本社・支社・支部・営業所・事務所等で閲覧できます。</p>
------------------	--

ディスクロージャー誌 三井住友海上きらめき生命の現状2009

2009年7月発行

三井住友海上きらめき生命保険株式会社 人事総務部

〒101-8458 東京都千代田区神田錦町3-11-1

TEL 03-5282-8505

URL : <http://www.ms-kirameki.com>

きらめき生命は「障害者スポーツ」を応援しています。

きらめき生命は、2006年4月から
「障害者スポーツ支援」に取り組んでいます。
病気やケガで障害を被られた方々の
クオリティ・オブ・ライフ向上に
役立つ活動をしたいと考え、
スポーツに取り組むアスリートを
支援しています。

支援の内容

以下の3団体を支援し、各競技の普及・選手強化のお手伝いをしています。

- ・財団法人 日本障害者スポーツ協会
- ・日本視覚障害者柔道連盟
- ・日本身体障害者陸上競技連盟



コンセプトは「躍動感と希望」
障害者スポーツに取り組むアスリートを
賞賛し応援する社会を作ろうという
想いを込めて、ロゴマークを作りました。

一人ひとり一つひとつを大切に。



三井住友海上きらめき生命

www.ms-kirameki.com



三井住友海上きらめき生命保険株式会社